

鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）

# 遊びきる子ども

～遊びを通した育ちと学びを未来へつなぐ～



質の高い  
幼児教育

教育・保育の  
相互理解



専門性の  
向上



家庭教育を  
支える

関係機関が  
つながる

令和元年11月  
鳥取県教育委員会

### 《本プログラムにおける用語について》

本プログラムにおいては、鳥取県の現状を踏まえ、下記のように用語を使っています。

#### ◇幼児教育

- ・園種や設置者の違いに関わらず、全ての乳幼児を対象とした教育・保育

#### ◇幼稚園・認定こども園・保育所等（又は園）

- ・県内にある「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業所」「認可外（届出）保育施設」及び「特別支援学校幼稚部」等の幼児教育・保育施設の総称

#### ◇小学校等

- ・「小学校」「義務教育学校」「特別支援学校小学部」の総称

#### ◇幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等

- ・県内にある「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業所」「認可外（届出）保育施設」及び「特別支援学校幼稚部」等の幼児教育・保育施設と「小学校」「義務教育学校」「特別支援学校小学部」の総称

#### ◇保育者

- ・幼稚園・認定こども園・保育所等に勤務する幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の総称

#### ◇保育者等

- ・上記保育者に加え、調理員、看護師等の総称

#### ◇教職員等

- ・小学校等の教諭等及び幼稚園・認定こども園・保育所等の保育者等の総称



## はじめに

鳥取県教育委員会では、平成 24 年度に鳥取県のめざす幼児の姿を「遊びきる子ども」とした「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」を策定し、幼児教育の充実に向けた取組を推進してきました。そして、このたび、「鳥取県教育振興基本計画」の改訂の趣旨を踏まえ、今後の本県幼児教育の方向性や取組を示す「鳥取県幼児教育振興プログラム（第 2 次改訂版）」を策定しました。



近年、子どもたちや保護者を取り巻く社会環境の変化とともに、人間関係の希薄化、SNS 等によるコミュニケーションの多様化により、家庭教育の困難さが懸念されています。また、保護者が孤立したり、子どもへの接し方に自信を失っている保護者が増加したりしている現状もあります。乳幼児においても、外遊びや直接体験の機会の不足、基本的な生活習慣の自立の遅れなどの傾向が見られます。幼い頃から、家庭や地域とともに、生命を尊重する心、思いやりなど豊かな人間性や主体的に物事を判断し、行動する力を育成することが重要な課題であることを改めて感じています。

こうした中、平成 29 年 3 月に、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等が改訂（定）され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化」などが、すべての幼児教育・保育施設に共通して示され、新小学校学習指導要領においても、幼児教育と小学校教育間の円滑な接続の重要性が総則等に盛り込まれたところです。また、子ども・子育て支援新制度及び幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・認定こども園・保育所等において、生きる力の基礎となる質の高い幼児教育が求められています。

今、幼児教育の重要性が一層注目されています。本プログラムは、鳥取県の幼児教育はどうあるべきかを明確にし、今後の幼児教育の指針として提案するものであり、各市町村及び幼児教育関係者において、広く共有し、協力しながら幼児教育の振興に積極的に活用されることを望んでいます。

本プログラム策定のために真摯に御協議いただいた「鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」検討委員並びにアドバイザーの皆様をはじめ、貴重な御意見を寄せていただいた県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和元年 1 1 月

鳥取県教育委員会教育長

山 本 仁 志

# 目次

- 「遊びきる子ども」をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）の全体像・・・・・・・・・・ 2

## 第Ⅰ章 改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第Ⅱ章 鳥取県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第Ⅲ章 めざす子どもの姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 1 遊びきる子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 遊びの中の学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 育ちと学びの連続性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第Ⅳ章 推進の柱と基本方針及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

### 第Ⅳ章の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1 幼児教育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (1) 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - (2) 幼児教育における環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
  - (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実・・・・・・・・・・ 35

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針改訂（定）内容 (P22～24)	「遊びきる子ども」を育むために「学びの基礎づくり」「豊かな人間性の醸成」「健康な体づくり」と具体的な取組 (P27～29)	「合理的配慮」と「基礎的環境整備」 (P36)
---	--	----------------------------

## 2 保育者の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- (1) 研修体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 研修内容の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

鳥取県保育士等キャリアアップ研修 (P46)	園内研修の充実 ～全職員でつくり上げる研究の取組例～ (P50)
---------------------------	--

3 小学校教育との連携・接続推進 . . . . . 53

(1) 連携・交流の体制づくり . . . . . 55

(2) つながりを意識した教育・保育内容の充実 . . . . . 59

子どもの育ちと学びをつなぐための「3つの『つなぐ』」 (P56)	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について (P60)	接続カリキュラムを編成する際のポイント (P60)
-------------------------------------	----------------------------------	------------------------------

4 子育て・親育ち支援の充実 . . . . . 63

(1) 「親と子の育ちの場」の充実 . . . . . 65

(2) 子育て支援体制の充実 . . . . . 71

(3) 地域における園のセンター的機能の整備 . . . . . 75

「とっとり子育て親育ちプログラム」 (P66)	子どもと向き合う4つのポイント (P68)	児童虐待への早期対応と連携 (P72)
----------------------------	--------------------------	------------------------

5 地域とともにある幼児教育の推進 . . . . . 77

(1) 幼児教育・保育施設と関係組織の連携 . . . . . 79

(2) 地域とともにある園づくりの推進 . . . . . 85

「とっとり自然保育認証制度」 (P86)	ふるさとキャリア教育の推進について (P86)	これからの園・学校と地域のめざすべき連携・協働の姿 (P88)
-------------------------	----------------------------	------------------------------------

第V章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用 . . . . . 89

1 主な業務内容 . . . . . 89

2 主な支援 . . . . . 89

資料編 . . . . . 92

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 . . . . . 93

(2) ふるさとキャリア教育に関する系統的な取組の推進について . . . . . 95

(3) 幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会名簿 . . . . . 96

(4) 情報提供いただいた幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等 . . . . . 97

鳥取県教育振興基本計画 ～未来を拓く教育プラン～

# 自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

自他の価値を尊重することができ、夢や目標、学びに向かう意欲を持って生きる  
「自己肯定感」を育む

鳥取県幼児教育センター、市町村、園の連携・協力による発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の推進

<鳥取県教育振興基本計画 2(6)>

## めざす幼児の姿 遊びきる子ども



学びの基礎

豊かな人間性

健康な体

## 鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版） ～遊びを通した育ちと学びを未来へつなぐ～

### 《推進の柱》

### 《基本方針》

#### 1 幼児教育の質の向上

- ・幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開
- ・幼児教育における環境の充実
- ・特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実

#### 2 保育者の資質向上

- ・研修体制の整備
- ・研修内容の充実

#### 3 小学校教育との連携・接続推進

- ・連携・交流の体制づくり
- ・つながりを意識した教育・保育内容の充実

#### 4 子育て・親育ち支援の充実

- ・「親と子の育ちの場」の充実
- ・子育て支援体制の充実
- ・地域における園のセンター的機能の整備

#### 5 地域とともにある幼児教育の推進

- ・幼児教育・保育施設と関係組織の連携
- ・地域とともにある園づくりの推進



- ・子ども同士で遊び、葛藤しながら成長する機会の減少
- ・身近な自然や遊び場の減少
- ・外遊びや直接体験の不足

- ・少子・高齢化の進行
- ・共働き家庭の増加
- ・核家族化等家族形態の変化
- ・地域のつながりの希薄化の進行
- ・児童虐待の相談対応の低年齢化
- ・外国人材の受入れ制度の開始

### 乳幼児を 取り巻く 社会状況

- ・情報化社会の進行
- ・AI(人工知能)の進化・育児情報の氾濫
- ・スマホ等 ICT 機器使用の低年齢化

- ・子ども・子育て支援新制度
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・幼児教育施設の多様化

### 鳥取県の特徴

- ・女性就業率が高い
- ・保育所入所児の割合が高い
- ・長期間、長時間保育の子どもが多い
- ・0、1歳児の入所希望が多い

## 【鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）の全体像】

本県がめざす幼児の姿「遊びきる子ども」の育成に向けて、以下の5つの推進の柱に基づき、基本方針と目標を設定しました。県・県教育委員会と県内全ての幼稚園・認定こども園・保育所等、市町村及び設置者、小学校等が各々取り組むことを具体的に示しています。

# めざす幼児の姿 遊びきる子ども

## 1 幼児教育の質の向上

### 質の高い幼児教育

基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進

目標② 教育・保育内容の充実

目標③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

基本方針（2）幼児教育における環境の充実

目標① 幼児教育における環境の改善・整備

基本方針（3）特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実

目標① 支援体制の整備・充実

目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

## 2 保育者の資質向上

### 専門性の向上

基本方針（1）研修体制の整備

目標① 体系的な研修計画の整備

目標② 計画的・組織的な研修の推進

基本方針（2）研修内容の充実

目標① 専門性の向上のための研修の充実

目標② 幼保多様化に向けた研修の充実

## 3 小学校教育との連携・接続推進

### 教育・保育の相互理解

基本方針（1）連携・交流の体制づくり

目標① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実 ～組織をつなぐ～

目標② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教職員等の連携・交流の推進 ～人をつなぐ～

基本方針（2）つながりを意識した教育・保育内容の充実

目標① 接続カリキュラムの編成  
～教育をつなぐ～

目標② 地域における連携体制の整備  
～組織をつなぐ～

## 4 子育て・親育ち支援の充実

### 家庭教育を支える

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

基本方針（2）子育て支援体制の充実

目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実

目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

## 5 地域とともにある幼児教育の推進

### 関係機関がつながる

基本方針（1）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

目標① 連携体制の整備

目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

基本方針（2）地域とともにある園づくりの推進

目標① 地域資源の活用

目標② 子どもを支える地域づくり

# これからの幼児教育の指針



### 【キーワード】

「遊びきる子ども」の育成に向けて5つの柱にはキーワードを設けています。例えば、推進の柱1では、「質の高い幼児教育」を通して、「遊びきる子ども」を育てます。

## 第 I 章 改訂の趣旨

県教育委員会では、平成 25 年 3 月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を改訂し、幼児教育の充実に向けた取組を推進してきました。その間、乳幼児を取り巻く環境の変化もあり、乳幼児の育ちなどに対する様々な課題への対応が必要となっています。

その中で、県の幼児教育の拠点としての機能強化を図るため、平成 29 年 4 月に「鳥取県幼児教育センター」を設置しました。県内では、多様な幼児教育・保育施設が開設されるなど、各地域の実態に応じた幼児教育が展開されつつあります。

さらに、国の法改正や、平成 27 年に始まった「子ども・子育て支援新制度」、平成 29 年 3 月に告示された「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「小学校学習指導要領」等に基づく対応も必要となっています。

また、県教育委員会では、基本理念を「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」とする「鳥取県教育振興基本計画（改訂版）」を平成 31 年 3 月に策定しました。この基本理念の実現に向け、子どもたちの多様な個性や能力を十分に把握し、個に応じた教育を心身の発達段階を踏まえて行うとともに、子ども自らが能力や可能性を高めようとする意欲を引き出すため、子どもたちの「自己肯定感」〔資料 1〕を育む取組を進めることとしています。そして、乳幼児期から、周囲の人々に愛され、大切にされることで育まれる愛着形成と生きる力の基礎を育む幼児期の教育の充実が重要な取組の一つとなっています。また、将来の夢や希望をもち、ふるさと鳥取への愛着を育む「ふるさとキャリア教育」〔資料 2〕を推進することにも取り組んでいくこととしています。

このような状況を踏まえ、時代の変化や新たな課題に対応した今後の本県の幼児教育の方向性や具体的な取組等の指針を示すため、プログラムを改訂することとしました。

改訂にあたっては、県内学識経験者、保護者、幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、家庭教育、市町村保育担当課・教育委員会の関係者と県外アドバイザーからなる「鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」で協議いただきながら、県・県教育委員会が改訂作業を進めました。

県・県教育委員会では、このプログラムに沿って、関係課をはじめ、各市町村と連携・協力しながら、幼児教育の充実に向けた取組を推進し、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等、家庭・地域を支援していきます。

今後、市町村においては、本プログラムを参考に、地域の実情に応じて幼児教育に関する政策プログラムを策定または改訂するとともに、幼稚園・認定こども園・保育所等や家庭・地域、関係機関等と連携して取組の充実を図ることが期待されます。幼稚園・認定こども園・保育所等においても、全体的な計画、指導計画等、保育者等の研修計画等を作成・実施し、幼児教育の充実に努めることが期待されます。また、小学校等においては、幼児期に身に付けた力を小学校以降の学びにつなぐため、相互理解によるカリキュラムの改善・実施が必要です。

なお、本プログラムは、0歳から就学前の乳幼児及び小学生等を対象とし、発達や学びの連続性を踏まえた一貫性のある教育・保育の実現をめざしており、おおむね5年間を目途に、必要に応じて見直していくことにしています。

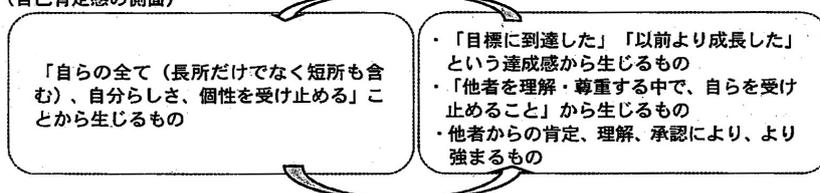
## 鳥取県教育委員会における「自己肯定感」の考え方

資料1

### 【鳥取県教育委員会の「自己肯定感」の考え方】

- 「自分の存在全てを受け入れ、自分を大切な存在である」と捉えることから生じる感情
- 「目標を持って、自らを高めようとする姿勢」から生じる感情であるとともに、「他者を理解・尊重することにより、自分も大切な存在である」と捉えることから生じる感情

(自己肯定感の側面)



※それぞれの側面が相互に関連しており、双方の自己肯定感の側面を醸成していくことが重要

### 【自己肯定感を醸成するための観点等】

- 大人が子どもにしっかり向き合い、一人一人の子どもが置かれた状況に目を向けていく。子どもの「個」を尊重する。
- 子どもたちの良いところ、長所を積極的に見つけ、認める、評価する。大人が愛情を持って接する姿勢を示し、子どもの可能性を広げていく。
- 子ども自身に目標を持つことや努力することの大切さを伝え、行動したこと、達成できたことを評価し、子どもたちの主体的な行動に繋げる。
- 子どもたちに役割や責任を持たせ、周囲から必要とされている、周囲の役に立っているということを感じることができるようにする。
- 他者との関係の中で、お互いに認め合い、他者を理解、尊重することができる環境づくりを進める。

「鳥取県教育振興基本計画」(H31.3)

## 鳥取県教育委員会における「ふるさとキャリア教育」

資料2

### 「ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力」の育成

- ・ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、受け継ごうとする姿勢
- ・地域やふるさとに誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする姿勢
- ・グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力

### 【ふるさとキャリア教育のめざす人間像】

- ・ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
- ・鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身に付けた人材
- ・社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
- ・自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材

## 第Ⅱ章 鳥取県の現状

平成27年4月、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、幼児教育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。小規模保育事業、家庭的保育事業といった新たな事業類型の地域型保育事業所や認可外（届出）保育施設を含め、県内には、令和元年5月現在、294の幼児教育・保育施設があり、年々増加傾向にあります。（資料3）

女性の社会進出、雇用形態の多様化の要因もあり、保育所等への入所率は年々増加しています。（資料4）三世帯同居の割合は全国9位、児童1万人あたりの保育所数は全国4位となっており、子育てをしながら働き続けやすい環境にあると言えますが、一部の地域では年度中途に待機児童が発生しており、保育ニーズの高まりに応じた対応が喫緊の課題となっています。また、親の就労状況等に関わりなく子どもを受け入れる体制づくりや様々な保育環境の充実が求められています。

また、核家族化、少子・高齢化をはじめとする社会の変化などにより人間関係が希薄化し、家庭教育が困難になっている状況があり、見守りや相談、仲間づくりなど地域での子育て支援へのニーズは高まっています。（資料5）

さらに、家庭や地域における豊かな体験が不足してきており、鳥取ならではの自然を生かした教育・保育をはじめ、幼稚園・認定こども園・保育所等で豊かな体験をさせていくことが必要です。人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育を充実するとともに、県内すべての乳幼児の健やかな育ちを支えることが重要な課題となっています。そして、乳幼児期から周囲の人との愛着関係や自己肯定感を育むとともに、ふるさと鳥取を誇りに思い、次代を担う人材を育むことが必要です。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が始まり、全ての施設において幼児教育の質を向上していくことが求められています。県教育委員会と県子育て・人財局は、連携・協力して研修を実施し、保育者の指導力向上を図っています。また、幼児教育担当指導主事（以下担当指導主事）と幼児教育支援員、幼児教育アドバイザー、保育専門員が幼稚園・認定こども園・保育所等を訪問して、幼児教育に関する実態把握、指導助言を行うことにより、市町村及び各園の取組を支援しています。平成22年度からは、市町村保育担当課と連携して、保育所の計画訪問を実施しています。

一方、保育の実施主体である市町村の一部においては、単独で保育所等への指導を行う専任職員（保育アドバイザー等）の配置が困難であるなど、市町村の幼児教育推進体制は十分とはいえない状況があります。

＜幼稚園・認定こども園・保育所等の施設・入所児童数＞

資料3

(令和元年5月1日現在)

区分	種別と対象児童	施設数	入所児童数*
幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)	教育施設 (満3歳から就学前児童)	20 (国公立4、私立16)	2,131人
保育所 (保育所型認定こども園含む)	児童福祉施設 (乳児から就学前児童)	156 (公立87、私立69)	13,588人
幼保連携型認定こども園	教育施設かつ児童福祉施設 (乳児から就学前児童)	30 (公立12、私立18)	4,107人
地域型保育事業所	児童福祉施設 (原則、乳児から2歳児)	37 (公立4、私立34)	489人
届出保育施設等	ベビーホテル、事業所内保育施設、企業主導型保育事業所など	51 (うち企業主導型18)	938人

\*地域型保育事業所、届出保育施設等の入所児童数は平成31年4月1日現在

＜保育所等への入所状況（平成30年10月1日現在）＞

資料4

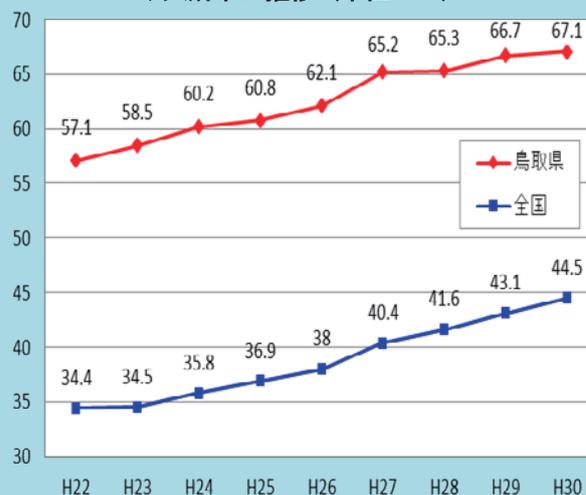
◆本県における保育所等入所人数（単位：人）

	0歳児	1,2歳児	3歳児	4歳児以上
H26	1,421	5,828	3,354	6,737
H27	1,451	5,955	3,609	7,107
H28	1,428	6,046	3,408	7,184
H29	1,359	6,075	3,548	7,096
H30	1,300	5,894	3,453	7,068

「福祉行政報告例」（厚生労働省）

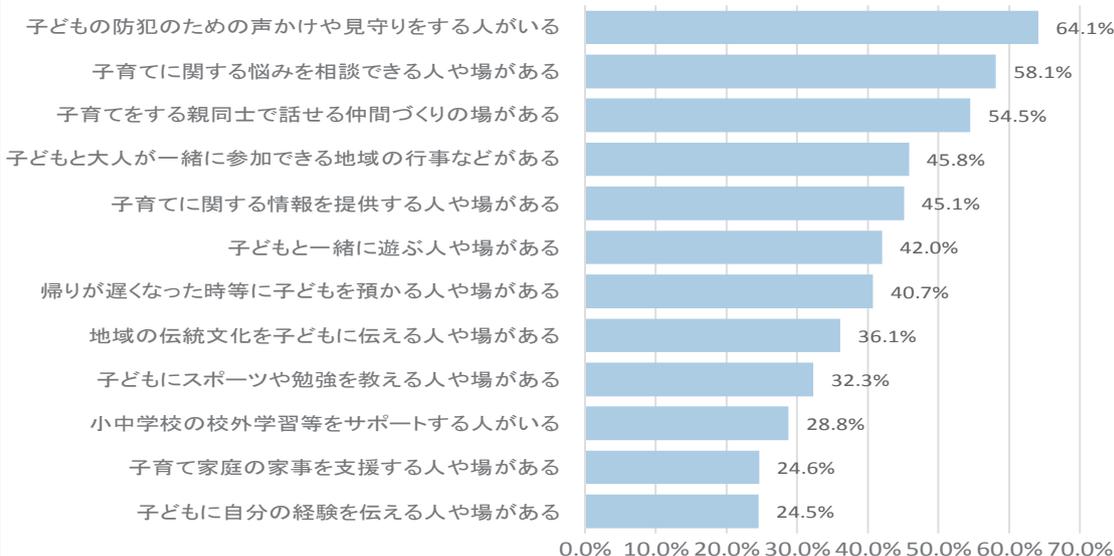
※地域型保育事業所、届出保育施設等への入所人数は除く

◆入所率の推移（単位：%）



＜地域で子育てを支えるために重要なこと＞

資料5



「平成25年度家族と地域における子育てに関する意識調査」（内閣府）（対象者：全国20歳～79歳の男女）

市町村幼児教育・保育担当者や園関係者への聞き取りや幼児教育調査（H28 年度実施）の結果から、下記のような姿がうかがえます。

### ■子どもの姿

早い時期から、集団生活を始めることで、家族以外の人や集団に慣れ、人なつこく素直な面が見られます。

家庭や地域における遊びが変化し、外遊びや直接体験が不足している傾向が見られます。また、基本的な生活習慣の定着や精神的な自立に課題が見られ、自ら遊びを選んだりつくったりすることが苦手な様子もうかがえます。携帯ゲーム機やスマートフォン、メディアとの関わりが課題となっています。（資料6）

さらに、早期から文字を覚え、数を数えるなど知的なことへの関心が高い一方で、思いや言葉をたくさんもっている、集団の中で自分の思いを言葉にして伝えたり相手の思いを受け止めたりすること、同年代の友達と関わることなどが苦手であるといった傾向も見られます。

### ■保護者の姿

保護者だけでなく、家族みんなで子育てや園行事等に参加するなど、子どもの育ちや学びについて関心が高い傾向にあります。保護者は、子どもに対し、過保護や過干渉になりがちである一方、公共のマナーを教えられない、子育てを幼稚園・認定こども園・保育所等に依存しがちであるなど、家庭における子育てが難しくなっている現状もあります。

また、情報機器の発達により、簡単に子育て等の情報が手に入る一方で、子育てへの不安や孤立感があるなど、保護者同士の関係づくりも難しくなっています。（資料5）

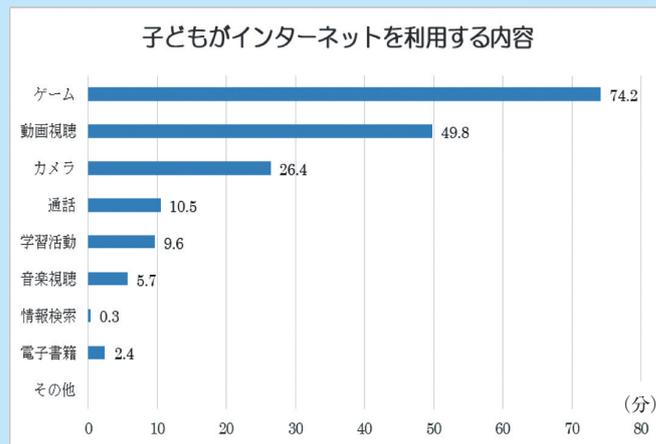
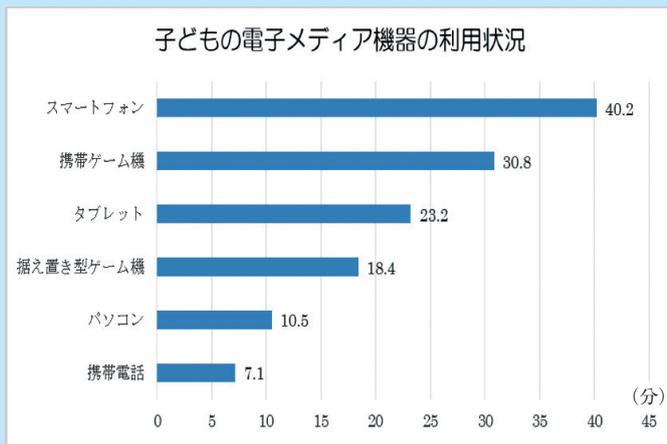
さらに、乳幼児期に親子の愛着関係をしっかりと築き、情緒の安定を図っていくことや、子育て文化の継承が課題となっています。

### ■保育者の姿

子どもや保護者に寄り添い、思いや考えを汲み取って応答的に関わる姿が多く見られます。また、県がめざす「遊びきる子ども」を育むことを意識した実践を進める保育者が増えています。（資料7）

子どもの育ちと学びをつなぐ幼稚園・認定こども園・保育所等、小学校等において、子ども同士の交流や教職員等の交流が進み、互いの教育・保育を充実させるよう、年間連携計画等に基づく実践が広がっています。（第IV章3 56 ページ）

保育人材の不足、長時間保育への対応や勤務形態の複雑化などにより、研修時間の確保が難しくなっていますが（資料8）、平成24年度と比較すると園内・園外研修ともに肯定的な回答が増えており、各園において研修の重要性が理解されるとともに、研修への参加体制や研修内容等の工夫が積極的に行われていることが分かります。（第IV章2 46 ページ）



「インターネットの利用に関するアンケート」(H27 県教育委員会社会教育課) 回答：県内未就学児(5歳児)の保護者478名  
スマートフォンを5歳児の約4割が利用しているなど、生活や遊びの中に電子メディア機器の利用が位置付きつつあります。また、ゲーム、動画視聴を中心に、幼児期においてもインターネットの利用が進んでいます。

### <遊びきる子どもを育む取組について>

自園において「遊びきる子ども」を意識した保育を実践する保育者は増えたと感じますか。



「市町村等幼児教育・保育指導者研修会」及び「幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会」アンケート(H30.6)より

#### 鳥取県教育委員会が作成した冊子等の活用状況



93%



95%



87%



65%



園 81%・小学校 73%

「県幼児教育センター実施の研修会参加者アンケート」(H30)より

### <保育者の研修について>

園内研修が「あまり充実していない」「充実していない」と答えた理由

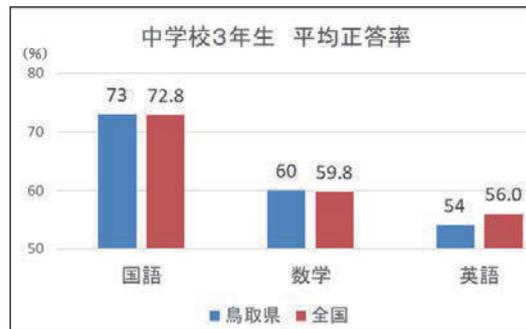
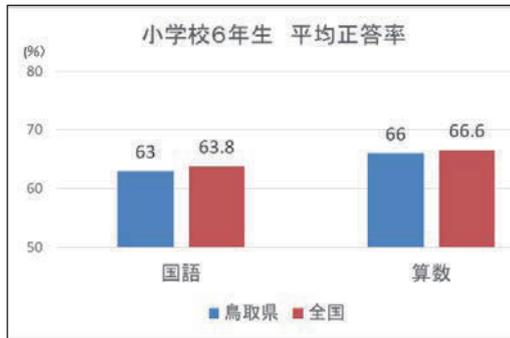
全員そろっての実施が難しい	49園
平日の子どもがいる時間の研修または時間外の研修は難しい	36園
多忙で研修する時間がない	33園
研修の中心となる教職員がいない	5園

全 211 園中  
複数回答

「幼児教育調査」(H28)

## ■本県の児童生徒の現状

### (1) 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果



### ～鳥取県の子どもたちのよいところ～

人の役に立つ人間になりたいと思いますか

**96.1%**  
(95.2%)



今住んでいる地域の行事に参加していますか

**81.3%**  
(68.0%)

難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか

**81.2%**  
(79.0%)

児童質問紙で肯定的な回答の割合が全国平均よりも高かったもの(抜粋)  
<対象: 小学校6年生>  
( )は全国平均

あなたの学級では学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか

**78.5%**  
(74.0%)

### ～さらに伸ばしたいところ～

「将来の夢や目標を持っていますか」(肯定的な回答)

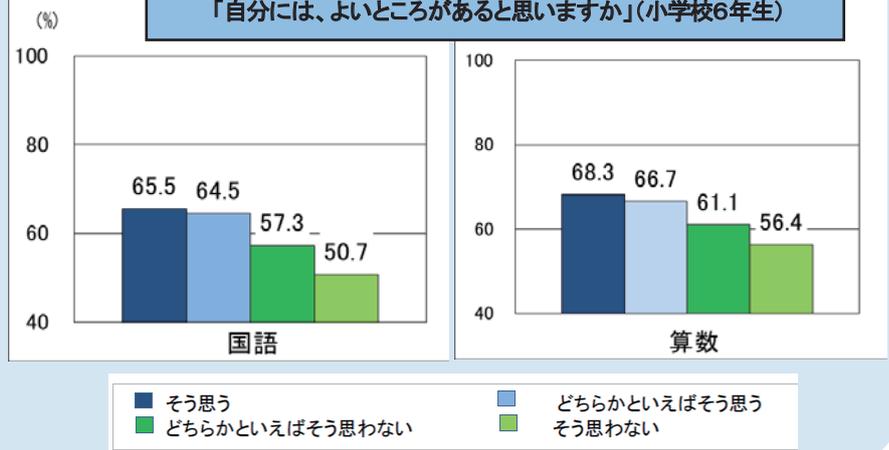


平成30年度と比較して、肯定的な回答が増えていますが、全国平均を下回る結果となっています。

肯定的な回答をした児童の方が、教科に関する調査について平均正答率が高い傾向が見られます。



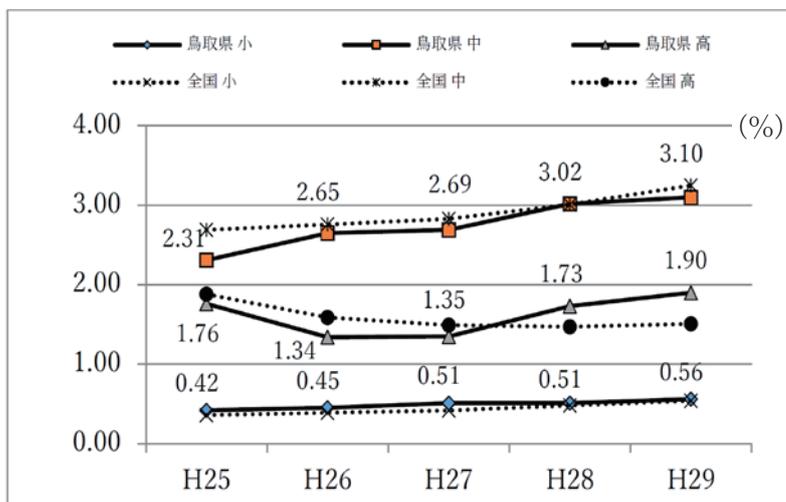
「自分には、よいところがあると思いますか」(小学校6年生)



### POINT

将来への夢や目標をもつとともに、自己肯定感を乳幼児期から育むことが、小学校以降の生活や学習の基盤となると考えられます。

(2) 不登校児童生徒の割合の推移 (平成25年度～29年度)



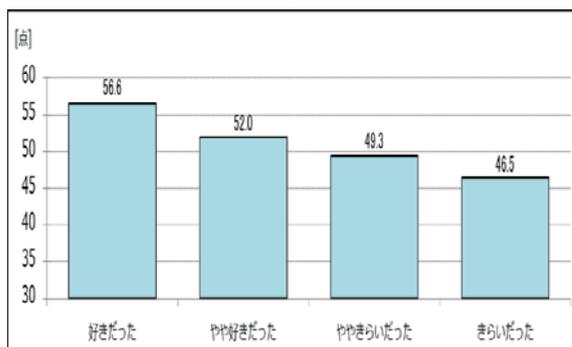
小学校の不登校児童の割合は微増し続け、全国平均を少し上回っています。中学校では、前年度より割合が上昇していますが、全国平均を下回っています。

(3) 平成30年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査 鳥取県の結果  
実技に関する集計結果

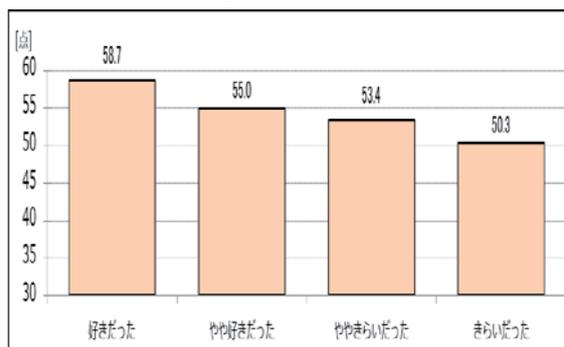
小5男子	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	体力合計点
県平均値	16.39	19.70	31.84	43.06	58.99	9.40	154.06	22.74	54.66
全国平均値	16.54	19.94	33.31	42.10	52.15	9.37	152.26	22.14	54.21

小5女子	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	体力合計点
県平均値	16.07	19.13	35.82	41.95	49.51	9.60	147.02	13.88	56.84
全国平均値	16.14	18.96	37.63	40.32	41.89	9.60	145.97	13.76	55.90

「体力合計点」と質問項目「小学校入学前に運動遊びが好き」との関係



<小学校5年生男子>



<小学校5年生女子>

「小学校入学前に運動遊びが好き」と答えた児童は、総合評価及び体力合計点が高いことが分かります。

POINT

乳幼児期においては、直接的・具体的な経験を通して、体を動かす楽しさや満足感を味わうことが重要です。

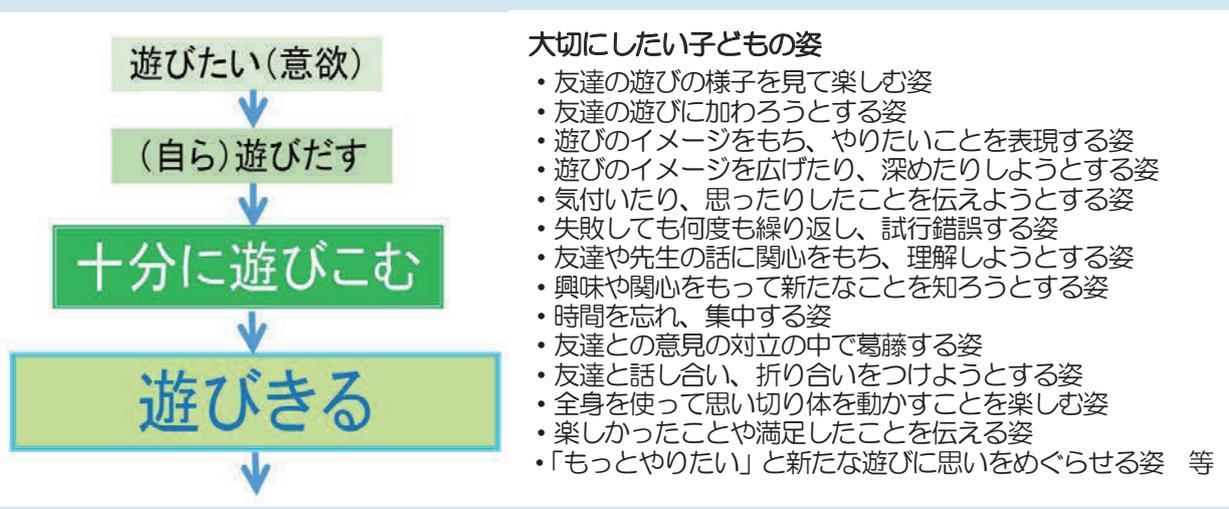
### 第三章 めざす子どもの姿

#### 1 遊びきる子ども

## 遊 び き る 子 ど も

遊びと生活の中で、心も体も一緒に育つのが乳幼児期の特徴です。子どもは、幼稚園・認定こども園・保育所等で、いろいろなことに興味や関心をもち、自発的な活動や具体的な体験を通して多くのことを学びます。子どもの遊びには、成長や発達にとって重要な体験がたくさん含まれています。園においては、友達との集団生活を通して、「遊びきる子ども」を育てていくことをめざします。

遊びの楽しさは、子どもが**遊びたい**という意欲から、自ら**遊びだす**ことで始まります。自発的な活動としての遊びが充実し、遊びに集中する中で、保育者や友達に自分の思いを伝えたり、考えを表現したりしながら**遊びこむ**ことで、遊びの楽しさやおもしろさが深まったり広がったりしていきます。十分に遊びこむことが**遊びきる**ことにつながり、遊びきることで心地よい満足感や達成感を味わっていくのです。この満足感や達成感といった自己充実感が自信となり、新たな遊びのイメージや見通し、エネルギーを生み出すことにつながります。このような遊びの繰り返しが、義務教育以降の学びの土台となる力を育むこととなるのです。



そのため、幼稚園・認定こども園・保育所等では、友達とたっぷり遊ぶ時間と場を保障し、心ゆくまで遊びきるができる環境を構成することが必要となります。

また、教育・保育の専門家である保育者が、各年齢の発達過程を踏まえ、一人一人の遊びの姿を丁寧に見取るとともに、主体的な遊びを中心とした乳幼児期にふさわしい生活や遊びをつくっていくことが重要です。

#### POINT

「遊びきる」とは、一人一人が、試行錯誤したり、挑戦したりする中で、自己発揮をし、様々な葛藤体験を乗り越えながら友達と関わって十分に遊びこみ、満足感や達成感を味わうことができている状態であると捉えられます。この経験が「自己肯定感」を育むことにつながります。

## 2 遊びの中の学び

遊びは、乳幼児期にふさわしい活動の在り方であり、遊びを通して、たくさんの学びが生まれます。そのため、保育者は、子どもの自発的な活動である遊びを十分に確保することが大切です。そして、遊びの中で、子どもが身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、子どもと共によりよい教育環境を創造するよう努めることが求められています。

遊びの質を高めるために、保育者は、子どもの主体的な活動が確保されるよう子ども一人一人の行動の理解と予想に基づき、意図をもって教材を工夫したり、環境を構成したりします。また、そのために、保育者は子どもの内面を理解し、子どもが経験していることや育ちや学びを的確に捉えて評価し、一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切です。

### 遊びの中の学び

#### 【砂遊び：4歳児の例】

砂を触ったり、落としたり、固めたり、並べたりする中で、遊びのイメージを広げる。

砂を運んだり、全身を使って掘ったりすることを繰り返し、進んで体を動かす楽しさを味わう。

友達の遊びを真似たり、一緒に遊ぶ方法を話し合ったりすることで、人と関わる楽しさに気付く。

共通の目的に向かって、友達と協力して取り組む楽しさを味わう。

砂の色の違いや性質に気付き、試したり、工夫したりする。

団子の数を数えたり、大きさを比べたりして、数量や図形などに興味をもつ。

遊びに使った道具の片付けをすることで、きまりを守る気持ちよさを感じる。



### 3 育ちと学びの連続性

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針及び小学校学習指導要領等の改訂（定）により、幼児期から高等学校までの教育全体を通して3つの資質・能力を育むことが示され、子どもの育ちと学びをつなぐ教育のさらなる充実が求められています。幼児期において育みたい資質・能力を総合的に育むことが、「遊びきる子ども」を育むことにつながります。

乳幼児期は、学びの土台となる力を身に付ける時期であると言えます。小学校等においては学びをゼロからスタートするのではなく、その力を引き継ぎ、幼児期に身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子どもたちの資質・能力を伸ばすことが重要です。

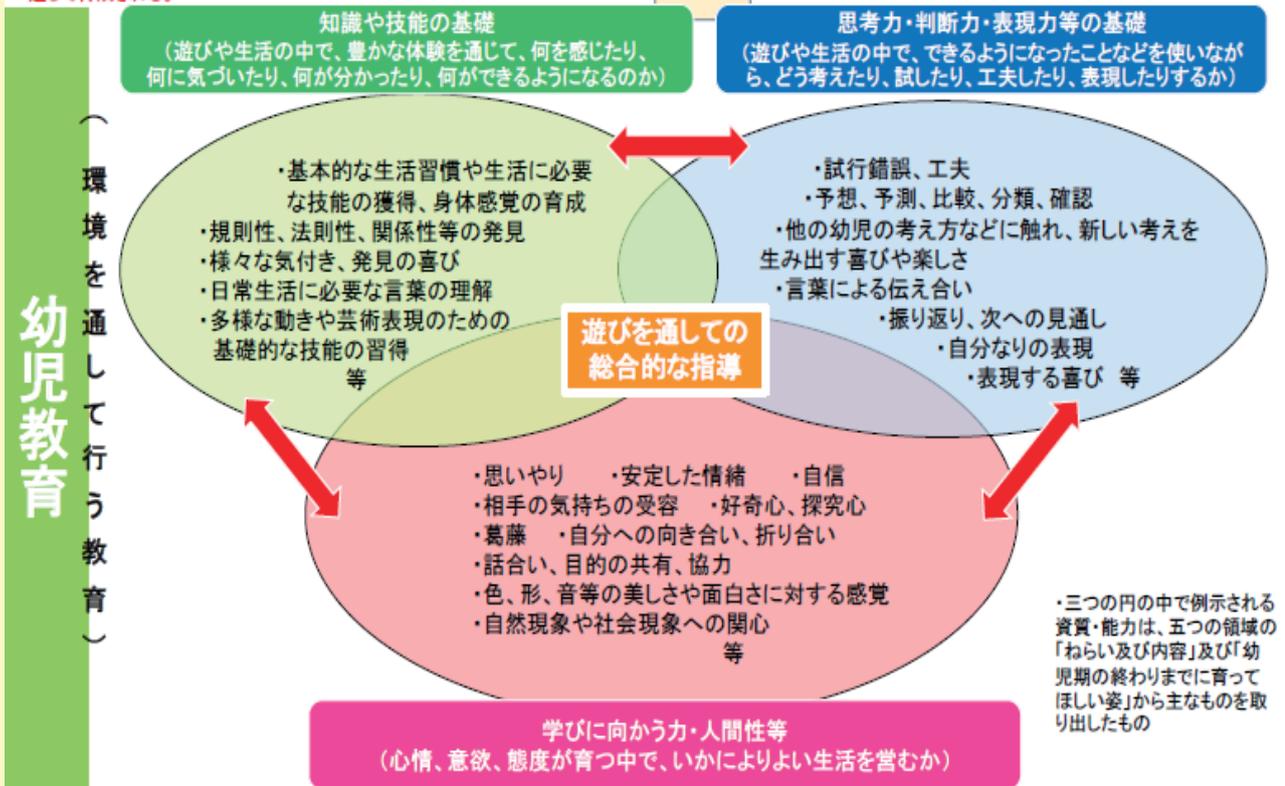


## 幼児期において育みたい資質・能力

### 資質・能力の三つの柱に沿った、幼児期において育みたい資質・能力の整理イメージ

小学校 以上	<b>知識や技能</b> (何を理解しているか、 何ができるか)	<b>思考力・判断力・表現力等</b> (理解していること、できることを どう使うか)	<b>学びに向かう力、人間性等</b> 情意・態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わり よりよい人生を送るか)
-----------	--	---	---

\*下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。



「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育部会」資料

また、幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、到達目標ではなく、育ちの方向性を示すものであり、保育者が指導を行う際に留意するものであると同時に、小学校等の教職員にとっても児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうようにするための教育活動の手がかりとなるものです。幼児児童の心身の発達等に応じて、教職員等が指導を行う際に考慮するものです。



## 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

小学校等

### 第2章4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

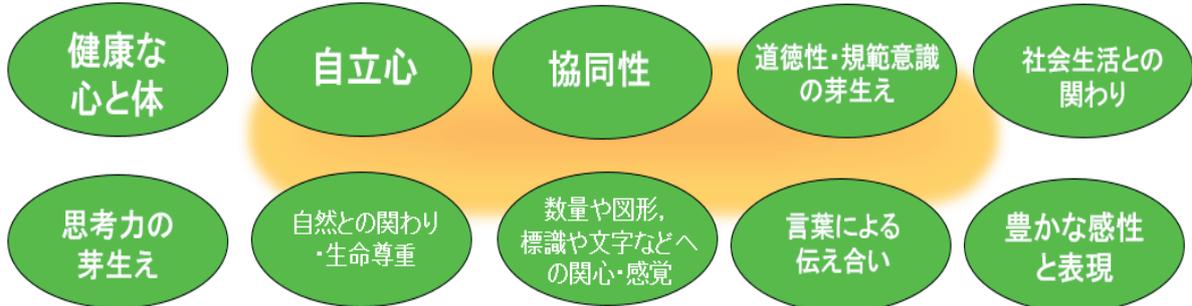
「小学校学習指導要領」

### 第1章4 学部段階等間及び学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階間の接続を図るものとする。

(1) 小学部においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」



幼稚園・認定こども園・保育所等

### 第1章総説 第2節

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章で示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

「幼稚園教育要領解説」

### 第2章総説 第3節

幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章で示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚部修了時の具体的な姿であり、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等に応じて、教師が指導を行う際に考慮するものである。

「特別支援学校幼稚部教育要領解説」

幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域と小学校の「国語」や「算数」などは、一見何のつながりもないように見えたり、ある領域と特定の教科が直接つながっているように見えたりするかもしれません。

幼児期の教育と小学校教育は、指導法や学び方に違いがありますが、特定の領域と教科の表面的なつながりではなく、全体として深いところで結び付いています。幼児期の教育の特性である遊びを通しての総合的な指導が、義務教育及びその後の教育の基盤を培っているのです。



## 子どもの育ちと学びのつながり

幼児期に遊びを通して身に付けた力は、小学校以降の創造的な思考や主体的な生活等の基礎となっています。

(例)「対話的な学び」のつながり

幼児期において「対話的な学び」は友達や保育者、地域の方との関わりを深める中で、自分の思いや考えを伝え合い、自らの考えを広げ深めることで実現します。



園

友達や先生の話に関心をもって聞こうとする。

考えたことを自分なりに表現しようとする。



小学校

必要なことを記録したり質問したりしながら聞き、話し手が伝えたいことや自分が聞きたいことの内容を捉えて自分の考えをもつ。

相手や目的に応じて適切な表現方法を選んで表現する。



中学校

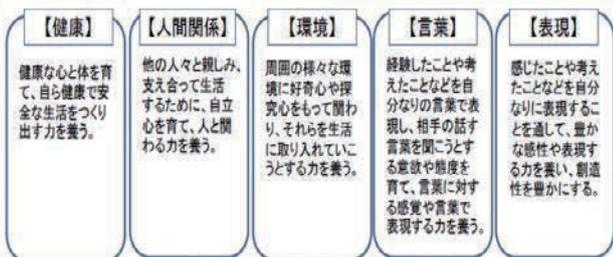
論理の展開などに注意して聞き、話し手の考えと比較しながら、自分の考えをまとめる。

表現手段の特徴を理解し、相手や目的、意図に応じて効果を考えながら工夫して表現する。

乳幼児期の心動く直接的な体験や遊びを通して育まれた主体性は、小学校以降の「主体的な学び」につながります。また、友達や保育者との温かい関係の中で育まれた協同性やコミュニケーション力等は、「対話的な学び」につながっています。

### 《幼稚園教育要領等の「5領域」と小学校学習指導要領の「教科」等について》

#### 5領域



遊びを通しての総合的な指導

(幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領)

#### 教科等



教科・領域等を通しての指導(小学校学習指導要領)

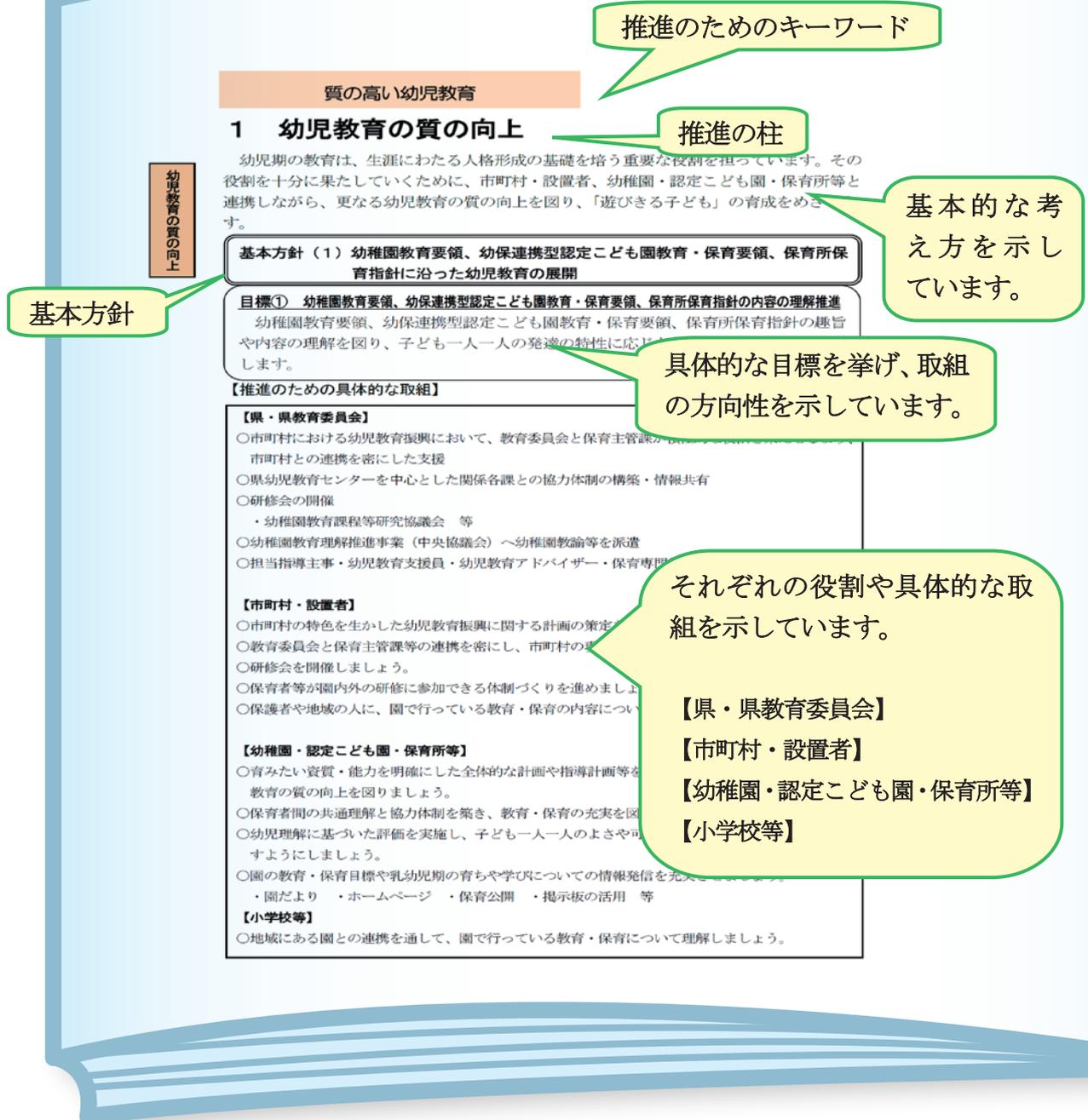
#### 第IV章 推進の柱と基本方針及び目標



## 第IV章の見方

〈左ページ〉

推進の柱ごとに、体系表をつけています。



推進のためのキーワード

推進の柱

基本的な考え方を示しています。

具体的な目標を挙げ、取組の方向性を示しています。

それぞれの役割や具体的な取組を示しています。

【県・県教育委員会】

【市町村・設置者】

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

【小学校等】

基本方針

幼児教育の質の向上

## 活用の仕方・場面

### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 園内で活用
  - ・全体的な計画の作成
  - ・職員研修
  - ・幼保小連携・接続の資料
  - ・指導計画等作成
  - ・研究、研修テーマ設定
  - ・入園説明会
  - ・保護者会
- 園紹介用資料として活用
  - ・園の広報資料（保護者・地域の方等向け）作成
  - ・実習、体験ボランティア等の受入れ 等

〈右ページ〉



各種調査等による実態



参考となる実践・取組・資料等



理解を深めるための資料

施 策

県の施策

施 策

市町村の施策

POINT

重要な視点

見開き 2 ページ

【小学校等】

- ・スタートカリキュラム編成・見直し・実施
  - ・保護者研修会
  - ・幼保小連携・接続のための研修
  - ・保育体験の事前研修
  - ・校内研修会
- 等

【市町村・設置者】

- ・行政施策の参考
  - ・幼児教育に関する政策プログラムの策定・見直し
  - ・職員研修会の参考資料
  - ・計画訪問、要請訪問時の参考資料
- 等

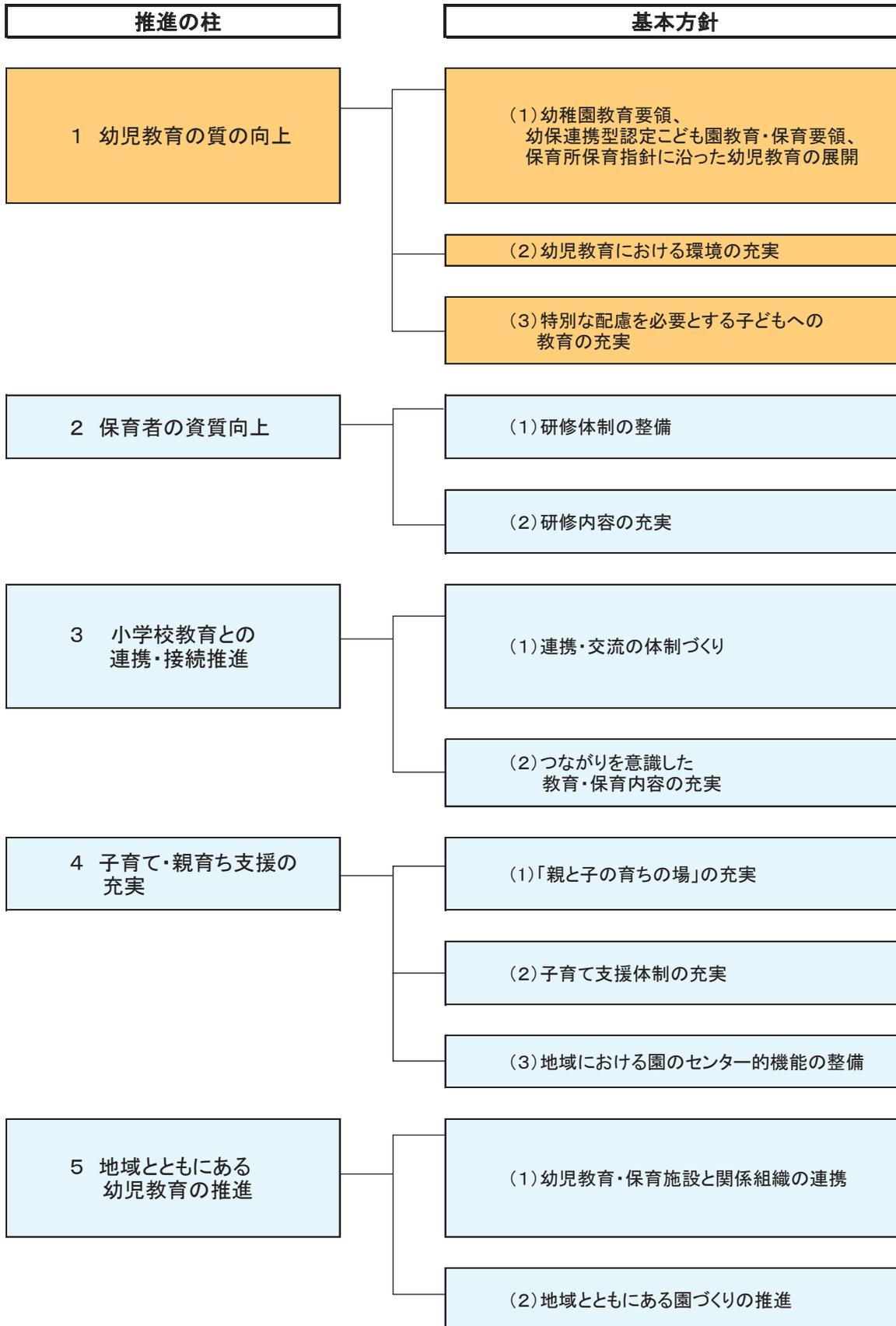
## 推進の柱 1

### 幼児教育の質の向上

質の高い  
幼児教育



#### 【体系表】





目標

- ① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- ② 教育・保育内容の充実
- ③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

- ① 幼児教育における環境の改善・整備

- ① 支援体制の整備・充実
- ② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

- ① 体系的な研修計画の整備
- ② 計画的・組織的な研修の推進

- ① 専門性の向上のための研修の充実
- ② 幼保多様化に向けた研修の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実 ～組織をつなぐ～
- ② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教員等の連携・交流の推進 ～人をつなぐ～

- ① 接続カリキュラムの編成 ～教育をつなぐ～
- ② 地域における連携体制の整備 ～組織をつなぐ～

- ① 多様な場を活用した交流機会の提供
- ② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③ 親と子の生活習慣づくりの支援

- ① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- ② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ① 連携体制の整備
- ② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- ③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ① 地域資源の活用
- ② 子どもを支える地域づくり



# 1 幼児教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所等並びに小学校等と連携しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

### 基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

#### 目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達の特性に合った教育・保育の推進をめざします。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 市町村における幼児教育振興において、教育委員会と保育所管課が積極的な役割を果たせるよう、市町村との連携を密にした支援
- 県幼児教育センターを中心とした関係各課との協力体制の構築・情報共有
- 研修会の開催
  - ・幼稚園教育課程等研究協議会 等
- 幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）へ幼稚園教諭等を派遣
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援

##### 【市町村・設置者】

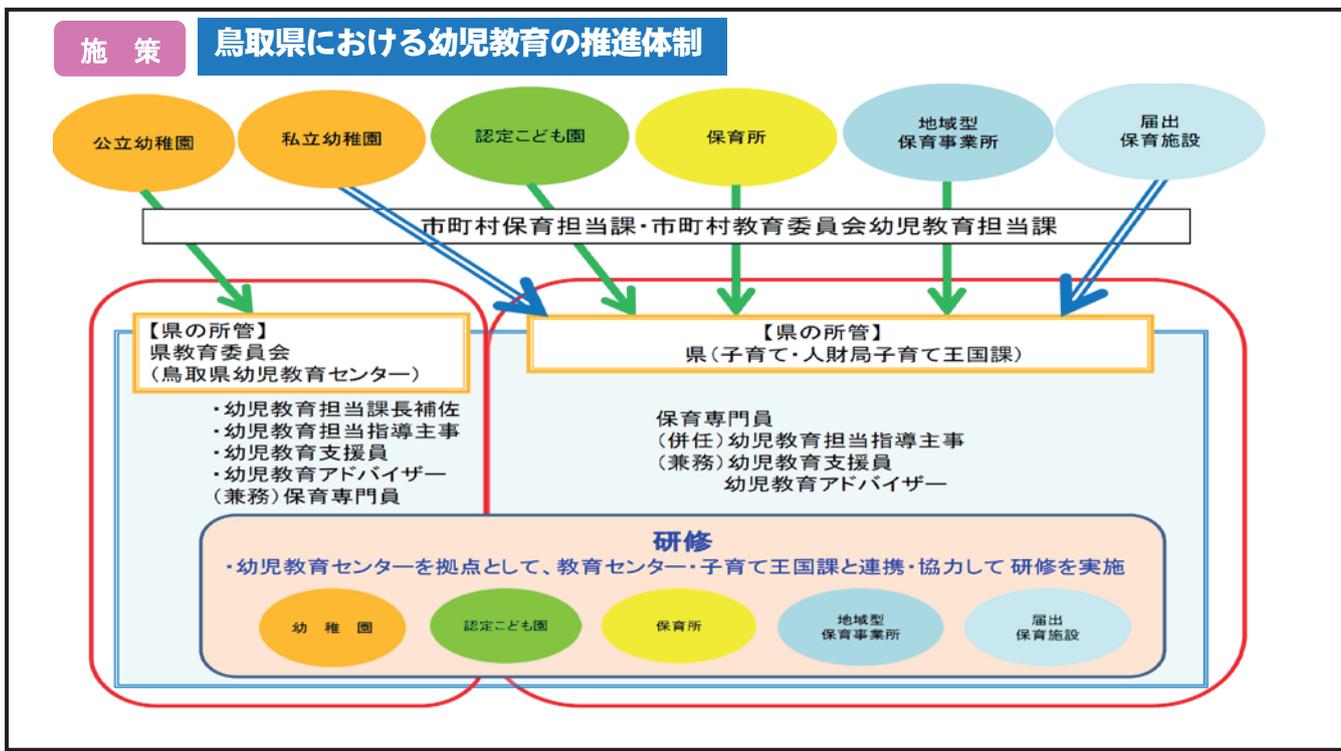
- 市町村の特色を生かした幼児教育振興に関する計画の策定を進めましょう。
- 教育委員会と保育所管課等の連携を密にし、市町村の現状に即した取組を支援しましょう。
- 研修会を開催しましょう。
- 保育者等が園内外の研修に参加できる体制づくりを進めましょう。
- 保護者や地域の人に、園で行っている教育・保育の内容について発信しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 育みたい資質・能力を明確にした全体的な計画や指導計画等を全保育者等で作成・編成し、幼児教育の質の向上を図りましょう。
- 保育者間の共通理解と協力体制を築き、教育・保育の充実を図りましょう。
- 幼児理解に基づいた評価を実施し、子ども一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすようにしましょう。
- 園の教育・保育目標や乳幼児期の育ちや学びについての情報発信を充実させましょう。
  - ・園だより ・ホームページ ・保育公開 ・掲示板の活用 等

##### 【小学校等】

- 地域にある園との連携を通して、園で行っている教育・保育について理解しましょう。

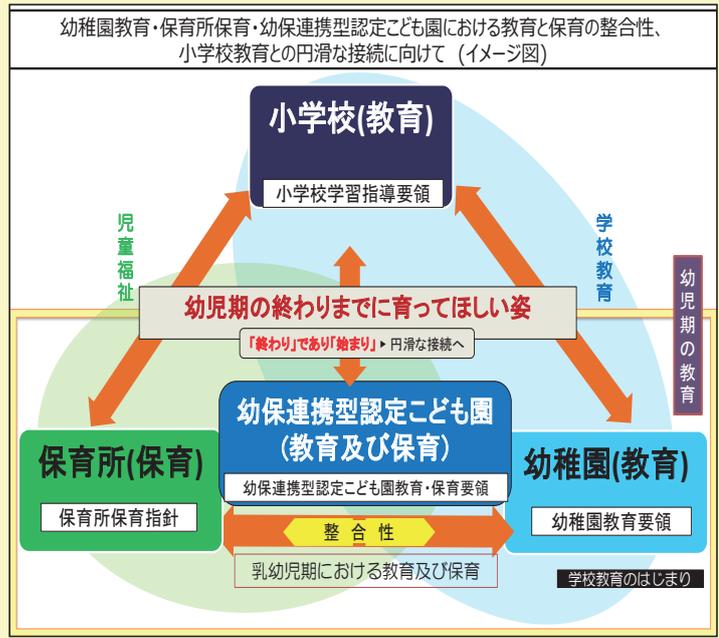


### 施策 「鳥取県幼児教育センター」による支援

「鳥取県幼児教育センター」を平成 29 年度に設立し、幼児教育担当指導主事と幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員が配置されています。各種研修会の企画・運営や園訪問等を通して、園の現状と課題の把握、園内研修支援、小学校等との連携・接続の推進、情報提供など、各園、地域、市町村の実態に応じた支援を行っています。

詳細は「第V章」参照

## 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針改訂（定）内容



### 幼稚園教育において育みたい資質・能力

- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
- 資質・能力の三つの柱として整理
  - ①生きて働く「知識・技能」の習得
  - ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
  - ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- 幼児教育段階では、三つの柱を下图のように整理。この資質・能力は幼稚園教育要領の5領域の枠組において育むことができるため、5領域は引き続き維持

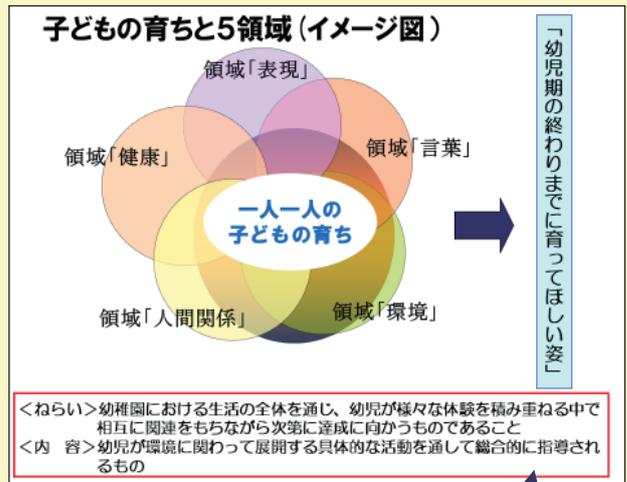
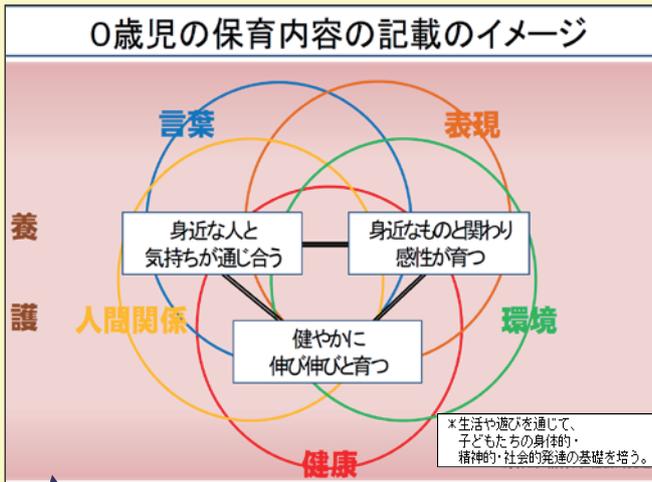
なお、幼児教育の特性から、これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要

平成 30 年度に全面実施となり、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所における教育内容等の更なる整合性が図られ、「幼児期において育みたい資質・能力」の明確化、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、全体的な計画や指導計画等を作成・編成するなど、教育・保育の質をより高めていくこと等が明記されています。

「H30 鳥取県幼稚園教育課程等研究協議会」文部科学省幼児教育調査官資料



# 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針 改訂(定)内容



## 第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」の改訂の要点-2

### 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項の改善・充実

- 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の各時期の発達の特徴を示し、それぞれの保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面から視点と領域としてまとめ、新たに記載。
- 満3歳以上の園児の教育及び保育に関し、近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育及び保育の内容等を改善・充実。
- 乳幼児期、満1歳以上満3歳未満の各時期及びその他教育及び保育の全般における配慮すべき事項について、それぞれ明確化。



「H29中央説明会」資料

## 幼児期の教育における見方・考え方

教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。



「幼稚園教育要領」

## 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、保育者が念頭におくこと

- ①一人一人の幼児の体験を理解しようと努めること。
- ②幼児の体験を教師が共有するように努め、共感すること。
- ③ある体験からどのような興味や関心が幼児の心に生じてきたかを理解すること。
- ④ある体験から幼児が何を学んだのかを理解すること。
- ⑤入園から修了までの幼稚園生活の中で、ある時期の体験が後の時期のどのような体験とつながり得るのかを考えること。



「幼稚園教育要領解説」

### POINT

遊びや生活の中で様々な環境と関わり、豊かな体験を通して「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が育まれていきます。その際、心動かされる体験を準備し、集団生活の中で、子どもたち同士の関わりが深まるように配慮していくことが大切です。そのことにより、子どもの体験がつながりを持ち、学びがより豊かになっていきます。

## 幼児理解に基づいた評価

- 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

「幼稚園教育要領解説」



### POINT

日々の記録やエピソード、写真などの子どもの評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の保育者等で一人一人のよさを捉えたりして、より多面的に子どもを捉える工夫が必要です。

## 基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

### 目標② 教育・保育内容の充実

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、教育・保育内容の充実を図ります。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 全体的な計画、指導計画等の作成・編成、活用等、カリキュラム・マネジメントの確立のための支援
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援
- 県幼児教育センターと県子育て王国課との連携による研修内容の充実
- 幼稚園・認定こども園・保育所等の相互理解の推進
  - ・幼保一体化における幼児教育・保育相互理解研修の実施
- 人権尊重の視点からの取組の推進
- 運動遊びの機会の提供、情報発信
- 鳥取の豊かな自然環境を生かした幼児教育の推進

##### 【市町村・設置者】

- 計画的に市町村や園の実態・課題に応じた研修会を開催しましょう。
- 計画的・継続的な園訪問による支援・助言を行いましょ。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 遊びを通して総合的な発達が実現していくよう全体的な計画、指導計画等に基づいた教育・保育の実践をしましょう。
- 自園の教育目標及び実態に基づき、全体的な計画、指導計画等を組織的・計画的に全保育者で作成し、カリキュラム・マネジメントを確立させましょう。
- 全体的な計画、指導計画等を絶えず見直し、改善し、教育・保育の質の向上に努めましょう。
- 園内の研修体制づくりをしましょう。
- 公開保育や事例検討会等の園内研修を積極的に実施しましょう。
- めざす子どもの姿を地域の小学校等と共有し、子どもの育ちを見通した教育・保育を行いましょ。
- 人権尊重の理念について十分理解し、子どもが自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努めましょう。

##### 【小学校等】

- 地域にある園の保育参観・保育体験等の機会等を通じて、遊びを中心とした乳幼児の育ちと学びについて理解をし、教育に生かしましょう。

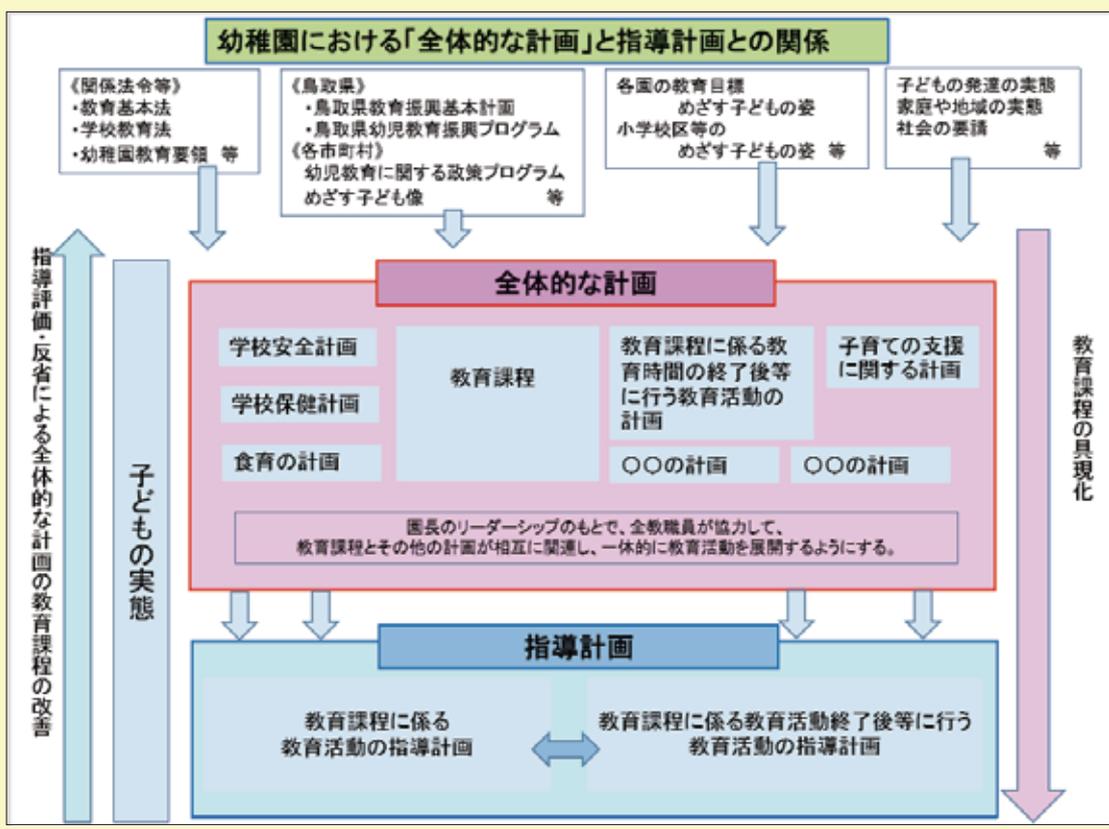


## 全体的な計画の作成及びカリキュラム・マネジメントの実施・確立

### 幼稚園教育要領解説に示された内容

幼稚園の教育活動の質向上のために、教育課程を中心にして**全体的な計画**を作成することを通して、各計画の位置付けや範囲、各計画間の有機的なつながりを明確化することができ、一体的な幼稚園運営につながります。

また、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、**組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメント**を実施することが求められています。



### 【人権尊重の視点の取組】

#### 幼児期における人権教育実践上のポイント

- 幼児が自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努める。
- 自分を大切にできる感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点を大切にする。
- 保育者自らの人権意識を絶えず見つめ直すなど、確かな人権感覚が身に付けられるよう、常に自己研鑽を積む必要がある。

「鳥取県新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員研修ハンドブック」

### 施策 鳥取の自然を生かした幼児教育の展開



平成 29 年度、鳥取県の豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う園を認証する「とっとり自然保育認証制度」を創設し、22 園を認証しています。(H31. 4. 1 現在)

## 「遊びきる子ども」を育むために

### 学びの基礎づくり



乳幼児期は、身近な自然などの環境との触れ合いの中で、様々な事象に興味や関心をもつようになります。友達と一緒に試したり、工夫したりすることの楽しさや喜びを感じる体験を繰り返すことで、子どもは周囲の環境に好奇心や探究心をもって関わり、考えることの楽しさに気づき、自ら考えようとする気持ちが育っていきます。そして、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感、充実感をもち、新たな遊びや課題にも挑戦しようとする意欲が育ちます。

また、子どもは、様々な経験を通して、心を揺さぶられて感動すると、感じたままを表そうとします。それを保育者に受け止められ、認められた安心感や自己肯定感をもつことで、表現することの楽しさや喜びを感じ、表現することへの意欲が高まります。経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現したり、相手の話す言葉を注意して聞いたりするなど、言葉による伝え合いを楽しめるよう言語活動の充実を図るよう努める必要があります。

### 具体的な取組

#### ◆心が揺さぶられる体験の充実

- ・自然と触れ合う中で、好奇心・探究心を育成
- ・「なんだろう」「なぜかな」という問いが生まれる体験の保障
- ・子ども同士の関わりの中で、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わえる環境づくり
- ・社会とのつながりや国際理解の意識の芽生えなどを育む活動の充実

#### ◆表現する過程を楽しめる工夫

- ・遊具や用具など、様々な素材や表現の仕方に親しめるような環境構成の工夫
- ・表現を楽しむ気持ちや表現しようとする意欲の育成
- ・友達との関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わう活動の蓄積
- ・失敗してもあきらめずに挑戦しようとする意欲の育成

#### ◆言葉による伝え合い、言葉に対する感覚を豊かにする活動の工夫

- ・自分の感じたことや考えたことを言葉で伝えようとする意欲の育成
- ・人の話を注意して聞こうとする態度の育成

#### ◆絵本や物語、童謡などに親しむ活動の充実

- ・地域に伝わる民話・伝統的な遊び、わらべうた・童謡唱歌などを取り入れた活動の工夫
- ・絵本や紙芝居の読み聞かせの充実



## 豊かな人間性の醸成



園生活においては、乳幼児と保育者との信頼関係を築くことが何より大切です。子どもたちは、その信頼関係を基盤にしなが、様々なことを試行錯誤し、自分の力で行うことの充実感や満足感を味わいます。また、保育者、同じクラスや異年齢の友達、地域の方等と触れ合うことを通して、人と関わることの楽しさを味わったり、きまりを守ることの気持ちよさや大切さに気付いたりしていきます。

そして、集団での生活や遊びの中で、保育者や友達から認められたり、褒められたり、励まされたりするなどの経験を積み重ねることにより、自分自身が大切な存在であると気付くとともに、他者を理解・尊重し、協同して遊びを進めることができるようになります。また、地域とのつながりを深める豊かな体験等をする中で道徳性の芽生えを培い、子どもたちが自他の価値を尊重し、夢や目標、主体的な学びへの意欲をもって生きていくことができるよう、「自己肯定感」を育むことが大切です。

- ※「自己肯定感」とは
- ・「自分の存在全てを受け入れ、自分を大切な存在である」と捉えることから生じる感情
  - ・「目標をもって、自らを高めようとする姿勢」から生じる感情であるとともに、「他者を理解・尊重することにより、自分も大切な存在である」と捉えることから生じる感情

### 具体的な取組

#### ◆様々な人との関わりを深める活動の工夫

- ・ 地域の特色を生かした遊びを通じた地域の人々との交流
- ・ 異年齢の乳幼児、小・中・高校生、高齢者、外国籍の人との交流
- ・ 地域の特別支援学校、障がいのある幼児児童生徒、障がいのある方との交流及び共同学習の機会の提供
- ・ 協同する経験を積み重ねることの工夫

#### ◆愛情や信頼関係、自己肯定感を育む援助

- ・ 失敗しても認めてもらえるという安心感のある受容的関わり

#### ◆道徳性の芽生えを培う活動の充実

- ・ 発達段階に応じた集団遊びなどによる人との関わり合いを経験する活動の工夫
- ・ 葛藤やつまずきを体験し、乗り越えることにより、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育む活動への配慮
- ・ 遊びを通じた善悪の判断や友達への思いやりの心の育成

#### ◆規範意識の芽生えを育む活動の充実

- ・ 体験を重ねながらきまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力の育成

#### ◆生命を大切にする気持ちを養う活動の工夫

- ・ 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の不思議さや尊さに気付いたり、命あるものを大切にしたりする気持ちを育む活動

#### ◆自分とは異なる感情や表現の仕方があることに気付く体験の積み重ね

- ・ 自分の思いを言葉にすることの楽しさ、保育者や友達が話を聞いてくれることの喜びの体得
- ・ 相手が伝えようとしていることを注意して聞き、思いや考えを共有することを楽しむ活動の蓄積



鳥取聾学校幼稚部園児と  
保育園児の交流及び共同学習

健康な体づくり



乳幼児期は、人間の生涯にわたる様々な場面において必要な運動のもとになる基本的な動きを幅広く獲得する非常に大切な時期です。そのため、遊びを通して、自分の体を十分に動かし、体を動かす心地よさを感じることを通して、進んで体を動かそうとする意欲を育てることが大切です。また、自分の体を大切にしたり、身のまわりを清潔にしたりするなど、生活に必要な習慣や態度を身に付けていくことも重要です。

具体的な取組

◆基本的な生活習慣の定着

- ・乳幼児の発達の課題と個に応じた目標の設定
- ・乳幼児の生活リズム、基本的な生活習慣の定着のための取組
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」、あいさつ等、家庭や地域の学校等と連携した取組

◆進んで体を動かす活動の充実

- ・十分に体を動かす心地よさの体験（1日合計60分を目安に）
- ・遊びに夢中になる中で多様な動きが身に付くような働きかけや環境づくり
- ・地域の自然環境を生かした外遊びの充実
- ・戸外での遊びの意欲を高める工夫や施設・環境の充実



◆食に関する活動の充実

- ・和やかな雰囲気、食べる楽しさ・喜び、様々な食べ物への興味・関心を高める活動
- ・家庭での食生活やアレルギーへの配慮、食べ物の大切さや感謝の気持ちを育むことへの配慮
- ・地域の食文化に触れる体験活動の工夫



# 夢中になって遊びこむ子どもたち ～「遊びきる子ども」をめざして～



## 基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

### 目標③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

幼児教育の質の向上のために、実践を常に振り返り、教育・保育の充実・改善につながる評価の活用を推進します。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 自己評価を中心とした学校評価・園評価（\*）の活用・推進
  - ・評価のガイドラインの周知  
（「幼稚園における学校評価ガイドライン」・「保育所における自己評価ガイドライン」）
  - ・研修会の開催
  - ・県が行う計画訪問の際の状況把握、支援・助言
  - ・担当指導主事、幼児教育アドバイザー、幼児教育支援員、保育専門員の園訪問による支援・助言
  - ・第三者評価受審への働きかけ、私立園に対する運営費の加算

##### 【市町村・設置者】

- 各園における学校評価・園評価実施のための説明を行いましょ。
- 学校関係者評価、第三者評価を促進しましょ。
- 学校評価・園評価実施のための体制づくりと報告・公表を推進しましょ。
  - ・報告内容等に対する支援・助言及び園訪問による支援・助言

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- PDCAサイクルに基づいて積極的に学校評価・園評価を実施しましょ。
- 評価の結果について全保育者等で共通理解を図り、教育・保育の充実を図りましょ。
- 評価の結果を保護者や地域に公表・公開し、教育・保育の改善につなげましょ。
- 評価の結果に基づき、全体的な計画及び指導計画等の見直し、改善を行いましょ。

\*園評価・・・保育所・小規模保育事業所等において、保育士等や保育所の自己評価、第三者評価の実施を通じて、保護者や地域住民等との協力体制を構築し、保育の質の向上を図る取組を表す。

## 自己評価を教育・保育の改善、質の向上につなぐために

### 幼稚園、認定こども園、保育所における評価

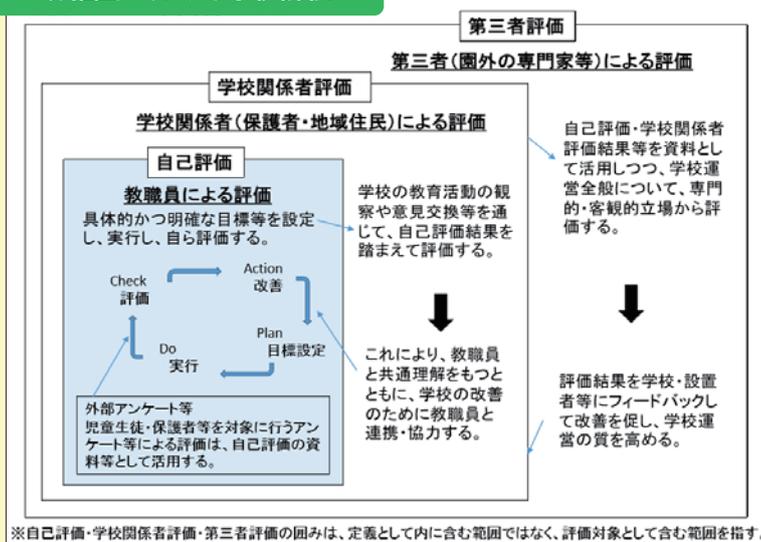
努力義務であっても、幼稚園における学校評価ガイドライン、保育所自己評価ガイドライン及び第三者評価共通評価基準ガイドライン（保育所解説版）、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に沿って積極的に評価を実施し、教育・保育の質の向上や運営の改善を図りましょう。

評価の区分と概要			幼稚園	認定こども園		保育所
				幼保連携型	幼保連携型以外	
自己評価	教育・保育の質や施設の方針・運営などについて自ら評価	評価者	教職員	設置者		保育士等、保育所 ※保育内容は、保護者や地域住民の意見を聴いて評価することが望ましい
		義務	実施・公表の義務	実施・公表の義務	実施の義務	実施・公表の努力義務
関係者評価	自己評価結果を評価することを基本とし、園運営の改善に向けた取組が適切か等を評価	評価者	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会	保護者、関係者	/	
		義務	実施・公表の努力義務			
第三者評価	自己評価や関係者評価を踏まえつつ、外部の視点で評価	評価者	外部の専門家を中心とした専門家等	外部の者		評価機関
		義務	法令上の義務づけなし（「幼稚園における学校評価ガイドライン」による規定）	実施・公表の努力義務		

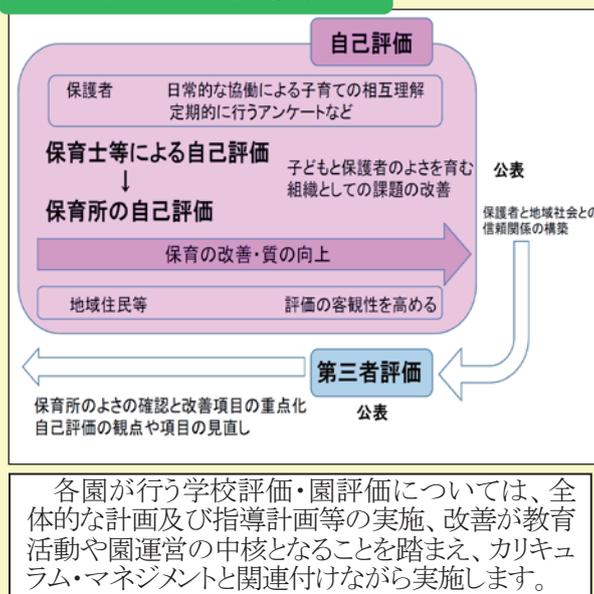
(R元. 11 現在)

### PDCA サイクルに基づいた学校評価・園評価

#### 幼稚園における学校評価



#### 保育所における園評価



#### <出典>

- 「幼稚園における学校評価ガイドライン」【平成 23 年改訂】（平成 23 年 11 月 15 日 文部科学省）
- 「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）」（平成 24 年 3 月 12 日学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価の在り方に関する WG）
- 「保育所における自己評価ガイドライン」（平成 21 年 3 月 厚生労働省）

#### POINT

各園においては、自己評価等を通じて把握した課題に対する改善点等に対し、組織的に対応することが求められています。そのため、課題を園全体で共有し、全保育者等がそれぞれの専門性を生かし、協働して対応していくことで、実効性の高い学校評価・園評価の実施につながります。

## 基本方針（２） 幼児教育における環境の充実

### 目標① 幼児教育における環境の改善・整備

幼稚園・認定こども園・保育所等が、子どもの発達を促すための充実した場となるよう、幼児教育における環境の改善・整備に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 「幼稚園設置基準」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいた適切な教職員配置、施設整備の推進について、設置者への指導助言
- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を上回る職員配置への支援による正規雇用の促進
- 幼児教育の質の向上や無償化等に係る国への要請（財政基盤の強化）
- 幼児教育に関する専門的なアドバイザー等の配置の推進
- 鳥取県保育士・保育所支援センターを中心とした保育士等の就業促進と離職防止対策の実施
- 施設の安全対策、耐震化に対する啓発
- 幼稚園・認定こども園・保育所等における自然環境を生かした教育・保育の推進

##### 【市町村・設置者】

- 幼児教育の質の向上に向けて人的資源の確保・充実に努めましょう。
  - ・幼児教育担当の指導主事、保育リーダー等の配置
  - ・園の実情に応じた正職員及び加配保育士等の確保・配置
- 「幼稚園設置基準」「幼稚園施設整備指針」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいて、施設・設備、園具・教具等の状況の点検・整備に努めましょう。
- 安心・安全な園づくりに努めましょう。
  - ・耐震診断や耐震補強の実施
  - ・防犯、災害等の安全対策の実施
- 子どもの主体的な活動が確保される施設の整備に努めましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 講師・非常勤職員と正職員の役割を適切に分担し、働きやすい環境づくりに努めましょう。
- 保育者等の様々な勤務形態を踏まえ、全保育者等の連携・協力体制を整えましょう。
- 組織マネジメントを通して、保育者等の力が最大限に発揮できる人的配置を心がけましょう。
- 子どもの主体的な活動が確保されるよう園内外の環境を工夫しましょう。
- 安心・安全な園づくりをめざし、日常的な安全点検に心がけるとともに、防犯・災害等に対する訓練を計画的に進めましょう。
- 遊びを通して、安全についての構えを身に付けさせ（\*）、災害時などの緊急時に適切な行動がとれることを意識した保育を行いましょう。
- 園内外の自然環境を活用した体験活動を積極的に取り入れましょう。
  - ・園外活動等に際する事前の下見や安全点検の実施
- 子どもの主体的な活動を確保し、遊びを豊かにするための環境の構成を大切にしましょう。

\*安全についての構えを身に付ける・・・幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになることとであり、安全な方法で行動をとろうとするようになること

施策

鳥取県保育士・保育所支援センターの取組

- 新たな保育人材の確保
  - ・保育士支援コーディネーターによる就職相談支援（就職相談、職場体験・見学同行）
  - ・再就職支援セミナー、養成校ガイダンスの開催
  - ・求人情報や研修情報の案内
- 現職の離職防止
  - ・保育従事者向けの相談窓口の設置
  - ・職場の定着向上に向けた取組の促進（エルダー制度の普及）
  - ・各施設訪問、業務改善提案

**鳥取県保育士・保育所支援センターがあなたをサポートします**

「保育士として再就職したいがブランクがある…」  
「子育てと両立できるか不安…」などの理由で悩んでいる方、  
保育の仕事に興味がある方の相談に専任職員が応じます。

**知って**  
保育士等就職支援セミナー

最新の保育動向の解説や保育の仕事の楽しさ、やりがいについて就職保育士からお話が聞けます。

**見て**  
職場体験・見学同行

就職前に、職場体験や見学をして働く雰囲気や、保育の現場の様子が分ると安心！見学同行や、園との日程調整などきめ細かい就職支援を行います。

**感じて**  
就職フェアの開催

関係エリアの事業所が多く参加し、採用担当者から直接働き先の様子などを聞くことができます。ブランクのある保育士さんから学生さんまで、誰でも参加OK！就職に役立つ情報満載です。

**現職の方もサポート！**  
保育従事者相談窓口

子どもの可愛さに癒されつつも、日々の忙しさに疲れている、人間関係がしんどい等、一人で悩まず・抱え込まず話して楽になりましょう。不安や悩みを相談してください。安心して働き続けていくことができるよう応援します。

**就職にかかる費用もサポート！**  
就職準備金・保育料貸付制度

- 保育士として、新たに保育所等で週20時間以上勤務する際に利用できます。
- 県内の保育所等に就職される際に必要な費用（1人1回40万円以内）や保育料等の一部貸付等もご利用ください。
- すべての貸付において当該保育所等にて2年間、勤務すると返還免除となります。

【安心・安全な園づくり】

園生活が子どもたちにとって安全であるように、施設設備の整備及び安全点検に努め、安全に落ち着いて遊ぶことのできるように環境を工夫していきましょう。また、あらゆる災害・事故等を想定した訓練等を実施したり、「避難確保計画」や園周辺のマップ等を作成したりして、園の安全確保に努めましょう。

<施設整備の工夫例>

- 棚やロッカーなどの転倒防止・固定。備品の落下防止。
- 安全点検の徹底。設備等の改善。緊急時 110 番通報システムの導入。
- 避難経路の確保。玄関の施錠。施設内外の見回り。
- ガラスに飛沫シートの貼付。防犯カメラの設置・増設。
- 避難準備物の確保。

(避難用の外履き、防災頭巾、ライフジャケット、ヘルメット、簡易テント、ブルーシート、クラス用非常持出し袋、非常食 等)



小学校や地域の方との合同避難訓練

地域の自治会作成の避難マップに、要支援者として園が位置付けられています。避難訓練では、地域の方が園児を避難所に誘導します。



地域の方との合同避難訓練

地域のマップの中に、交通量が多いところ、横断歩道などを示し、安全に散歩等ができるようにしています。また、安心して遊べる場所をマップに記しています。



子どもと作成した園周辺のマップ

安全に関する指導の充実

情緒の安定を図り、遊びを通して**安全についての構えを身に付け**、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

「幼稚園教育要領解説」

POINT

日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを楽しみ、その中で危険なことを知ったり、そのときにどうしたらよいか体験を通して考えたりできるように、保育者が促していくことが大切です。

また、子どもたちが自らの命を自らで守ることができるよう、避難訓練を年間指導の中に計画的に位置付けるとともに、園のある地域の特徴を理解し、それに対応した指導を日常的に意識して積み重ねていくことが重要です。

## 基本方針（３）特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実

### 目標① 支援体制の整備・充実

特別な配慮を必要とする子どもの「切れ目のない」支援の充実を図るために、園内外の支援体制整備を進めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 研修会の開催
  - ・園内委員会の設置や特別支援教育担当の役割の明確化
- 関係機関・専門機関との連携
  - ・医療的ケア児等コーディネーターの養成
- 特別支援教育に関する教員・保育士等の知識・技能・指導力の向上
  - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材の育成・活用
- 教育相談等の推進
  - （特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、LD等専門員、専門相談員、巡回支援専門員 等）
- 医療的ケア実施体制の整備
  - ・医療的ケア関係者による会議、研修会の開催等
- 「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例）」の制定、あいサポート運動の普及
- 「鳥取県手話言語条例」に基づく事業推進、手話を学習するための取組の推進
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者に対する支援

##### 【市町村・設置者】

- 地域における教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築しましょう。
- 相談・支援に関わる情報提供機能を充実させましょう。
- 幼稚園・認定こども園・保育所等への体制整備に係る助言を行いましょ。
- ・園内委員会の設置や役割、特別支援教育担当に関する指導助言等
- 乳幼児健診や巡回相談等を活用し、専門機関や関係機関と連携しましょう。
- 巡回支援専門員等の整備を検討しましょう。
- 医療的ケアの必要な子どもへの支援体制を整えましょう。
- 合理的配慮の提供等により、きめ細やかな支援ができる体制を整えましょう。
- 基礎的環境整備の充実を図りましょう。
- 教育相談を積極的に活用しましょう。
  - （特別支援学校、LD等専門員、いじめ・不登校総合対策センター等）
- 特別支援教育に関する理解啓発を図りましょう。
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者に対する支援を行いましょ。



## 特別な配慮を必要とする子どもへの指導

### 幼稚園教育要領に新たに示された内容

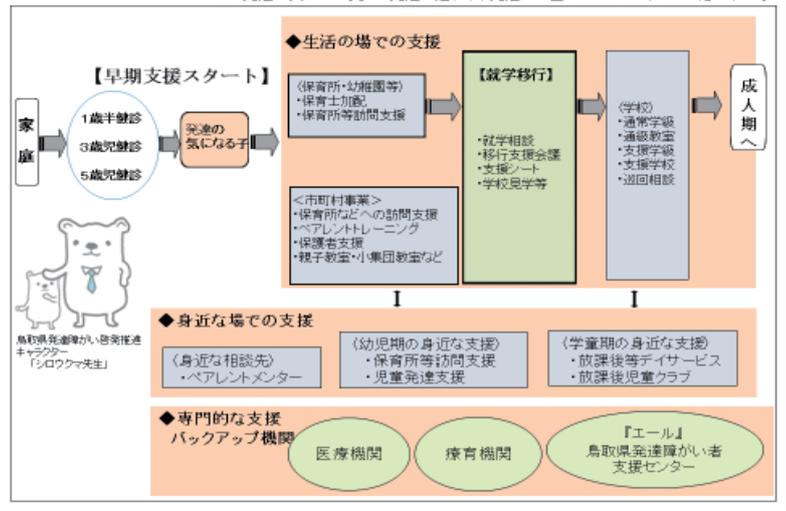
- ・障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別的教育支援計画と、個別の指導計画を作成し、活用することに努めること
- ・海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容の工夫を組織的かつ計画的に行うこと

「幼稚園教育要領」

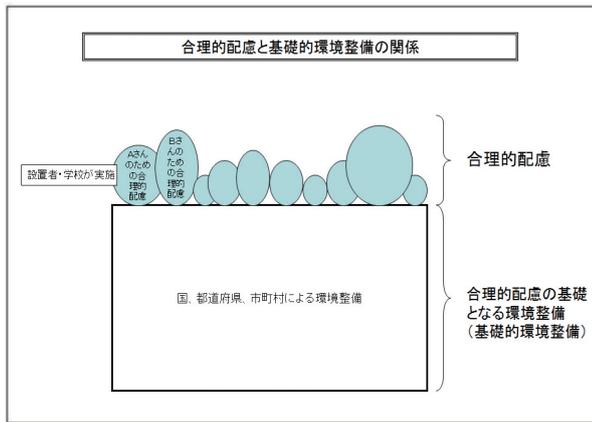
## 施策

### 発達の気になる子どもへの支援体制整備

※「発達の気になる子」…発達の遅れや、発達に凸凹があるかもしれないと思われる子



## 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」



### 「合理的配慮」

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を行う場合に個別に必要とされるもの」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(H24.7)



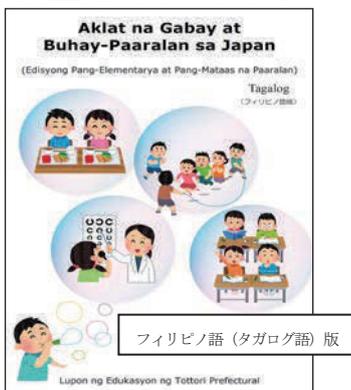
## POINT

園に在籍している障がいのある子どもだけでなく、障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めることが大切です。

## 施策

### 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者への支援

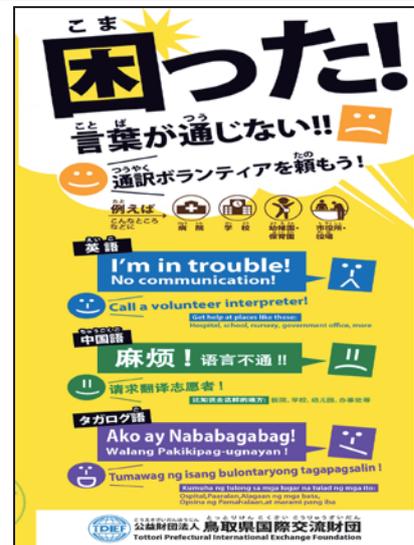
### 学校生活ガイドブック



- 日本の学校制度
  - 就学前教育について
  - 初等・中等教育について
  - 高等教育について
- 就学手続き等について
- 教育内容について
  - 教育課程（カリキュラム）
  - その他の教育活動について
- 進級・進学について
- 教育費について
- 就学費の援助等について
  - 就学支援（小・中学生）
  - 参考 奨学金、授業料減免制度（高校・大学生等）
- 主な年間行事の例
- 学校の日
- 学校でのきまり
- 学校紹介（小学校）
  - 登下校について
  - 所属について
  - 服装や持ち物について
  - 給食について
  - 掃除について
  - 学校諸会計について
  - 必要な書類の提出について
  - 学習することについて
  - 日課表
  - 時間割
  - お知らせ

一部抜粋

外国籍の保護者に対して、義務教育諸学校の学校生活の状況を案内するもので、9か国語10言語に翻訳しています。



県内3か所の「鳥取県国際交流財団」には、国際交流コーディネーターが在席しており、通訳ボランティアの派遣もしています。

**【幼稚園・認定こども園・保育所等】**

- 園内委員会を設置し、特別な支援を必要とする子どもへの支援方針を検討しましょう。
  - ・園内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認。
- 特別支援教育担当の園分掌への位置付けを行いましょよう。
  - ・園内の支援体制整備 ・外部の関係機関との連絡調整 ・保護者との連絡窓口
- 関係機関・専門機関と連携し、支援の充実を図りましょよう。
  - (教育関係機関、福祉関係機関、医療機関等)
- 保護者と連携しながら教育的ニーズを把握し、園全体で組織的な支援を行いましょよう。
- 子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を充実ましょよう。
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子どもについては、個々の実態に応じ、指導内容の工夫を組織的かつ計画的に行いましょよう。

**【小学校等】**

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援が着実につながるようにましょよう。



「園内委員会」と「特別支援教育担当」

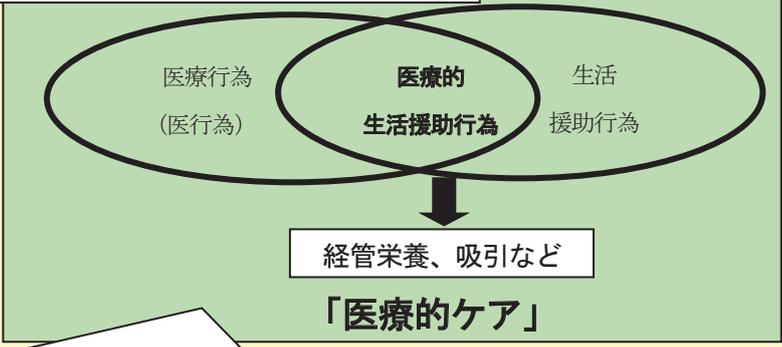
**「園内委員会」とは**  
 特別な教育的支援を必要とする幼児の実態把握を行い、抱える課題について全職員で共通理解のもとに、園全体でより適切な指導・支援をするための園内組織です。



**「特別支援教育担当」とは**  
 特別な教育的支援を必要とする幼児に適切な支援を行うために園内の支援体制を整えるとともに外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在です。



園・学校における医療的ケアの推進



鳥取県立特別支援学校で実施している医療的ケアは、日常的に家庭で行われている医療的生活援助行為で、学校でも実施可能であると判断された行為です。

鳥取県の特別支援学校における医療的ケアリーフレット

子どもたちの豊かな学びを支える医療的ケア

家庭生活で実施している医療的ケアを受けることができれば、学校で学ぶことができます。鳥取県では全ての子どもたちの豊かな学びを目指して、学校における医療的ケアを推進しています。

鳥取県教育委員会



**施策**

鳥取県では、平成12年度（幼児については、平成16年度）から発達障がいと診断された幼児・児童・生徒数を調査しています。調査結果を踏まえ、LD等専門員の配置や研修会の実施など、課題に応じた施策の充実に努めています。

**施策 教育相談の推進**

**LD等専門員**

発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発に当たるとともに、園・小学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行います。

- 発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童等の指導・支援に関する助言
- 校内（園内）支援体制の充実に向けた助言

**巡回相談**

担当区域内の園・小学校等へ年1～2回の相談活動を行います。

**依頼相談**

担当区域内の幼稚園、園・小学校等からの依頼に応じて、相談活動を行います。

県内に14名配置（東部地区6名、中部地区3名、西部地区5名） ※H31.4.1現在

## 基本方針（３）特別な配慮を必要とする子どもへの教育の充実

### 目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や教育・保育の方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、切れ目のない指導・支援の充実を進めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 特別支援教育に関する研修の実施
- 特別支援学校のセンター的機能の充実やLD等専門員の活用の推進
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の推進
- 関係機関や就学先との連携強化
- 療育や就園・就学についての情報提供や相談支援体制の整備

##### 【市町村・設置者】

- 研修会を開催しましょう。
  - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の方法 等
- 地域における特別支援教育に対する理解啓発を進めましょう。
- 特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への相談支援体制を充実させましょう。
  - ・就学相談における情報提供
- 指導・支援に係る指導助言及び関係機関との連携を進めましょう。
- 支援会議の場を設け、個別の教育支援計画を用いて、本人・保護者・関係機関とも連携した接続や移行に取り組みましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 特別な支援を必要とする子どもの実態把握に努めましょう。
- 園内全保育者等の共通理解や情報交換を行いましょう。
- 園内研修、事例検討会等を実施し、保育者等の資質向上に努めましょう。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成し、活用しましょう。
- 保護者との信頼関係を築き、全保育者等による組織的な支援を充実させましょう。
- 切れ目のない支援を行うために、園内及び就学先への引継ぎを丁寧に行いましょう。

##### 【小学校等】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援がつながるようにしましょう。

施策

特別支援学校のセンター的機能

東部地区

- 県立白兔養護学校（知的障がい）
- 県立鳥取養護学校（肢体不自由・病弱）
- 県立鳥取聾学校（聴覚障がい）
- 県立鳥取盲学校（視覚障がい）
- 鳥取大学附属特別支援学校（知的障がい）

県内の特別支援学校は、それぞれの専門性を生かし、地域のニーズに応えるため、教育相談や訪問による研修等を行っています。

西部地区

- 県立米子養護学校（知的障がい）
- 県立皆生養護学校（肢体不自由・病弱）
- 県立皆生養護学校皆浜分校（病弱）
- 県立鳥取聾学校ひまわり分校（聴覚障がい）

中部地区

- 県立倉吉養護学校  
（知的障がい・肢体不自由）
- 県立琴の浦高等特別支援学校（知的障がい）

H31.4.1現在



「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒等の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としています。

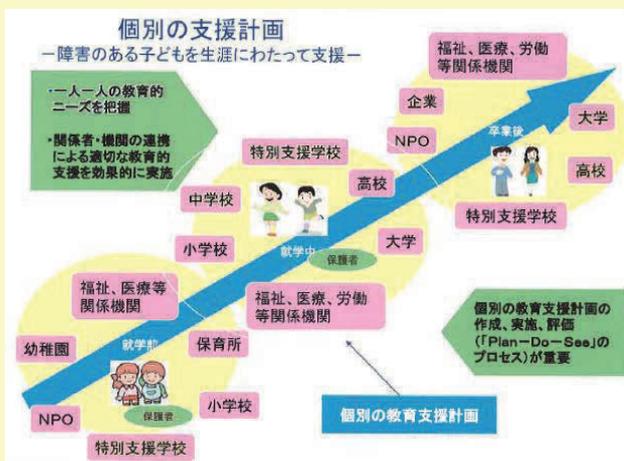
また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関・関係部局との密接な連携協力を確保することが不可欠です。

【作成の対象】

特別な支援を必要とする幼児児童生徒  
（※「特別な支援を必要とする」とは、学習上や生活上において課題や困難さがあり、教育的な支援が必要であること。）

【作成の内容】

- ① 一人一人のニーズ
- ② 支援の目標
- ③ 支援内容
- ④ 支援者・機関
- ⑤ 評価・改訂・引継ぎ



出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

◇ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」

- ☆長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うもの
- ☆家庭や福祉、医療、労働等の関係機関と連携して取り組むもの
- ☆学校が中心となって作成するもの
- ☆2～3年を目安に作成

「個別の指導計画」

- ☆教育課程を具現化したもの
- ☆学校等での指導における一人一人の指導目標や指導内容・方法等の明確化を図るもの
- ☆学校が責任をもって作成するもの
- ☆1年ごとに作成

「個別の指導計画」は、保護者の同意の有無にかかわらず、作成できます。  
長期（1年間）目標を達成するためのステップとして、短期目標を設定し、具体的な支援等を記載します。

「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を充実していくという関係になります。



## 「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎ

### 【引継ぎの必要性】

それまで受けてきた支援を引継ぎ、一貫した支援を行うことで、自立や社会参加に向けた取組につながります。

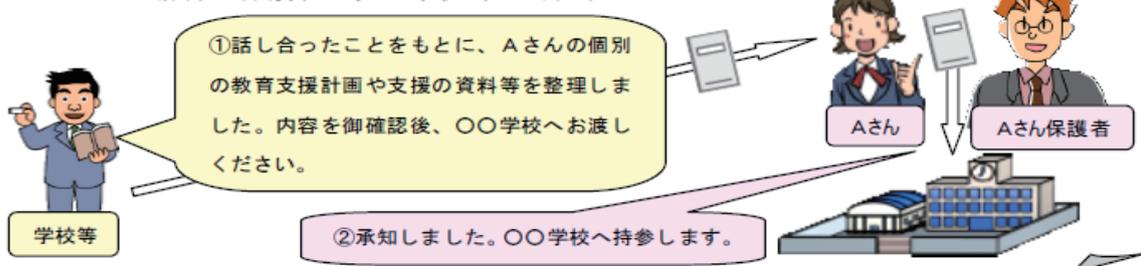
### 【引継ぎの主体者】

本人・保護者が主体となり、次の学校等へ持参し、必要な支援を引き継ぎます。場合によっては、あらかじめ本人・保護者の了解を得て学校等が行う場合もあります。

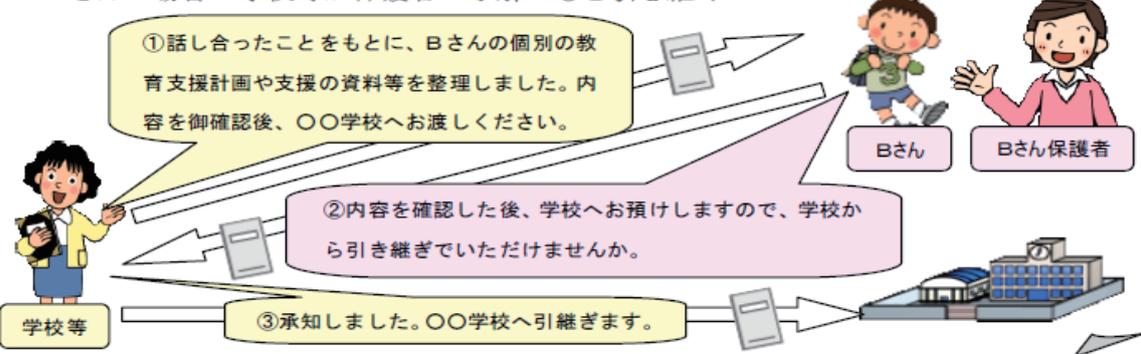
### 【個人情報の取扱い】

個人情報が漏洩したり滅失したりすることがないように、適切な管理を行うことが必要です。各自治体における個人情報保護条例等の規定に基づき、適切な管理や取扱いを行います。

#### < Aさんの場合：保護者が次の学校等へ持参する >



#### < Bさんの場合：学校等が保護者の了解のもと引き継ぐ >



### POINT

#### 【幼稚園や保育所等から就学先への引継ぎについて】

幼稚園や特別支援学校幼稚部、保育所、福祉機関等において、個別の教育支援計画やそれに類似した計画を作成している場合には、必要な関係資料を取りまとめ、保護者と共通理解のもと、就学先に引継ぎを行いましょ。また、移行支援計画書や移行支援シート等を作成し、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画のもととなるものとして、就学先に引継ぐ方法もあります。

生育歴や療育歴は非常に重要な情報ですので、早期から保護者との合意形成を図りながら移行をスムーズに行うことが大切です。

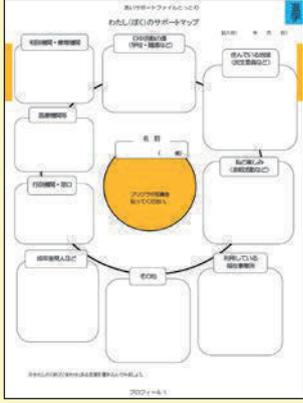
## 「個別の教育支援計画」を作成する上で参考となる資料

本人・保護者・学校等のための個別の教育支援計画～作成・活用マニュアル～



様式例と記入のポイントを示しています。

あいサポートファイル (作成:「鳥取県手をつなぐ育成会」 発行:鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課)



「あいサポートファイルとっとり」のメリット

- 1. 障がいのある人の成長過程、支援内容など、障がいのある人の過去から現在にかけての情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- 2. 保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ情報を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- 3. 保護者の介助・介護力が低下した時、または死亡した時などに、成年後見人や支援者に対し必要な情報提供ができます。

## 支援をつなぐために市町村が作成した資料

「就学移行支援モデルプログラム」として、園内支援担当者の役割や関係機関との連携の在り方等必要な情報がまとめられています。就学に向けての準備と、就学後のフォローが計画的に進められ、小学校等へスムーズに適応できるようしています。

特別な支援を必要とする子どものための「就学移行支援モデルプログラム」(図1) 一部抜粋

\*このプログラムの説明は、P.4以降に記載しています。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
<b>幼児小連携</b> 第1回幼保小連絡会 (幼保小連携の年間の計画の見直し・個人生活の様子)	運動会 学校公開日	幼保小交流会 (幼保小連携年間の振り返り)	小学校教員による保育体験	小学校教員による保育体験	夏休みの作品発表	就学時健康診断	学習発表会	卒業小意見交換会	新1年体験入学	入学前保護者説明会 第2回幼保小連絡会(幼保小連携の年間の振り返り)	卒業式 幼保小引き継ぎ会	入学式 入学前日リハーサル	運動会 一年生を迎える会 第1回幼保小連絡会(幼保小連携の年間の振り返り)	運動会 学校公開日 小学校区・校務委員会	幼保小連携
<b>特別な支援を必要とする年長児</b>	運動会・園行事等について交換		保護者と学校見学	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル
<b>特別な支援を必要とする年長児の保護者</b>	学校公開日の事後が可成り可能です。		就学相談・早期の教育相談	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル	入学前日リハーサル
<b>移行支援の流れ</b> (園、学校が働き)	子どもに関する情報の収集(専門機関・福祉との連携)		保護者と一緒特別支援学校、特別支援学級の見学・体験(学校見学・園から学校へ)	就学時健康診断前に必要の配慮を依頼	教育委員会へ資料作成(11月上旬~12月)	地域の学校教員が園内・園外へ園児・職員と前向きな連携(園からの依頼による)	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成	個別の教育支援計画作成

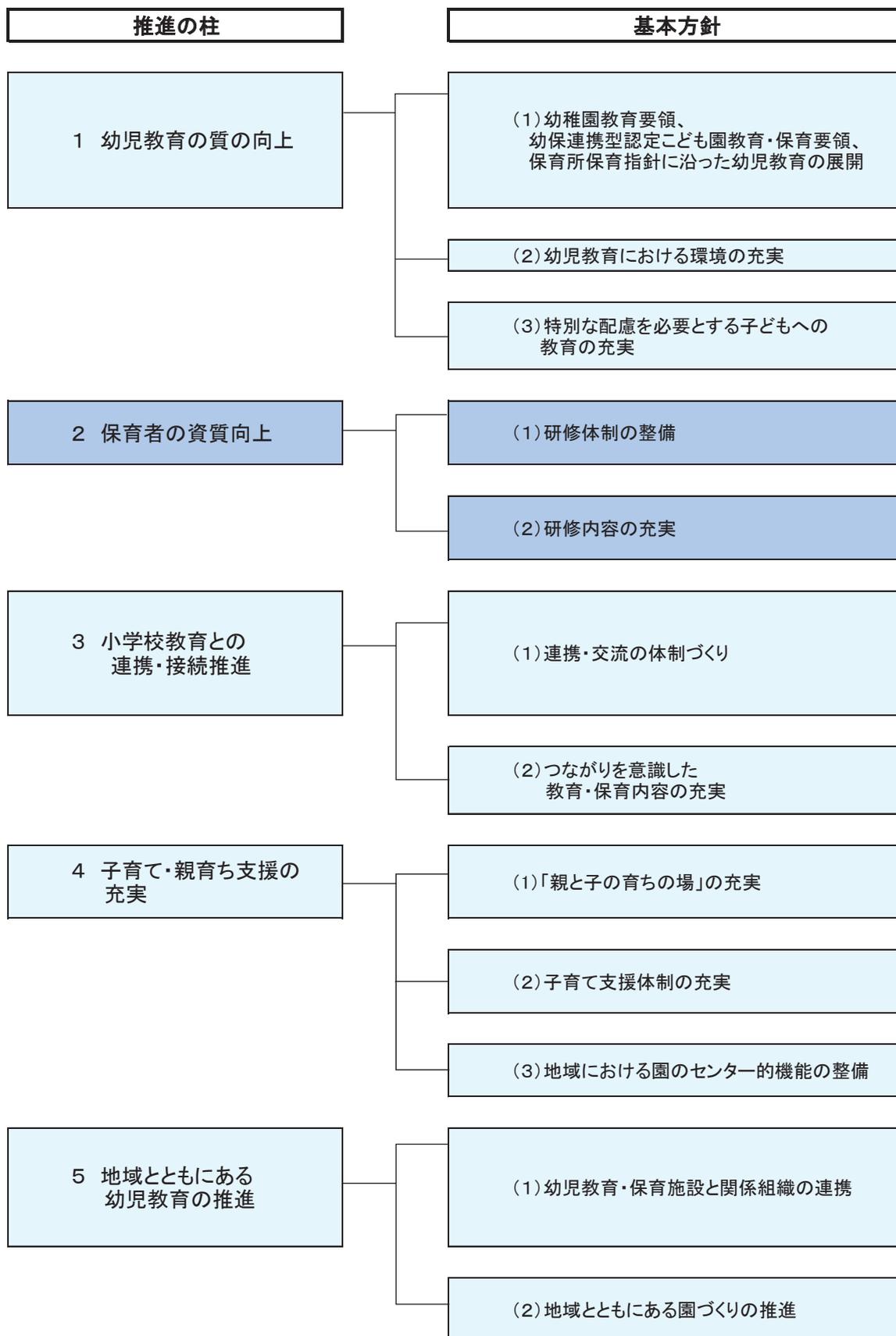
推進の柱 2

保育者の資質向上

専門性の向上



【体系表】





## 目標

- ① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- ② 教育・保育内容の充実
- ③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

- ① 幼児教育における環境の改善・整備

- ① 支援体制の整備・充実
- ② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

- ① 体系的な研修計画の整備
- ② 計画的・組織的な研修の推進

- ① 専門性の向上のための研修の充実
- ② 幼保多様化に向けた研修の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実  
～組織をつなぐ～
- ② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教員等の連携・交流の推進  
～人をつなぐ～

- ① 接続カリキュラムの編成  
～教育をつなぐ～
- ② 地域における連携体制の整備  
～組織をつなぐ～

- ① 多様な場を活用した交流機会の提供
- ② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③ 親と子の生活習慣づくりの支援

- ① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- ② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ① 連携体制の整備
- ② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- ③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ① 地域資源の活用
- ② 子どもを支える地域づくり



## 専門性の向上

# 2 保育者の資質向上

保育者は、「遊びきる子ども」の育成をめざすため、幼児教育の専門家としての確かな力量を備えなければなりません。そのため、経験年数や園の課題等に応じた効果的な研修を推進し、幼児教育の質の向上に努める必要があります。

保育者の研修を充実し、資質及び専門性を高めることにより、質の高い幼児教育をめざします。

### 基本方針（1）研修体制の整備

#### 目標① 体系的な研修計画の整備

経験年数や課題等に応じて求められる保育者としての資質・能力を明確にし、目標に照らした効果的な研修ができるよう研修体系を整え、その充実に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 経験年数や課題等に対応した効果的な研修の推進
  - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材（発達支援コーディネーター）の育成
  - ・新規採用時、10年経験時など節目ごとの研修の実施（幼稚園・幼保連携型認定こども園）
- 関係部局等による連携した研修体系の検討
- 幼保多様化に対応した研修の推進
- 職務内容に応じた保育士等キャリアアップ研修（\*）の実施
- 市町村や研究団体等で実施する研修の支援

##### 【市町村・設置者】

- キャリアパス等を見据えて、職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を実施しましょう。
- 各園の研修に関する実態を把握し、助言・支援をしましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成し、実践につなげましょう。
- 管理職は、保育者一人一人の経験や課題等に応じて、つきたい力を把握し、適切な指導助言をしましょう。
- 自己評価をもとに、園内での研修に加え、外部研修を自主的に受け、教育・保育の質の向上に努めましょう。

\* 保育士等キャリアアップ研修…国が定めた保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づき、県が事業者へ委託し集中的に開講する研修や、従来から県や各団体により実施されている研修のうち県が指定する研修等



## 鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【教諭等】

一部抜粋

平成31年4月1日 鳥取県教育委員会

観点 指針の配慮項目番号 キーワード	職 教諭等・主幹教諭・教頭・副校長				
	キャリア スタート期 (教員養成 完成時・ 採用時)	育成期(第1ステージ) (1～5年目)	向上期(第2ステージ) (6～10年目)	充実期(第3ステージ) (11年目以降)	
		教員としての必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的指導力を身に付けるとともに、学校組織の一員としての自覚を高める。	第1ステージの経験をもとに、学習指導や学級経営の専門的知識・技能を習得するとともに、得意分野の開拓と実践的指導力の向上及び視野の拡大を図る。	第2ステージの経験をもとに、職務に関する専門性をよりいっそう高め、広い視点から学校運営に積極的に参画するとともに、指導的立場としての力量及び管理的立場としての力量(マネジメント能力)を高める。	
			充実期前期 (11～15年目)	充実期後期 (16年目以降)	
素 養	① 理解力、教育的愛情	児童生徒に対する深い理解と教育的愛情を有している。			
	② 専門的知識・技能、指導力	教科等に関する専門的な知識・技能と実践的な指導力を有している。			
	③ 創造力、対応能力	課題解決に向けた柔軟な発想と対応能力を有している。			
	④ 自覚、協調性、倫理観	組織の構成員としての自覚と協調性を有するとともに、教育公務員としての倫理観、及び法令順守の精神を有している。			
学 習 指 導	⑤ 教養、人権意識	社会人としての豊かな教養、優れた人権意識を有している。			
	⑥ 各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	・教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得している。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、担当教科・領域の年間指導計画を作成するとともに、児童生徒の実態を把握し、その実態に応じた単元構想や教材づくりに取り組んでいる。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、学年や教科の系統性を踏まえた年間指導計画の工夫・改善を行うとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした単元構想や教材開発に取り組む、専門性の向上を図っている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を生かし、教科横断的な視点を持って校内の教育課程づくりに携わるとともに、現状分析をもとに学校や地域の特色を生かした単元構想や教材開発を行い、校内研究会等で改善案を提案している。

※必要に応じて「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。

問い合わせ先：県教育センター

### 施策

## 県・県教育委員会実施研修一覧

#### ◆鳥取県幼児教育センター

- ・幼稚園教育課程等研究協議会
- ・幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の合同研修会
- ・小学校等教職員対象幼保小連携・接続推進研修会
- ・幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会
- ・市町村等幼児教育・保育指導者研修会

#### ◆教育センター

- 【法定研修】
- ・新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員研修
- ・中堅教諭等資質向上研修（幼稚園等）
- 【専門研修】

#### ◆子育て王国課

- ・保育所保育指針実践研修会
- ・保育士等スキルアップ研修会
- ・保育者等保護者・家庭支援研修会
- ・保育所・幼稚園・認定こども園リーダー養成研修
- ・乳児保育・障がい児保育研修
- ・鳥取県人権・同和保育研究会及び新任職員人権・同和保育研修会

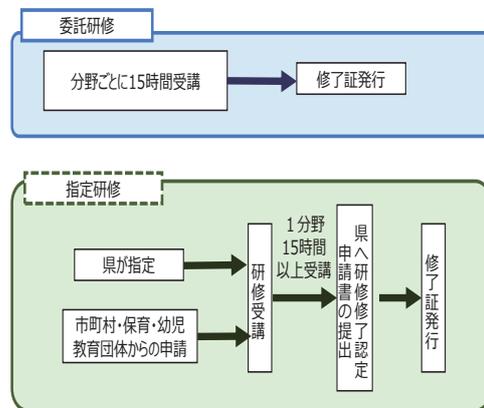
### 施策

## 鳥取県保育士等キャリアアップ研修 (保育士の場合)

区分	委託研修	指定研修
主催者	県(研修事業者へ委託)	県・県教育委員会、市町村、保育・幼児教育団体(県に対し研修の指定を申請)
研修時間	1分野あたり15時間	一つの研修につき同一の研修分野が2時間以上で開催されるもの(休憩時間を除く)
研修内容	国が定めた「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」で分野ごとに定める内容 ①乳児保育 ②幼児教育 ③障がい児教育 ④食育・アレルギー対応 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援 ⑦マネジメント ⑧保育実践	

#### 修了証発行までの流れ

※このほか、一定の要件を満たした園内研修をキャリアアップ研修として1分野最大4時間まで認定



### POINT

保育者等の経験年数や役職に応じた研修への受講を推進するなど、研修体制を整備することが大切です。一人一人がステージに応じた保育実践力を身に付けることが、市町村・法人全体の教育・保育の専門性を高めることにつながります。

## 基本方針（１）研修体制の整備

### 目標② 計画的・組織的な研修の推進

園内・園外において、園や保育者等の課題に応じた研修が計画的・組織的にできるよう研修体制を整え、研修機会の確保に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修支援
- 園外研修参加への支援
  - ・国公立幼稚園・認定こども園・公私立保育所等の保育者の研修にかかる旅費の支援
  - ・研修参加に係る代替保育者の配置支援の充実
- 非常勤職員の研修機会の確保
- 市町村教育委員会や研究団体への研究支援
- 市町村幼児教育・保育担当者、幼児教育・保育施設におけるミドルリーダーの育成
- 新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員研修公立園対象者への研修指導員派遣

##### 【市町村・設置者】

- 保育者等が研修に参加できる体制をつくりましょう。
  - ・園外研修参加に要する経費の助成
  - ・年間スケジュールの立案
  - ・非常勤職員の研修機会の確保
- 全保育者等で研究が推進できる体制づくりへの支援をしましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 研修の体制づくりを行いましょう。
  - ・自己評価や一人一人のキャリアステージや資質向上のための研修計画の作成
  - ・園目標や園の課題を基に、共につくり上げる研究目標の設定
  - ・研修をマネジメントし、リードするミドルリーダーの位置付け
  - ・保育者等による主体的な研修参加のための研修内容や時間の工夫（勤務体制調整や工夫等）
  - ・非常勤職員の研修機会の確保



## 【経験年数や役職に応じた研修の工夫例】

		一部抜粋		保育部 研修計画	
		鳥取福祉会保育士等に期待される組織上の役割 「保育士の研修体系～保育士の階層別に求められる専門性～全国保育士会」を参照		対象職員	研修内容
管理職	階層	園長	・ 職場のマネージャーとして、適切な組織の運営管理ができる ・ 適切な業務管理や人事、財務管理など、組織の ・ 組織内外の環境変化に対応した組織目標の設定、管理、評価 ・ 地域福祉の推進やくとして、幅広い事業計画を推進する	管理職	① 組織風土づくり
	副園長	・ 全職 ・ 関係 * 保育	・ 組織として「子どもの最善の利益の確保」が実施できているか ・ 保護者とのパートナーシップによる保育が実践できているか、子 ・ 地域の中核機関として、組織目標（保育水準）に関わり、適 ・ エキスパート（熟練者）として、保育業務をリードする ・ 困難業務や緊急的ニーズへの対応等、より専門的なサービスを ・ 職員への日常的な指導、助言を行い、研修計画の立案、実施か ・ スーパーバイザーとして職員に対する適切な指導、助言ができ ・ 業務の全体像を把握し、チーム活動を通じて業務を運営できる ・ 研究保育をリードする	園長・副園長	② 経理関係（予算・決算・収支差額）
リーダー的職員（指導職）	保育士長	・ 保育 任を負う ・ 組織として「子どもの最善の利益の確保」が実施できているか ・ 保護者とのパートナーシップによる保育が実践できているか、子 ・ 地域の中核機関として、組織目標（保育水準）に関わり、適 ・ エキスパート（熟練者）として、保育業務をリードする ・ 困難業務や緊急的ニーズへの対応等、より専門的なサービスを ・ 職員への日常的な指導、助言を行い、研修計画の立案、実施か ・ スーパーバイザーとして職員に対する適切な指導、助言ができ ・ 業務の全体像を把握し、チーム活動を通じて業務を運営できる ・ 研究保育をリードする	・ 副園長 保育士長	副園長 保育士長	③ 運営管理職員のリーダーシップ ④ 職場の課題形成
	ミドル リーダー 主幹 主任	・ 各クラスや小チームのリーダーとして、チーム員を率先する。 士の「気づき」や「情報」を共有する ・ 他職種と共通認識を持って保育の目標設定、実施、評価などを ・ チーム員に対し、日々の業務における適宜、適切な指導、助言 ・ 保育士長をサポートし、チームの業務改善、目標管理を助ける ・ 制度や社会について十分理解する ・ チーム、組織に対して、業務改善、システム化など常に問いかけ けを行う ・ 保育所を利用していない家庭に対して、適切な助言、支援を行う ・ 関係機関と関わり、必要な調整を行う ・ 的確な判断、対人理解に基づく保育を実践する ・ 安心、安全な保育を実践する	・ 保育士長	リーダー (主幹保育士)  (主任保育士)	① チームリーダーとしてのリーダーシップ ② OJT実践のために ③ コーチング ④ 主任保育士として ⑤ 保育観を語る
	中堅 (4年目以上)	・ 保育 任を負う ・ 組織として「子どもの最善の利益の確保」が実施できているか ・ 保護者とのパートナーシップによる保育が実践できているか、子 ・ 地域の中核機関として、組織目標（保育水準）に関わり、適 ・ エキスパート（熟練者）として、保育業務をリードする ・ 困難業務や緊急的ニーズへの対応等、より専門的なサービスを ・ 職員への日常的な指導、助言を行い、研修計画の立案、実施か ・ スーパーバイザーとして職員に対する適切な指導、助言ができ ・ 業務の全体像を把握し、チーム活動を通じて業務を運営できる ・ 研究保育をリードする	・ 保育士長	中堅職員	【専門研修】～遊びきる子ども～ ① (体) 体力づくり ② (知) 学びの基礎づくり ③ (徳) 仲間づくり ④ 障がい児保育 公開むつみ ⑤ 乳児保育
			エルダー (3～5年)	エルダー (3～5年)	① 共有システムとは ② 振り返り ③ 報告会
			新任	新任	① 新任職員研修会（法人研修）

階層ごとの役割を基に、  
具体的な研修計画を立案

保育者の資質向上

### 施策

## 幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会

### 平成30年度 研修のまとめ

#### ミドルリーダー研修会の2つのねらい

- ① 各園の指導的な立場にあるミドルリーダーの指導力向上を図る。
- ② 研修者が園や地域において研修内容を生かした取組を行うことで、各園及び各市町村、県全体の幼児教育・保育の充実、質の向上を図る。

#### 《参加対象者》

国公立園：中学校区から1名を想定した市町村の推薦による副園長・主任等  
 私立園：設置者からの推薦による副園長・主任等

研修者は、各園や各地域からの推薦者として、研修成果の還元が求められます。市町村及び設置者には、研修者を活用した取組の推進をお願いします。

#### 研修者の感想

演習では、様々な考え方に触れたり、各園の運営や研修の工夫などの情報をいただいたりすることができ、視野が広がった。研修を通して、人の意見を聞き、自身や自園のことに置き換えて考えることが大きな学びになると実感した。

ミドルリーダーとして何を求められているのかを常に確認しながら、自分自身を刺激し続けたい。そして、学んだことを、自分自身の姿を通して、後輩に伝えていきたい。

参加対象を各市町村・設置者より推薦を受けた園の指導的な立場にある者をミドルリーダーとし、平成30年度から3年計画で実施しています。

#### 【市町村担当課の取組】

本研修を受けて、ミドルリーダーと共に、研修で学んだ内容等を整理し、園へ還元している市町村があります。

また、ミドルリーダーを市町村の保育の推進役として、研修企画に関わってもらうなど、ミドルリーダーを中心に据えた保育の質向上をめざす取組が広がっています。

### POINT

課題や役割に応じ、園長、副園長、主任保育士等のリーダーシップの下、初任から中堅までそれぞれの経験や求められる役割、職務内容に応じた資質・能力の向上を図るため、研修の充実を図ることが重要です。

## 基本方針（２） 研修内容の充実

### 目標① 専門性の向上のための研修の充実

幼稚園・認定こども園・保育所等や保育者の課題、今日的な課題に応じた研修ができるよう研修方法を工夫したり、学校評価・園評価を生かしたりして、研修内容の充実を図り、保育者の専門性の向上をめざします。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 経験年数や職務内容、今日的な課題等に対応した効果的な研修の推進
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修支援
- 研修成果の還元機会の提供

##### 【市町村・設置者】

- 地域の課題やニーズに応じた研修会を開催しましょう。
- 学校評価・園評価を活用した園の教育・保育の質の向上を推進しましょう。
- 各園に研修に関わる情報を提供しましょう。
- 保護者や地域の人に、幼児教育について理解が深まるよう情報の提供をしましょう。
- 研修成果の還元機会を提供しましょう。

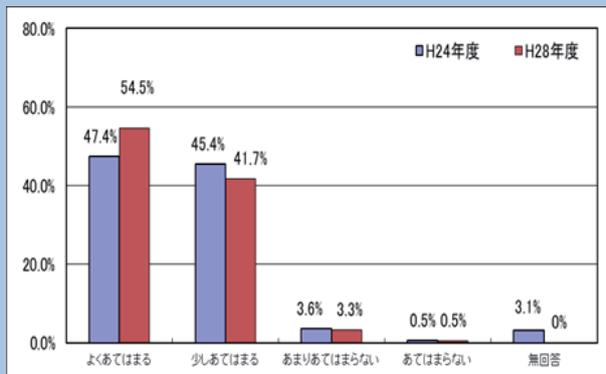
##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 研修内容の充実に努めましょう。
  - ・学校評価・園評価に基づいた研修のテーマや目標の設定
- 1年間の研修を振り返り、次年度につなげましょう。
- 園内研修を活性化しましょう。
  - ・外部講師を招いた園の課題に即した研修の充実
  - ・保護者や地域の人に向けた公開保育や講演会の実施
  - ・研修の内容や成果を全保育者等で共有
- 園内・園外研修を活用・充実に、保育者等の専門性を高めて実践につなげましょう。
  - ・保育者等としての倫理観、人間性並びに職務及び責任の理解と自覚
  - ・職務内容に応じて、必要な知識及び技能の習得・維持及び向上

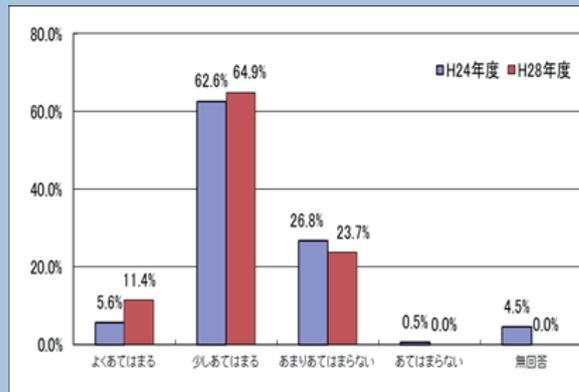


## 【教職員の研修について】

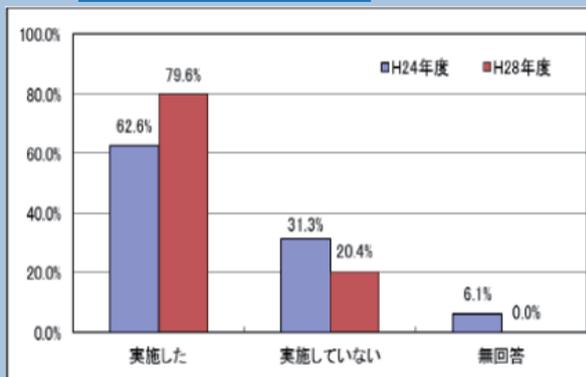
### 教職員の園外研修への積極的な参加



### 園内研修の充実



### 公開保育の実施状況



「鳥取県幼児教育調査」(H28)

### POINT

平成 24 年度の調査と比べて、肯定的な回答が増えています。しかし、「研修する時間がない。」との回答もあり、取組を工夫していくことが大切です。あらかじめ研修時間を決める、内容によって時間の配分を明確にする、少人数・階層別の研修にすることで意見を出しやすくするなど、各園の実態に応じて取組の充実を図りましょう。



## 【全保育者で共につくり上げる研究の取組例】

### ① 研究計画の立案

- ・ 研究の構想と見通しをもつ

### ② 研究体制の整備

- ・ 時間と見通しの提示
- ・ 参画意識の工夫
- ・ 振り返りと共有

### ③ 研究の取組の共通理解

- ・ 園目標、研究主題をふまえた学級経営案
- ・ 園掲示、クラス便りにも関連

### ④ 公開保育の実施

- ・ 指導致案、研究協議の柱等の事前提示
- ・ 公開保育を通して、研究協議や仮説の検証

### ⑤ 評価・改善

- ・ 研究の取組の中間まとめと今後の方向性の確認
- ・ 園評価の活用

### ⑥ 研究のまとめと共通理解

- ・ 実践のまとめを可視化
- ・ 指導計画の見直し

### POINT

全保育者で共通理解、実践していくためには、年間の見通しを立てることが大切です。

園内研究の実践より



## 基本方針（２） 研修内容の充実

### 目標② 幼保多様化に向けた研修の充実

保育者等が、相互に理解したり共に高め合ったりできる研修の充実に努め、多様な施設種における幼児教育の質の向上をめざします。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 保育者等の相互理解のための研修会の開催
  - ・「幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修」の実施
  - ・「幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の合同研修会」の開催
- 保育士資格や幼稚園教諭免許の併有取得支援（令和6年度まで）

##### 【市町村・設置者】

- 保護者や地域の人に、幼児教育について理解が深まるよう情報を提供しましょう。
- 他の市町村や設置者の保育者との意見交換や相互交流を推進しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 近隣の幼稚園・認定こども園・保育所等の保育者等の意見交換や相互交流を進めましょう。
- 園内外における異年齢交流や他園との交流を進めましょう。
- 特別支援学校や近隣小学校の特別支援学級との連携により、障がいのある幼児・児童に対する幅広い発達の理解を推進するため、特別支援教育に関する研修に努めましょう。



## 【相互交流できる研修体制】

市町村保育担当課が公私立・施設種の区別なく、域内の幼児教育の質の向上をめざし、組織的・計画的に研修ができる体制をつくっています。

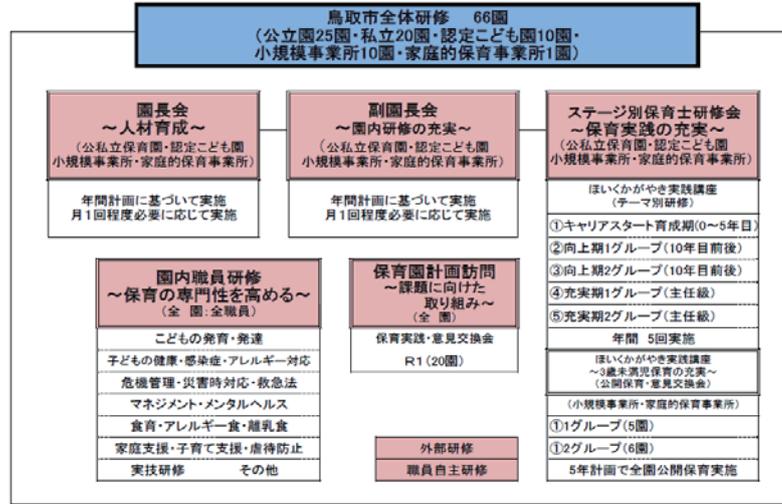
### POINT

各市町村内の保育目標やめざす子どもの姿を共有し、保育実践や保育の内容に関するねらいを明確にした研修を行うことが大切です。

### 令和元年度 鳥取市研修計画体系図

～専門性を高める～

鳥取市こども家庭課



保育者の資質向上

### 施策

## 幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修

県子育て王国課・県幼児教育センターでは、平成24年度から幼稚園・認定こども園・保育所で行う保育体験研修を実施しています。

のべ133園(計187回)の幼児教育・保育施設が受入園となり、のべ393名の保育者が参加しています。(H24から8年間)

#### (受入園の感想)

保育体験をした先生方の意見や感想から、自園のよいところや課題などを再認識することができ、大変実り多い研修となりました。



#### (参加者の感想)

他園に行く機会が少ないので、1日の研修で、じっくりと保育体験、意見交換をすることができ、貴重な研修となりました。

### 施策

## 発達の気になる子どもへの支援に関する研修

※最新の情報は各機関のホームページでご確認ください。



主催者	目的	研修名	研修テーマの例
子ども発達支援課	発達障がい児・医療的ケア児等の支援体制整備のための研修	発達障がい者相談支援人材養成研修	「二次障がいについて」「不登校・ひきこもりについて」「自己認知を促す取組」
		発達障がい児者事業所研修	「医療的ケア児を支援中の緊急対応」「発達障がいの特徴～支援のポイント～」
総合療育センター/鳥取療育園/中部療育園	障がい児への支援方法の普及や理解啓発研修	地域療育セミナー	「医療的ケアを必要とする子どもたちの教育保障」「保護者中心の合意形成の大切さ」「保護者と学校をつなぐ～LD専門員の仕事を通して」「子どもごとの視点にたった関わり方」
『エール』発達障がい者支援センター	発達障がいに係る支援技術の向上と理解啓発研修	発達障がい児者支援者研修	「自閉スペクトラム症の子どもへの理解と支援～幼児期から学童期を中心に～」
		発達障がい普及啓発講演会 発達障がい就労支援スキルアップ研修会	「思春期以降の発達障がいの理解と対応」「自立を支えるアセスメント」「就労を支える環境設定」
鳥取大学医学部附属病院子ども心の診療拠点病院推進室	子どもの心に関する理解啓発、医療との連携、関わり方の基礎研修	子どもの心を支える支援者スキルアップ研修	「発達障がいの理解とかわり方の基礎～幼児・学童期」「発達障がい児の育ち・学びを地域で支える～医療と上手に付き合う方法～」
		発達支援コーディネータースキルアップ研修	「地域支援評価ツールと地域の連携体制の整備に向けて」「園内環境調整と若手支援者の支援育成」
		子どもの心に関する理解啓発講演会	「インクルーシブ教育と個別支援を事例から学ぶ」

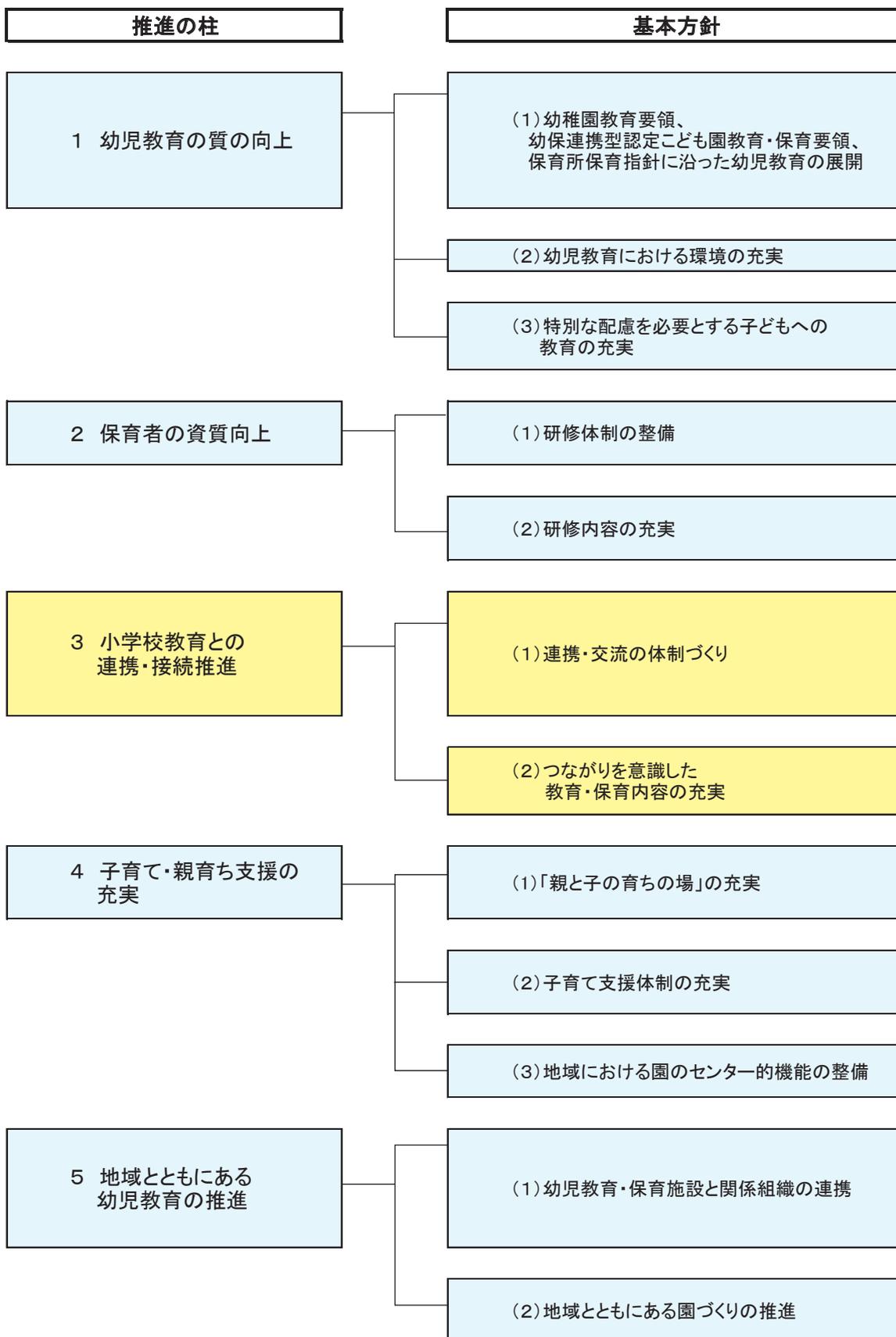
推進の柱 3

小学校教育との連携・接続推進



教育・保育の相互理解

【体系表】





## 目標

- ① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- ② 教育・保育内容の充実
- ③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

- ① 幼児教育における環境の改善・整備

- ① 支援体制の整備・充実
- ② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

- ① 体系的な研修計画の整備
- ② 計画的・組織的な研修の推進

- ① 専門性の向上のための研修の充実
- ② 幼保多様化に向けた研修の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実 ～組織をつなぐ～
- ② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教員等の連携・交流の推進 ～人をつなぐ～

- ① 接続カリキュラムの編成 ～教育をつなぐ～
- ② 地域における連携体制の整備 ～組織をつなぐ～

- ① 多様な場を活用した交流機会の提供
- ② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③ 親と子の生活習慣づくりの支援

- ① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- ② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ① 連携体制の整備
- ② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- ③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ① 地域資源の活用
- ② 子どもを支える地域づくり



### 3 小学校教育との連携・接続推進

遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっていますが、子どもの発達や学びは連続しています。幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のため、「組織をつなぐ」「人をつなぐ」「教育をつなぐ」をキーワードに教職員の保育・教育の相互理解を進め、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続に努めます。

#### 基本方針（1）連携・交流の体制づくり

##### 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実 ～組織をつなぐ～

幼児が小学校生活に親しみ、学校生活に期待を寄せたり見通しをもったりできるよう、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 市町村及び園における幼保小連携・接続に係る取組への支援
  - ・研修会の開催
  - ・幼保小連携推進事業の実施
  - ・幼保小連携担当者の明確化の推進
  - ・交流活動の進め方・交流計画作成など交流の充実のための支援

##### 【市町村・設置者】

- 幼保小連携のための関係者会議（連絡協議会（\*1））を設置しましょう。
- 地域で幼保小接続に取り組むモデル園・小学校等を設置し実践を進めましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等】

- 幼保小連携の担当者を位置付け、窓口を明確にしましょう。
  - ・小学校区等における連絡協議会の実施
  - ・年間連携（交流）計画の作成
  - ・就学前後の引継ぎ
  - ・情報交換のための定期的な連絡会（\*2）の実施
  - ・園・学校だより等の送付・掲示
  - ・校区における幼保小の相互理解に向けた参観・体験・研修の実施

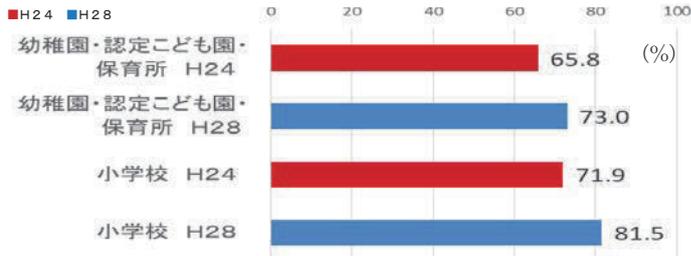
\*1 連絡協議会・・・主に小学校区内の園及び小学校の管理職等が、自園及び自校の子どもの様子や連携・接続の取組の方向性等について協議する会

\*2 連絡会・・・主に年長担任や1年担任といった接続期の子どもに関わっている者や幼保小連携・接続を推進する立場にある者等が、自園及び自校の子どもの様子や連携・接続の取組の実際について協議する会

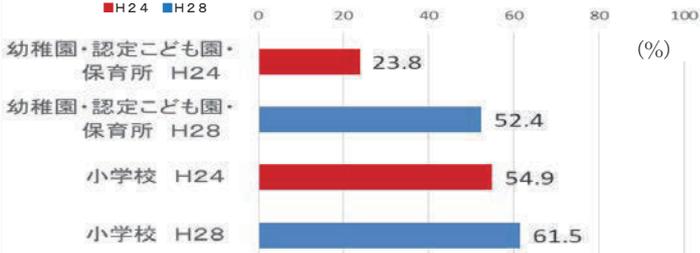


## 【幼保小の連携について】

### 分掌の中の幼保小連携担当者の位置付け

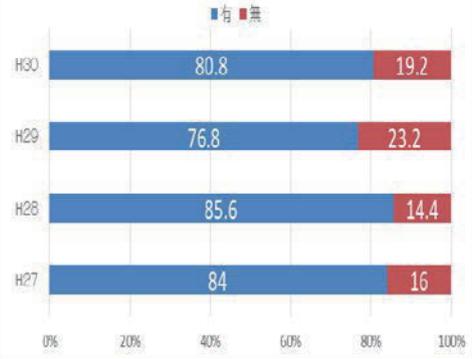


### 年間連携（交流）計画の作成



「鳥取県幼児教育調査」(H28)

### 幼稚園・認定こども園・保育所及び小学校区の 連絡協議会の設置



「鳥取県学校教育実施状況調査」

幼保小連携担当者の位置付けや年間連携計画の作成が進み、園・小学校とともに、連携が組織的に進んでいることが分かります。



## 子どもの育ちと学びをつなぐための「3つの『つなぐ』」

### 組織をつなぐ

- ・管理職同士のつながり（連絡協議会等）
- ・連携推進担当者同士のつながり
- ・年間連携（交流）計画の作成
- ・就学前後の引継ぎ・連絡会の実施
- ・園、学校、学級だより等の送付・掲示等
- ・校区における幼保小の相互理解に向けた参観等・研修等の実施

### 人をつなぐ

- ・園児と児童、園児同士の交流  
ねらいを明確にした交流
- ・教職員の相互理解  
保育参観・授業参観  
合同研修会  
保育体験・授業体験

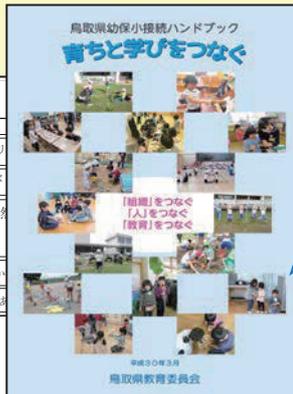
### 教育をつなぐ

- ・めざす子どもの姿の共通理解
- ・互いの教育内容・保育内容を理解
- ・つきたい力等を協議し、共通実践
- ・接続カリキュラムの編成・実践・評価・改善



### 年間連携（交流）計画の作成

平成30年度 保小交流年間計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
5歳児保育内容	体操・ダンス・なわとび	どろんこあそび・水あそび・プールあそび		かけっこ・なわとび・フープ・リ				
		手遊び・歌あそび・集団あそび・わらべうたあそび・運動あそび						
	さんぽ（春の自然） （栽培）いちご	あさがお・夏野菜（きゅうり・トマト・ナス・ピーマンなど）		さんぽ（秋の自然） さつまいも				
	自己紹介	おはなし		絵本・童話・図鑑		活動についてのはなしあい		
歌あそび	ダンス	リズムあそび	絵の具あそび	楽器あそび	劇			
関連行事	・入所式 ・保育参加の日	・園外保育（小遠足） ・バス遠足 ・さつまいもの苗植え	・ちまき作り ・年長児交流 ・歯磨き指導 ・栄養指導 ・プール開き	・七夕のつどい ・プール遊び ・夕涼み会	・年長児交流		・運動会 ・いもほり ・親子バス遠足	
子ども			・マラソン大会	・交流会（1年） ・プール交流（1年）	・交流会（5年）		・交流会（5年） ・交流会（3年）	・交流会（1年）
教職員	・参観日 ・交流打ち合わせ	・町教振総会 ・運動会（小）	・参観日（小）		・保育参加		・運動会（保） ・参観日（小）	・学習発表会 ・生活発表会
関連行事	・始業式 ・入学式 ・参観日	・運動会	・プール開き ・いのちの教育参観日 ・マラソン大会			・人権教育参観日	・マラソン大会	・学習発表会
1年	国語：音読・モジュール			生活科：秋みつけ・昔あそび				



幼児期に身に付けた力を小学校以降の学びにつなぐために参考となる取組等を紹介しています。  
地域や自園・自校の実態に合わせてご利用ください。

### POINT

交流計画をもとに、交流活動や互いの行事を年度当初に確認しておくことが、連携をスムーズに行うために大切です。

## 基本方針（１）連携・交流の体制づくり

### 目標② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教職員等の連携・交流の推進

#### ～人をつなぐ～

乳幼児・児童の実態、教育内容や指導方法について相互理解を深め、円滑な接続に向けた指導方法の改善を図るため、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の教職員等の連携・交流の充実に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 研修会の開催
  - ・ 幼保小合同研修
  - ・ 小学校教職員等と保育者の幼保小連携・接続に係る研修会
- 校種間連携による一貫性のある教育の推進
  - ・ 「幼児期において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた合同研修会等の支援
- 小学校教員の幼稚園・認定こども園・保育所における長期社会体験研修の促進
- 幼保小相互の訪問交流による情報の共有の推進

##### 【市町村・設置者】

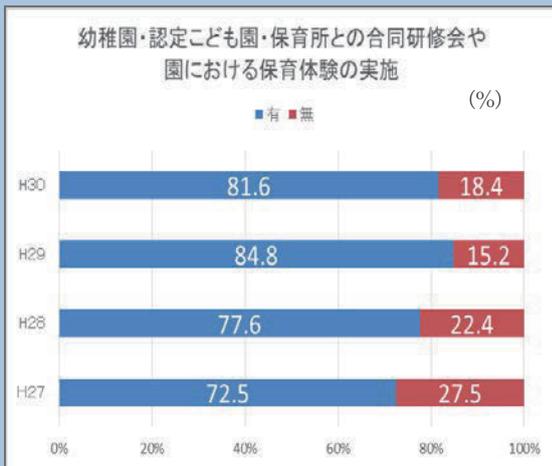
- 幼保小教職員等の相互理解体験研修を開催しましょう。
- 小学校教員の幼稚園・認定こども園・保育所における長期社会体験研修を活用しましょう。
- 幼保小相互の訪問交流による情報の共有を進めましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等】

- 幼児教育・小学校教育の相互理解に努めましょう。
  - ・ 教育内容・指導方法・評価の仕方の違い等
- 幼保小の交流活動を行いましょう。
  - ・ ねらいを明確にした指導計画、指導案等の編成・作成
  - ・ 事前事後の打合せの実施
  - ・ 地域との交流活動の実施
- 体験入学など、直接的な体験を重視した活動を進め、小学校とのつながりを見通した交流となるように工夫しましょう。
- 園においては、幼児が小学校生活への期待感や児童へのあこがれがもてる交流にしましょう。
- 小学校においては、児童が乳幼児と関わることで、小さい時期を振り返り自分の育ちを見つめることができる交流にしましょう。
- 相互理解のための様々な機会を設けましょう。
  - ・ 保育体験（小学校教職員）
  - ・ 小学校学習補助体験（保育者）
  - ・ 連携をテーマとした公開保育・授業
  - ・ 意見交換会・協議
  - ・ 連絡協議会
  - ・ 合同研修会・研究会
- 幼保小相互の行事等へ積極的に参加しましょう。



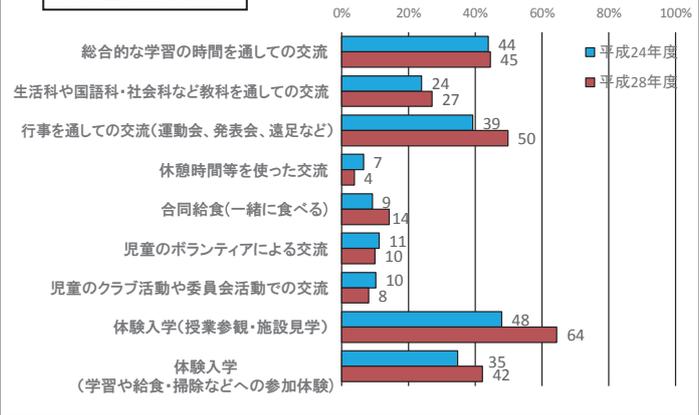
## 【保育体験、合同研修会の実施】



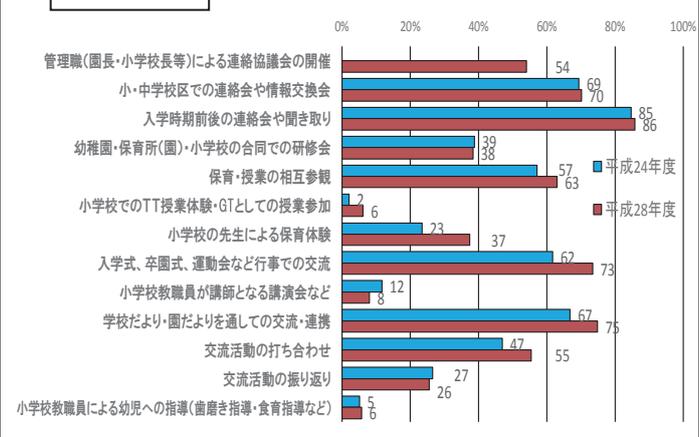
「鳥取県学校教育実施状況調査」

幼児と児童の交流としては、総合的な学習や体験入学・行事等、年間計画に基づく実践が進んでいます。教職員の交流としては、入学前後の連絡会や聞き取りなどの情報交換を通しての交流が進んでいます。また、事前打合わせを行うなど、交流のねらいや視点を明確にした取組が進んでいます。

## 幼児と児童の交流



## 教職員の交流



「鳥取県幼児教育調査」(H28)

### 【保小合同研修会】

保小の代表者で構成された研修企画チームが、地域の課題やめざす子ども像に向かって研修内容等を決定し、見通しをもって研修会を進めています。



### 【学習補助体験】

保育者が朝の活動から下校まで1年生の授業を体験し小学校の生活や指導方法等の理解を進めています。



### 【幼児・児童の交流】

年間指導計画に位置付けた交流を行います。園と小学校で合同指導案を作成するなど、ねらいに沿った交流が進んでいます。



### 【保育体験】

保育体験を通して、乳幼児の生活や発達、指導方法等の理解を進めています。



## POINT

園及び小学校等の教職員等がお互いの教育内容や指導・援助の方法等を理解し、それぞれの指導方法を改善していくことが大切です。

## 基本方針（２）つながりを意識した教育・保育内容の充実

### 目標① 接続カリキュラムの編成 ～教育をつなぐ～

幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等において、全体的な計画の作成や指導方法について研究・実践を進め、発達や学びの連続性を踏まえたカリキュラムの編成に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 研修会の開催
  - ・幼保小合同研修の実施
  - ・幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領の相互理解研修
  - ・幼保小の接続を意識した生活科の研修(スタートカリキュラムの編成・見直し等)
- 「鳥取県幼保小接続ハンドブック」の活用によるスタートカリキュラム（\*1）・アプローチカリキュラム（\*2）の編成推進

##### 【市町村・設置者】

- 幼保小の接続に関する研修会を開催しましょう。
- 接続カリキュラムを編成し、見直し・改善する機会をもちましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等】

- 接続カリキュラムの編成について研究と実践を進めましょう。
  - ・園と小学校のめざす子どもの姿の共有
  - ・互いの教育・保育内容の相互理解
  - ・幼稚園・認定こども園・保育所・小学校（特に低学年）等の生活や学習、指導等について
  - ・体験や主体性を重視した全体的な計画、指導計画等について
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識して教育・保育をしましょう。

\*1 スタートカリキュラム・・・小学校入学時における幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能とするカリキュラム。生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割設定などの指導の工夫が求められる。

\*2 アプローチカリキュラム・・・園での子どもの育ちや学びを小学校につなぐために編成するカリキュラム。小学校という新しい環境に適応したり段差を乗り越えたりしていく基礎となる力が養われる活動が盛り込まれたもの。小学校への適応指導のためのものではない。

《鳥取県教育振興基本計画 施策2－（6）幼児教育の充実 数値目標》

指 標	現況値（H30）	目標値
小学校教員による園での保育体験研修の実施市町村数	17 市町村	19 市町村（全市町村）
園と小学校の合同研修会・保育体験等の実施割合	82.4%	全ての小学校区での実施
園と小学校の管理職同士の連絡協議会の設置割合	75.2%	全ての小学校区での実施



## 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について

詳細は「資料編」93、94 ページ参照

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

「幼稚園教育要領総則」

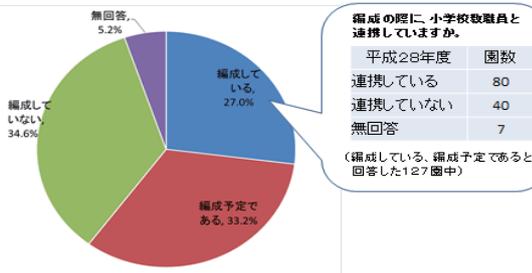
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにすること。また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

「小学校学習指導要領総則」



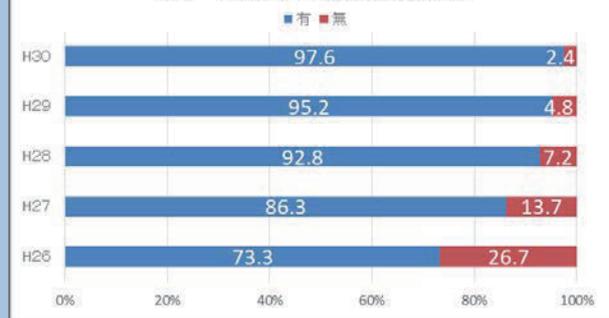
### 【接続カリキュラムの編成状況】

小学校との接続を意識したカリキュラム（アプローチカリキュラム）の編成（園）



「鳥取県幼児教育調査」(H28)

### スタートカリキュラム編成の有無



「鳥取県学校教育実施状況調査」

### POINT

小学校の教職員は、入門期において、児童に園での活動や遊びについて尋ねてみましょう。そして、園での経験と小学校の生活や学習をつなぐ指導を意識したり、児童自らが園での経験をもとに主体的に考える機会を作ったりしましょう。



## 接続カリキュラムを編成する際のポイント

### アプローチカリキュラム

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに編成
- 小学校に期待をもち、自信をもつことにつながる遊び・体験
- 小学生との交流活動などを考慮
- より自主的・主体的な遊びを意識
- 意図的に組み入れた協同的な遊び・体験
- 文字や数等に興味・関心をもつ環境の構成
- 校区のめざす子どもの姿の位置付け・小学校とのつながり
- 5歳児の年間指導計画とのつながり
- 地域・園・小学校の特色を生かした活動
- 保護者への説明

### スタートカリキュラム

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえた指導の工夫
- 生活科を中心とした合科的・関連的な指導
- 短時間学習などを含めた時間割の工夫
- 園で経験した遊び・体験活動を活用
- 園での環境構成（視覚支援等）を活用した学びやすい環境作り
- 教職員や友達と関わる活動、出会いの楽しさを感じる活動の工夫
- 校区のめざす子どもの姿の位置付け・園とのつながり
- 1年生の年間指導計画とのつながり
- 地域・園・小学校の特色を生かした活動
- 保護者への説明

### POINT

「鳥取県幼保小接続ハンドブック」(H30)

接続カリキュラムの編成においては、校区でめざす子どもの姿や育てたい力を共有するなど方向性を明らかにしたり、園全体・小学校全体でカリキュラムを共通理解したりするなど、校区一体となった取組が求められています。



行政担当者・園・小学校教職員等によるカリキュラム作成委員会

## 基本方針（２）つながりを意識した教育・保育内容の充実

### 目標② 地域における連携体制の整備 ～組織をつなぐ～

幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等において、協力して幼保小連携が推進できるように関係機関との連携体制づくりに努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

○幼児教育関係者と小学校等の関係者による連絡協議会の実施

##### 【市町村・設置者】

○幼児教育の振興に関するプログラムを策定しましょう。

○市町村幼児教育関係者の連携体制をつくりましょう。

・小学校区・中学校区等の関係者会議

○幼保小をつなぐ役割をもつ担当者を確保しましょう。

・保育リーダー、指導主事の配置

・小学校教員の幼稚園・認定こども園・保育所における長期社会体験研修の活用

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等】

○小学校区・中学校区等の関係者会議を活用しましょう。

○幼児・児童の様子や生活の情報を積極的に発信しましょう。

## 連携から接続へと発展するステップ

- ステップ0** 連携の予定・計画がまだない。
- ステップ1** 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2** 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、  
接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3** 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4** 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるように検討が行われている。

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(H22)

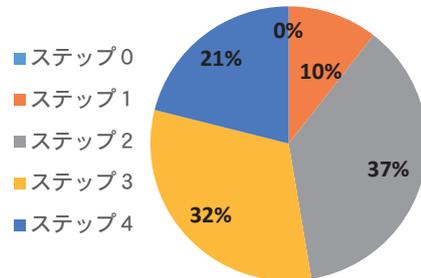
### POINT

教育上の課題を共有し、教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施、検討へと発展していくことが大切です。



## 【鳥取県市町村の幼保小接続の状況】

### 市町村の幼保小接続の状況



「幼児教育に係る実態調査」(R元)

半数以上の市町村において、授業や行事、研究会などの交流が進み、さらに、教育課程等の編成・実施や検討の取組が行われています。

## 【市町村の連携推進体制づくり】

小学校教員、保育士、保健師、LD等専門員、民間の理学療法士が定期的に連携し、よりよい援助の在り方について協議を行うなど、多面的な幼児理解につながる取組が行われています。



小学校生活のイメージを次年度入学予定の幼児と保護者にもってもらうため、オープンスクールを実施し、授業・生活の様子を参観したり、授業の雰囲気を感ぜられる「学校ごっこ」を体験したりしています。また、保護者懇談を通して保護者同士のつながりづくりを進めています。



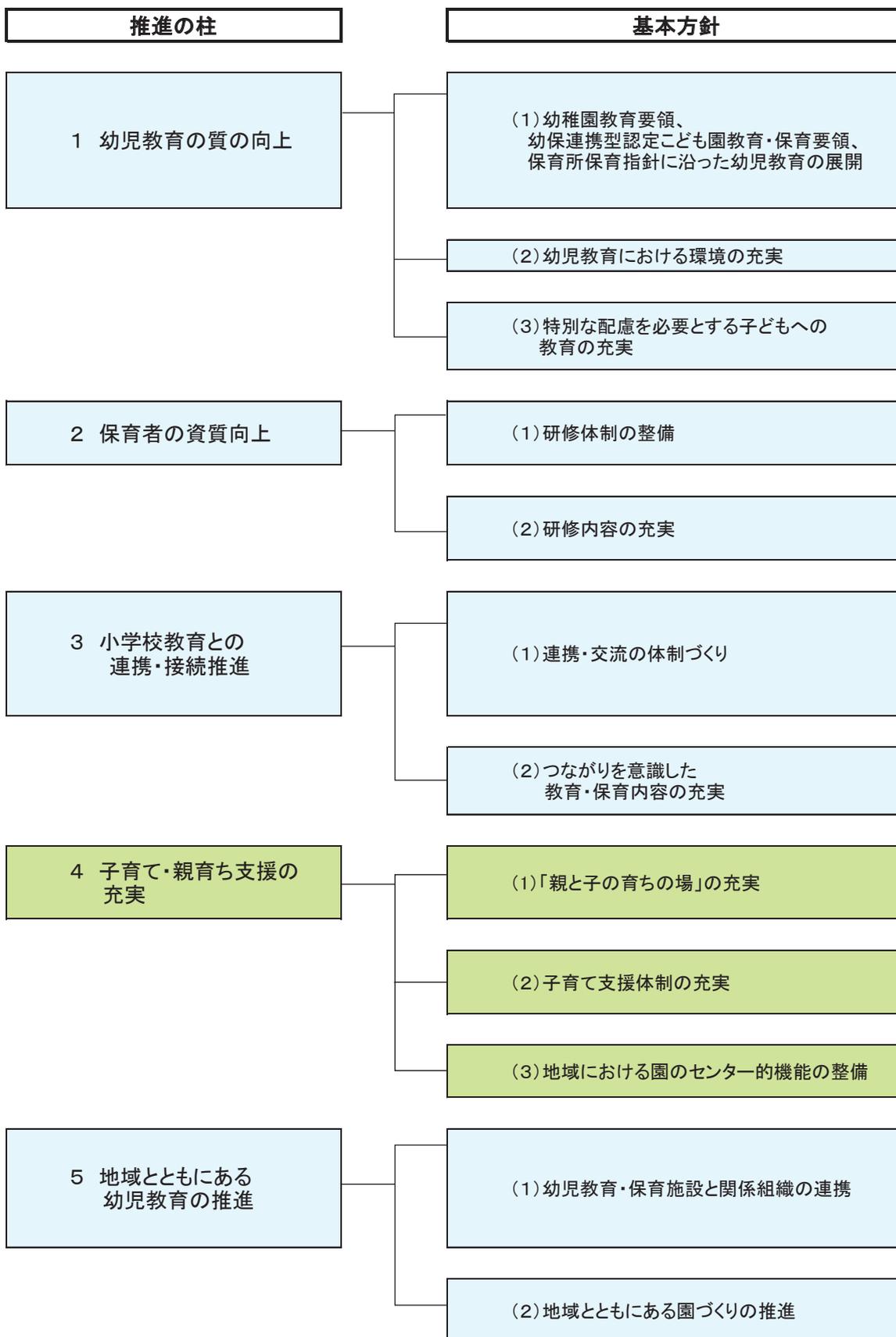
推進の柱 4

子育て・親育ち支援の充実



家庭教育を  
支える

【体系表】





## 目標

- ① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- ② 教育・保育内容の充実
- ③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

- ① 幼児教育における環境の改善・整備

- ① 支援体制の整備・充実
- ② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

- ① 体系的な研修計画の整備
- ② 計画的・組織的な研修の推進

- ① 専門性の向上のための研修の充実
- ② 幼保多様化に向けた研修の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実 ～組織をつなぐ～
- ② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教員等の連携・交流の推進 ～人をつなぐ～

- ① 接続カリキュラムの編成 ～教育をつなぐ～
- ② 地域における連携体制の整備 ～組織をつなぐ～

- ① 多様な場を活用した交流機会の提供
- ② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③ 親と子の生活習慣づくりの支援

- ① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- ② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ① 連携体制の整備
- ② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- ③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ① 地域資源の活用
- ② 子どもを支える地域づくり



## 4 子育て・親育ち支援の充実

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てができることが求められます。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操、自分自身や命を大切にする心や思いやりの心、社会性や基本的な生活習慣などが育まれます。家庭は、子どもたちの自己肯定感や人格形成において大きな役割を担っており、保護者と共に子どもの育ちを支えていく取組を推進していく必要があります。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・認定こども園・保育所等の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭を支える子育て支援体制の充実に努めます。

### 基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

#### 目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

保護者同士がつながりを持ち、心にゆとりをもって子育てができるよう、保護者同士の交流を深める支援に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 保護者同士の仲間づくりの支援
  - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」活用の推進（ファシリテータ派遣等）
- 子育て支援や交流活動等の情報提供

##### 【市町村・設置者】

- 保護者同士の仲間づくりを推進しましょう。
- 保護者の交流の場や機会・情報を提供しましょう。
- 保護者の自主的活動、サークル活動等への支援をしましょう。

##### 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- 保育参観や保育参加（\*）の機会を提供しましょう。
- 空いた保育室や園舎、園庭等を開放しましょう。
- 保護者同士の交流の場を設けたり情報を提供したりしましょう。
- 自主的活動を支援し、保護者の力が発揮できる場をつくりましょう。
- 小学校と園の保護者がつながるための取組を進めましょう。

##### 【小学校等】

- 小学校と地域や園の保護者同士がつながる機会を提供しましょう。

\*保育参加…参観するだけでなく、子どもをより理解するために、保護者が保育に主体的に参加すること

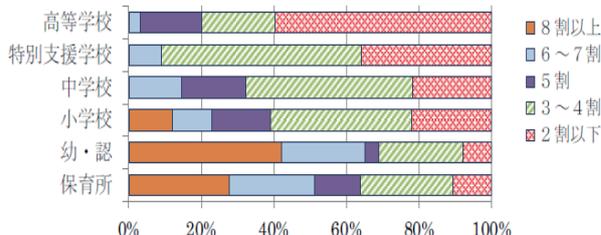


## 教育基本法

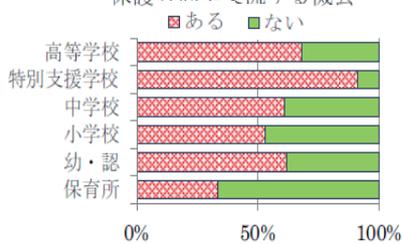
父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。（第10条第1項）



### PTA研修会、講演会への参加



### 保護者同士交流する機会



「鳥取県PTA調査」  
(H26 鳥取県教育委員会小中学校課)

就学を境に、参加者の減少や固定化が課題となっています。こうした課題を捉え、どの園・校種においても、保護者同士がつながる機会を意識的にもつ工夫が進められています。

## 【小学校等と園の保護者がつながる取組】

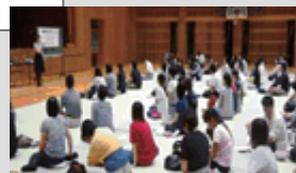
小学校等や園、市町村において、小学校と園の保護者の合同研修会や交流会、地域の教育を語る会等が行われています。



オープンスクールにおいて、小学校と園の保護者が語る会



小学校と園の親子対象クッキング教室



地域における教育を語る会

### POINT

就学に向けての話など、子育てについて気軽に相談したり語り合ったりできる場を提供し、保護者の仲間づくりの取組を推進しましょう。

## 施策

## とっとり子育て親育ちプログラム

### 保護者同士の仲間づくりを応援します

本プログラムは参加型の研修です。子育てや家庭教育について学んだり語り合ったりする中で、子育てについて振り返るとともに、保護者自身の自己肯定感を高める研修にご活用ください。なお、本プログラムを活用した研修には、ファシリテータを無料で派遣します。



### 【活用場面】

- 学年・学級懇談会
- PTA研修会
- 園や小学校での保護者会
- 就学前健康診断
- 入学説明会
- 企業内研修会
- 地域懇談会 など

### 【プログラム例】

- ◇ 子育てはつらい？楽しい？
- ◇ もうすぐ入学 何をしたらいい？
- ◇ 子どもが育つステキな言葉
- ◇ 我が家のルール ベスト3
- ◇ メディアとの付き合い方って？

問い合わせ先：鳥取県教育委員会小中学校課

## 【市町村による育カフェの取組】



親子の憩いの場の提供を通して保護者同士のつながりをつくるなど、保護者を支える取組が進められています。

## 基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

### 目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

保護者が家庭教育の重要性について理解を深め、自信と喜びを感じながら子育てができるよう、保護者の学習機会の充実に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 家庭教育の重要性の発信
  - ・とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」を中心とした啓発活動
  - ・子育て支援・家庭教育に関する情報の提供と研修の充実
  - ・家庭教育アドバイザーの保護者会等への派遣
  - ・担当指導主事等の保護者研修会等への派遣
- 読書活動の推進
  - ・親子読書の推進
  - ・子ども読書アドバイザーの派遣

##### 【市町村・設置者】

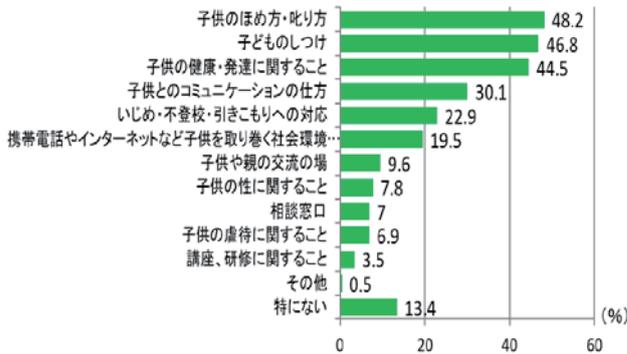
- 家庭教育に関する研修会を実施しましょう。
  - ・子育ての基本的な知識や技能、親の役割や責任を学ぶ場の提供
- 家庭教育に関する学習機会や子育て支援に関する情報を提供しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

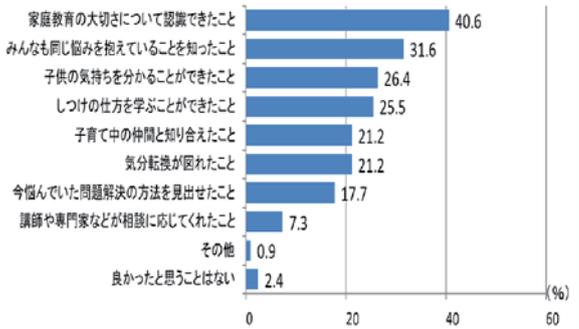
- 家庭教育に関する保護者研修会を実施しましょう。
  - ・乳幼児の心と体の発達の理解
  - ・親としての関わり方・役割 など
- 園の経営方針や取組について積極的に伝えていきましょう。
- 保育参観や保育参加の機会を提供しましょう。
- 保護者が気軽に相談できる雰囲気を作り、積極的に保護者に声かけをしましょう。
- 子育て支援に関する情報や子育てに関する学習の機会を提供しましょう。
- 親子読書の機会を設けましょう。
  - ・絵本の貸出し
  - ・親子読み聞かせ体験
  - ・絵本の紹介 など
- 親子の触れ合いを勧めましょう。
- 子育てを楽しむ保護者の声を積極的に伝えましょう。



あなたは、家庭教育について、主にどのような情報を知りたいですか、知りたい順に3つまでお答えください。(複数回答として 集計)



あなたは、家庭教育に関する講座や研修会などに参加して、主にどのようなことが良かったですかよかったと思う順番に2つまでお答えください。(複数回答として集計)



研修への参加を通して、家庭教育の重要性に気付いたり、保護者同士で悩みを共有し安心感をもったりすることができたと、参加者が実感していることが分かります。また、ほめ方・叱り方、しつけ、コミュニケーションの仕方といった、子どもとの関わり方について知りたいと考えている保護者が多いことが分かります。

「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(H28 文科省委託調査)

施策

### 子どもと向き合う4つのポイント 「子どもの未来は家庭から」

たくましく・夢をもって・自立できる子どもを育てる  
4つのポイント!

#### 生活習慣を身につけよう

- 早寝・早起き・朝ごはんを生活リズムを整えましょう。
- 家庭学習やメディア使用に家庭のまきりをつくりましょう。

#### 生きる力を育てよう

- あいさつやマナーの学習を楽しみ、人と関わる力や判断力を育てましょう。
- 家族の一員として役割を与えましょう。

#### 夢を育てよう

- 親の助かなさ、挑戦する姿、楽しむ姿を見せ、一緒に夢を語りましょう。
- 読書や体験で、感性や知的好奇心を育てましょう。

#### 広い心で受けとめよう

- 子どものできる力を信じ、見守るゆとりを持ちましょう。
- 良いこと・悪いことを自分で判断できるように、愛情をもってほめたり叱ったりしましょう。

問い合わせ先：  
鳥取県教育委員会小中学校課



家庭教育や子育ての専門的な知識をもつ「家庭教育アドバイザー」を講師として派遣しています。

施策

### 人権教育プログラム (社会教育編)

いじめ防止等のための研究実践の成果をまとめた「人権教育プログラム」を作成しました。いじめ防止について、

保護者が考える研修会等に、本プログラムをご活用ください。ファシリテータの無料派遣も行っています。



問い合わせ先：  
鳥取県教育委員会人権教育課



### 読書活動の推進



貸出しを行ったりするなど、親子で絵本を楽しむ環境づくりを進めましょう。

絵本を親子で一緒に読むことの大切さを伝えたり、保護者の希望する本の配架や保護者向け

施策

### 子ども読書アドバイザー事業

子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験をもつ「子ども読書アドバイザー」の研修会への派遣を行っています。

- 《研修例》
- 読み聞かせの大切さ
  - 子育てと読み聞かせ
  - 読み聞かせのポイント
  - 絵本や児童書の選び方

問い合わせ先：鳥取県教育委員会社会教育課

POINT

読書は、「こころ」と「ことば」を育みます。また、読書の楽しさを共有した大人とは愛着関係が深まるといわれています。読み聞かせ等、親子で本を楽しむことを推奨していきましょう。

## 基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

### 目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

家庭でのよりよい子育て環境をめざし、家庭や地域と連携して、親と子の望ましい生活習慣の確立を支援するよう努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 生活習慣の重要性の理解推進
  - ・保育者、保護者等対象の研修会の開催
  - ・「心とからだいきいきキャンペーン」の推進
  - ・みんないく（\*）に関する情報発信・先進的な取組の紹介
  - ・電子メディア機器の使用に関する情報発信・先進的な取組の紹介
- とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」を中心とした啓発活動

##### 【市町村・設置者】

- 親と子の生活習慣の実態を把握し、家庭や地域、校区の小学校等と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。
- 生活習慣づくりに関する研修会を実施しましょう。
- 生活習慣づくりに関する取組を推進しましょう。
  - ・啓発活動      ・情報発信      ・キャンペーン      等

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 研修会や情報提供を通して、親と子の生活習慣づくりを進めましょう。
  - ・食育                  ・早寝・早起き      ・朝ごはん                  ・みんないく
  - ・電子メディア機器の使用      等
- 家庭や地域、校区の小学校等と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。

##### 【小学校等】

- 地域や校区の園と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。

\*みんないく…「睡眠教育」の略で、「子どもたちの睡眠への意識向上と生活習慣の改善を図り、心身の健康を増進させる教育のこと」（「睡眠教育のすすめ 睡眠改善で子どもの生活、学習が向上する」木田哲生 著から引用）

**施策**

**心とからだいきいきキャンペーン**

乳幼児対象

園と家庭、地域が協力し、右の6つの視点に沿った生活習慣確立の取組を進めています。

小学校・中学校区で同時期に啓発の取組を行うなど、連携した実践が行われています。

- 1) しっかり朝食を食べよう
- 2)じっくり本を読もう
- 3) 外で元気に遊ぼう
- 4) たっぶり寝よう
- 5) 長時間テレビを見るのはやめよう
- 6) 服装を整えよう

小・中学生対象

問い合わせ先：鳥取県教育委員会教育総務課

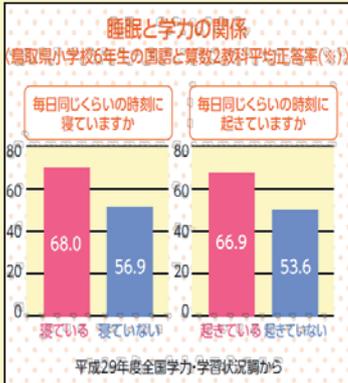


**「みんなく」のすすめ**

睡眠不足が続くと、病気の発生やリスクを高めたり、いらいらする状態が続いたりするなど、心身に悪影響を及ぼします。右の通り、各種調査からも、睡眠と学力、運動能力との関係が示されています。

**POINT**

子どもの頃から正しい睡眠習慣を身に付けられるよう、睡眠や生活リズムについて、家庭と共に考え、改善していく取組を推進していきましょう。



「教育だより とっとり夢ひろば! (93号)」(H30. 7 鳥取県教育委員会)

**施策**

**ケータイ・インターネット教育推進事業**

近年、子どもたちの電子メディアに触れる時間の長時間化、スマートフォン利用の低年齢化が指摘されています。電子メディアが及ぼす乳幼児への影響や関わり方を考える保護者向けの研修を推進しています。

NPO 法人こども未来ネットワーク(県委託)では、研修会への「ケータイ・インターネット教育推進員」の派遣を行っています。

- 《研修例》
- ・インターネットやゲームと子どもの育ち
  - ・ネットトラブルの対処法
  - ・家庭のルールづくり 等

問い合わせ先：NPO法人こども未来ネットワーク

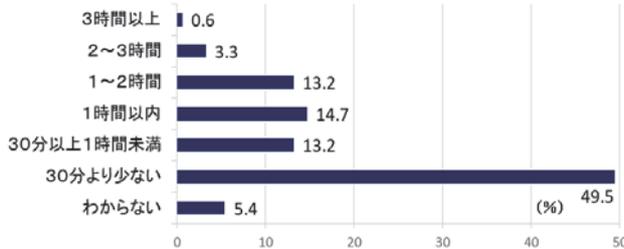
**POINT**

親子のふれあい遊びを推奨するなど、メディアから離れて、親子で触れ合うことの大切さを啓発していきましょう。

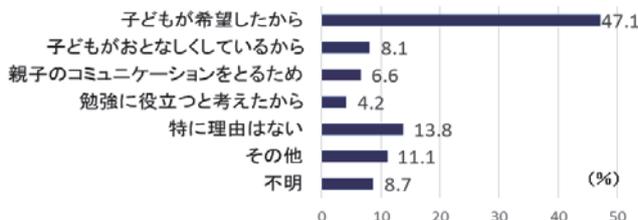
- ・運動遊び
- ・絵本の読み聞かせ
- ・クッキング
- ・楽しくおしゃべり
- ・トランプなどカードゲーム 等



**子どもがインターネットを利用する時間**  
(未就学児(5歳児)保護者回答)



**子どもにインターネット機器の利用を認めた理由**  
(未就学児(5歳児)保護者回答)



調査より、1日のインターネットの利用時間は30分未満との回答が約半数と最も多いですが、3割以上の幼児が1時間以上利用しているなど、メディア利用の長時間化が心配されます。また、子どもの希望が優先される形でインターネットの利用が広がっていることが分かります。

「インターネットの利用に関するアンケート」  
(H27 鳥取県教育委員会社会教育課)

回答：鳥取県内未就学児(5歳児)の保護者478名

## 基本方針（２）子育て支援体制の充実

### 目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実

保護者の多様なニーズに対応するために、関係機関と連携し、地域ぐるみの支援体制の整備、充実に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や地域の連携による子育て支援の推進
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための地域人材の育成
  - ・家庭教育アドバイザー
  - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ
  - ・ペアレントトレーニング（\*1）のファシリテータ 等
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための情報収集及び提供
- 子育て・家庭教育支援事業の実施
  - ・「届ける家庭教育支援」（\*2）体制の構築を支援
  - ・子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）等への支援
  - ・こども食堂へのサポート体制の構築の支援
  - ・ペアレントメンター（\*3）を活用した保護者支援の充実
  - ・とっとり家庭教育推進協力企業の取組支援
- 児童虐待防止ネットワークの構築と啓発
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者等への環境や支援体制の整備

##### 【市町村・設置者】

- 関係機関と連携した支援体制を整備しましょう。
- 様々なニーズに応えるための地域子育て支援体制を整備しましょう。
  - ・子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）の設置
  - ・「届ける家庭教育支援」の実施
- 家庭教育支援のための地域人材の育成に取り組みましょう。
- 子育て支援施設の設備を充実しましょう。
- 子育て支援に関する情報収集と提供に努めましょう。
- 公民館やこども食堂を活用した子育て支援に取り組みましょう。
- 児童虐待防止ネットワークを構築し、体制の充実強化を図りましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を提供しましょう。
  - ・預かり保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育 等
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者等が安心して過ごすことができる環境整備や支援を実施しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等】

- 地域関係者による研修会に参加しましょう。
- 幼児の生活・実態等を把握し、保護者に具体的な取組や改善の方法を伝えましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を充実しましょう。
- 地域の人材を活用しましょう。
- 関係機関と連携して、児童虐待の早期発見と対応に努めましょう。
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者等への個別の支援や園から小学校へ切れ目のない支援を実施しましょう。

\*1 ペアレントトレーニング…子育てに悩んでいる保護者が、子どもを理解するための考え方や関わり方のヒントを学べるプログラム

\*2 届ける家庭教育支援……主に、学びや相談の場に出向くことが難しい保護者に対して、不安や悩みを聞いたり情報を提供したりする訪問型の家庭教育支援（保護者が集まる場や企業に出向いて家庭教育に関する講演を行うなどのアウトリーチ型の支援も含む）

\*3 ペアレントメンター……発達障がいのある子どもを育てている保護者で養成講座を受けた者



## 児童虐待防止法 <第6条第1項関係>

- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。
- 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。
- 法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。

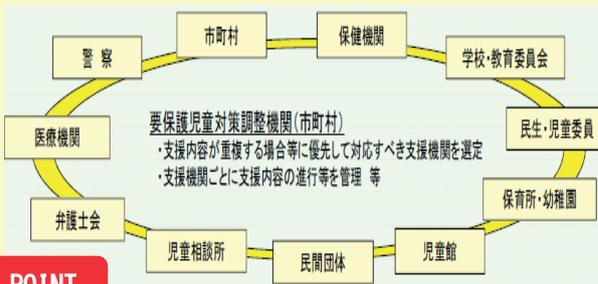
### POINT

令和元年6月、親による体罰禁止等が盛り込まれた改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立しました。子育てに悩む親への支援を充実させるとともに、体罰によらない子育てが進められるよう、子育てに関わる一人一人が意識や行動を高めていくことが重要です。



## 児童虐待への早期対応と連携

「平成16年児童福祉法改正法」により、被害児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「**要保護児童対策地域協議会**」の設置が法的に位置付けられました。

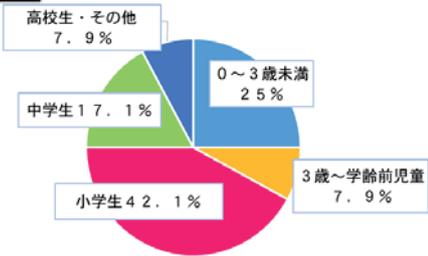


### POINT

関係機関が情報を共有し、被害児童の早期発見、保護に努めることが求められています。



被虐待児の年齢



鳥取県における、平成29年度の被虐待児の幼児の占める割合も約33%と、高い傾向にあります。

「児童相談所業務概要」  
(H30 鳥取県福祉相談センター)



## 虐待対応等に関する参考資料

- 「学校及び保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(H31.2 内閣府 文部科学省 厚生労働省)
- 啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」(H29.5 厚生労働省)

### 施策

## ペアレントメンター相談事業(委託)

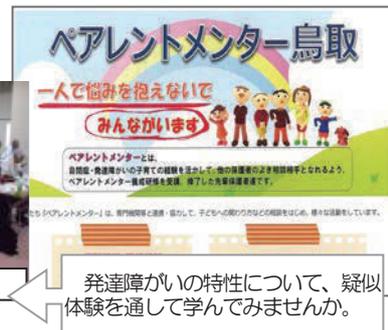
ペアレントメンターが、子どもへの関わり方などの相談をはじめ、様々な活動を通して、子育てのお手伝いをしています。

≪主な活動≫

- ①個別相談(電話・面談)
- ②発達障がいに関する情報提供
- ③サポートブック作りのお手伝い  
(必要な支援を分かりやすく伝えるためのツールです)
- ④学校や地域の人権研修の講師(キャラバン公演)  
(障がいについて・疑似体験・関わり方等をお伝えします)



キャラバン公演の一場面



発達障がいの特性について、疑似体験を通して学んでみませんか。

問い合わせ先: NPO 法人鳥取県自閉症協会内  
ペアレントメンター事務局

### 施策

## とっとり家庭教育推進企業



家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに向け、自主的に取り組む企業(協力企業)と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進します。

問い合わせ先: 鳥取県教育委員会小中学校課



## 基本方針（２）子育て支援体制の充実

### 目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

未就園児のいる家庭や地域における子育てをよりよいものにするために、関係機関と連携して子育て支援体制の充実に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や家庭・地域の連携による子育て支援の推進
- 子育て支援事業の実施
  - ・「子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）」の活動支援
  - ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）への支援
- 家庭教育・家庭内保育支援のための地域人材の育成
- 家庭教育・家庭内保育のための学習機会や情報の提供

##### 【市町村・設置者】

- 未就園の子どもがいる家庭を支援しましょう。
  - ・就園や子育てに関する情報提供
  - ・子育て相談の実施
- 子育て支援センターの施設を整備し、運営施策の充実に努めましょう。
  - ・子育て支援ネットワークづくり
  - ・コーディネーター的役割をもつ人員の配置
- 様々なニーズに応えるための地域子育て支援体制を整備しましょう。
  - ・子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）の設置
  - ・「届ける家庭教育支援」の実施
- 家庭教育支援のための地域人材の育成・活用に取り組みましょう。
  - ・子育て経験者や子育てに関心のある方等の人材育成・活用
- 保健師や民生児童委員などと連携協力しましょう。
- 子育てサークル等の活動を支援しましょう。
- 子育て文化を継承する場や機会を充実しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 子育て支援センターと協力・連携し、未就園の子どもがいる家庭を支援しましょう。
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や子育てに関心のある方等の地域の人と協力しましょう。
  - ・カウンセラー、保健師
  - ・公民館、老人会、子育てサークル、放課後児童クラブなど
- 保護者との信頼関係を築き、保護者の自己決定を尊重した対応をしましょう。



### 「地域の子育て支援サービス」の利用



### 「鳥取県における少子化対策等に関するアンケート」 (H30 子育て王国課)

勤務形態の多様化等により、子どもの預かりサービスへの需要が高まっています。また、子育て中の親子が気軽に集ったり情報交換や相談したりできる場所の利用も増えています。



各市町村による子育て応援情報や支援の内容、窓口等が掲載されています。

### 施策 子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）

各市町村に置かれている妊娠から子育て期にわたり、総合的相談支援と各種の支援サービスへつなぐワンストップ拠点です。地域のつながりの希薄化、孤立化の解消、妊娠、出産、子育てに関する問題の早期発見、早期支援、虐待の未然防止等を図ります。

#### 「子育て世代包括支援センターの主な業務」

- ① 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 支援プランを策定すること
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと



問合わせ先：各市町村子育て相談窓口

### 施策 地域子育て支援センター（地域子育て支援事業）

子育て中の親子が気軽に集って交流したり、子育ての悩みや不安を相談したりできる場所です。



#### 「基本事業」

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流促進（遊びの広場・園児との交流・ママサークル支援等）
- ・ 子育て等に関する相談・援助（子育て相談会等）
- ・ 地域の子育て関連情報の提供（パンフレット配布等）
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（子育て講座・手づくり玩具作成等）

問合わせ先：各市町村子育て相談窓口・各センター

### 施策 ファミリー・サポート・センター

会員相互で子育てを助け合う組織です。規定の利用料でサービスの利用が受けられます。鳥取県では 18 市町村（R 元 現在）で運営されています。



#### 「援助内容」

- ・ 保育施設の開始前や終了後の預かり
- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 学童保育終了後や学校の放課後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの行事の際の預かり
- ・ 買い物等外出の際の預かり 等

問合わせ先：各市町村子育て相談窓口・各センター

### POINT

県・市町村等が行っている子育て支援の周知とともに、地域の子育て経験者や専門家等との連携を通して、未就園児のいる家庭の支援を進めましょう。

## 基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

### 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

幼稚園・認定こども園・保育所等が、地域の子育て支援センター的役割を果たせるようにするとともに、地域の子育て支援の担い手となる人材の育成や活用に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実
- 福祉・教育・医療・保健などが連携した支援体制の整備
- 子育て支援のための人材の育成
- 子育て支援に関する研修会の実施
- 子育てや支援体制に関する情報の提供

##### 【市町村・設置者】

- 子育て支援ネットワークづくりとコーディネーター的役割をもつ人員の配置を推進しましょう。
- 園が地域の支援センター的機能を果たせるよう施設を整備し、運営施策の充実を図りましょう。
- 子育てや支援体制に関する情報を提供しましょう。
- 子育て経験者や子育てに関心のある方等の人材活用に努めましょう。
- 福祉機関との連携推進に努めましょう。
  - ・カウンセラーや保健師、民生児童委員との連携
- 次世代育成の視点から、小・中・高等学校とのふれあい交流や保育体験を進めましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 未就園の子どものいる家庭を支援しましょう。
  - ・子育て相談の実施
  - ・育児講座（食育・離乳食・親子遊び・みんなくなど）
  - ・園の施設開放、施設活用
  - ・親子登園
  - ・保護者同士の交流の場の提供
- 子育ての支援者として力を高める研修へ参加しましょう。
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や子育てに関心のある方等の地域の人と協力しましょう。
- 小・中・高等学校とのふれあい交流や保育体験に協力しましょう。



## 園におけるセンター的機能とは

乳幼児の家庭や地域での生活がよりよい方向となるように、園には、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、積極的に子育て支援をしていく役割があります。

各園においては、子育ての相談にのったり、保護者と共に活動を企画したりするなど、親子の憩いの場を提供しています。

### 園に求められる 子育ての支援の役割

- 地域の子どもの成長・発達を促進する場
- 遊びを伝え、広げる場
- 保護者が子育ての喜びを共感する場
- 子育て本来の在り方を啓発する場
- 子育ての悩みや経験を交流する場
- 地域の子育てネットワークづくりをする場

「初等教育資料」(H31.1文部科学省初等中等教育局幼児教育課)

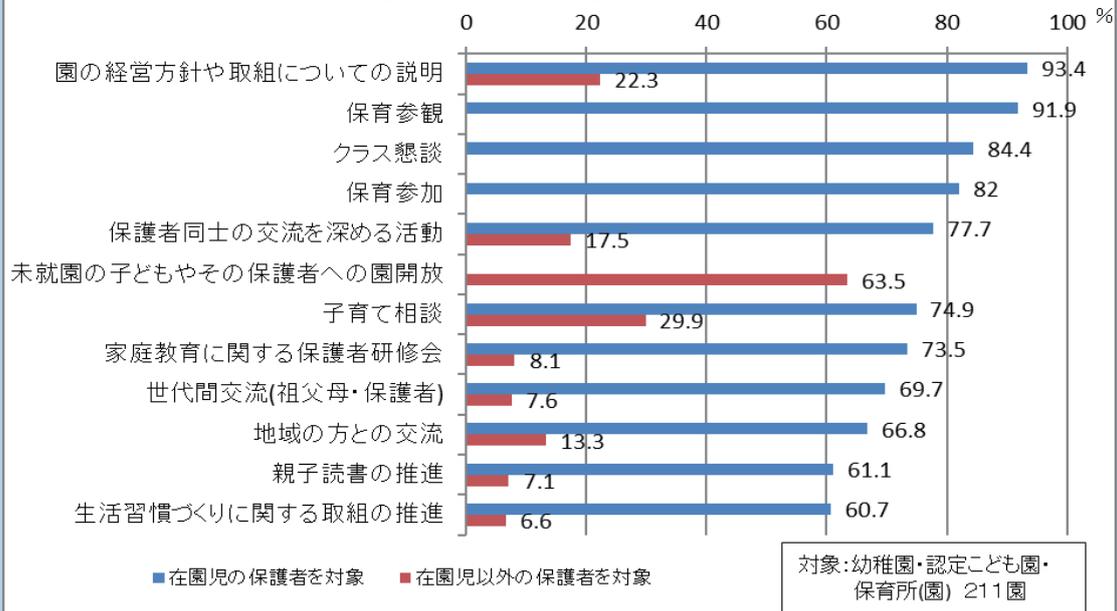


### POINT

子育て支援は在園児の関係者に限らず、広く地域の人々を対象に行うことが大切です。また、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組む必要があります。



### 子育て支援の具体的な内容



「鳥取県幼児教育調査」(H28)

### POINT

各園においては、地域の実態や保護者の要請に応じたり、他園の取組や先行事例等を参考にしたりしながら、地域の子育て支援のセンターとして、子育て支援を行っていきましょう。

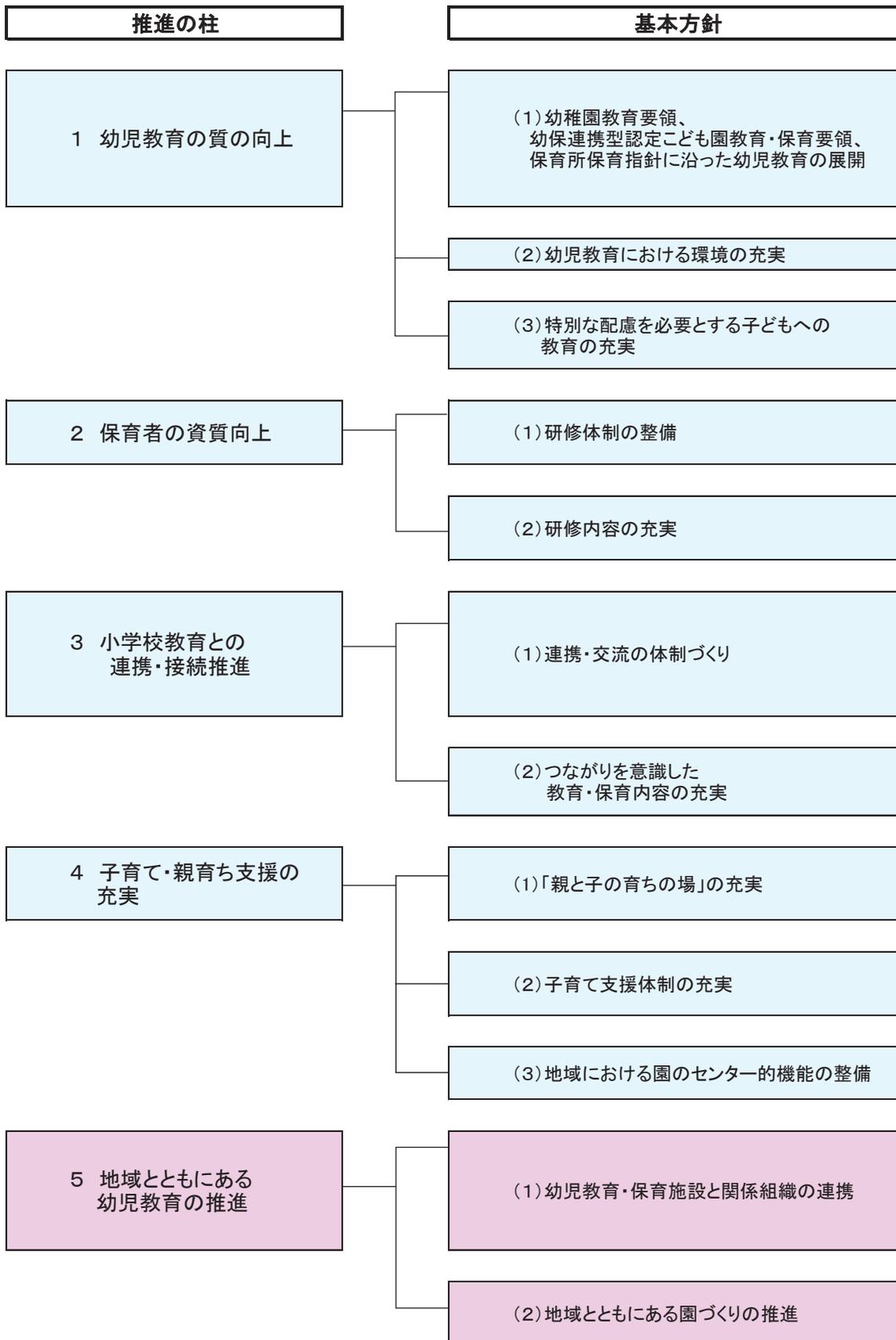
推進の柱 5

地域とともにある幼児教育の推進



関係機関が  
つながる

【体系表】





## 目標

- ①幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- ②教育・保育内容の充実
- ③自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

- ①幼児教育における環境の改善・整備

- ①支援体制の整備・充実
- ②個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

- ①体系的な研修計画の整備
- ②計画的・組織的な研修の推進

- ①専門性の向上のための研修の充実
- ②幼保多様化に向けた研修の充実

- ①幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実      ～組織をつなぐ～
- ②幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教員等の連携・交流の推進      ～人をつなぐ～

- ①接続カリキュラムの編成      ～教育をつなぐ～
- ②地域における連携体制の整備      ～組織をつなぐ～

- ①多様な場を活用した交流機会の提供
- ②保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③親と子の生活習慣づくりの支援

- ①関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- ②家庭や地域における子育て支援体制の充実

- ①幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ①連携体制の整備
- ②市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- ③多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ①地域資源の活用
- ②子どもを支える地域づくり



## 5 地域とともにある幼児教育の推進

子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療など様々な関係機関が連携して、総合的な幼児教育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。

また、県内の市町村における地域の実情に応じた幼児教育の取組を支援するとともに、鳥取の豊かな自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流を通して、これからの時代に必要な力やふるさとに愛着をもった子どもの育成をめざします。

### 基本方針（1）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

#### 目標① 連携体制の整備

県及び市町村における幼児教育関係組織の連携体制を整備します。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 県幼児教育センターによる幼児教育の拠点機能の整備・充実
- 「鳥取県幼児教育振興プログラム」の進捗状況の把握や評価・改善
- 県・市町村関係課、市町村間の連絡調整
- 市町村における福祉部局と教育委員会の連携・協働への支援

##### 【市町村・設置者】

- 幼児教育アドバイザー（保育リーダー等）を配置するなど、指導体制を強化しましょう。
- 担当部局は私立幼稚園とも連携し、指導体制を整えましょう。
- 幼稚園・認定こども園・保育所等の窓口を一本化しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 地域の関係機関と連携を進めましょう。
  - ・幼稚園 ・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業所 ・認可外（届出）保育施設
  - ・小中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校 ・公民館 ・児童発達支援センター
  - ・行政機関 ・医療機関 ・放課後子供教室 ・放課後児童クラブ など

##### 《地域とともに》

地域の人々に子どもや幼稚園・認定こども園・保育所等に関心をもち、関わっていただくことは、地域の人々との結び付きを強め、地域全体で子どもを育てる取組を推進することにつながります。そして、この取組の推進が、ふるさとを愛する子どもを育むことにつながります。



## 【市町村ごとの幼児教育・保育施設一覧】

(平成31年4月1日現在) 294施設

	施設区分 (所管課)	国・公立 幼稚園 (市町村)	私立 幼稚園 (子育て王国課)	公立 認定こども園 (子育て王国課)	私立 認定こども園 (子育て王国課)	公立 保育所 (市町村)	私立 保育所 (市町村)	地域型 (市町村)	届出 保育施設 (子育て王国課)
鳥取市	こども家庭課	3	4		20 保育所型: 2 幼保連携型: 5 幼稚園型: 3	25	18	11	16
倉吉市	子ども家庭課				5 幼保連携型: 5	10	11		5
米子市	子育て支援課		7		8 保育所型: 2 幼保連携型: 5 幼稚園型: 1	14	26	18	23
境港市	子育て支援課		1		1 幼保連携型: 1	3	7	2	2
岩美町	住民生活課					3			
八頭町	町民課					5			
若桜町	町民福祉課			1 幼保連携型: 1					
智頭町	教育課					1		1	2
湯梨浜町	子育て支援課			7 幼保連携型: 5 保育所型: 2			1		
三朝町	町民課			1 保育所型: 1		2			
北栄町	教育総務課 子育て支援室			4 幼保連携型: 4	1 幼保連携型: 1		1		
琴浦町	子育て応援課			5 幼保連携型: 2 保育所型: 3	1 幼保連携型: 1		1		
南部町	子育て支援課 教育委員会			1 保育所型: 1		3		2	
伯耆町	福祉課					5		1	2
大山町	幼児・学校教育課					5			
日吉津村	福祉保健課					1		2	
日南町	福祉保健課					1			1
日野町	教育課					1			
江府町	教育課					1			
国立	鳥取大学附属幼稚園	1							
合計		4	12	19 (保育所型: 7) (幼保連携型: 12)	26 (保育所型: 4) (幼保連携型: 18) (幼稚園型: 4)	80	65	37	51

### 施策

### 幼児教育関係者による意見交換

鳥取県幼児教育振興プログラムの進捗状況を的確に把握するとともに、施策が効果的に実施できるよう、地域の幼児教育関係者や県関係課による意見交換の機会を設定します。

#### 幼児教育関係者による意見交換

##### 【内容】

- ・幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の幼児教育関係者による意見交換
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム」の進捗状況について確認

##### 【構成】

- ・幼稚園・認定こども園・保育所等の設置者の代表
- ・幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の代表
- ・学識経験者 等

#### 県組織における意見交換

##### 【内容】

- ・県の幼児教育関係課による意見交換
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム」に基づいた施策の効果的な実施状況や新たな課題についての協議



## 基本方針（１）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

### 目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

市町村では、地域の実情や課題を踏まえた幼児教育の振興に関するプログラムを福祉部局と教育委員会の連携のもと策定・改訂することなどにより、幼児教育の充実に関する施策を効果的に推進するように努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 「鳥取県幼児教育振興プログラム」の周知・活用
- 市町村への幼児教育に関する政策プログラム（\*）の策定に必要な情報や資料の提供及び指導助言
- 市町村の幼児教育関係職員等を支援するための研修会の開催
  - ・「市町村等幼児教育・保育指導者研修会」
  - ・「幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会」

##### 【市町村・設置者】

- 県教育振興基本計画における幼児教育の内容について検討・充実を図りましょう。
- 福祉部局と教育委員会が連携して幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定し、具体的な取組を推進しましょう。
- 幼児教育の充実に向けた取組などに関する保護者や地域住民などとの意見交換会等を開催しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 「鳥取県幼児教育振興プログラム」や市町村の幼児教育の振興に関する政策プログラムを参考にして、園経営の充実を図りましょう。

#### 《地域とともに》

市町村における幼児教育に関する政策プログラムを策定する際は、地域の方の意見を吸い上げる機会を設けたり、機会を捉えてプログラムの内容について発信したりすることが重要です。地域の子どもを育てるという思いを共有することにより、地域の方が園や市町村の取組に積極的に参画することにつながります。

\*幼児教育に関する政策プログラム…「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども子育て支援事業計画」、「教育基本法」に基づく「教育振興基本計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」等の項目の一つとして幼児教育について定めているもの



## 【幼児教育に関する政策プログラムの策定状況】

	平成28年度 市町村数	令和元年度 市町村数
策定済み	6	18
策定予定	0	0
策定しない	4	0
未定	9	1
合計	19	19

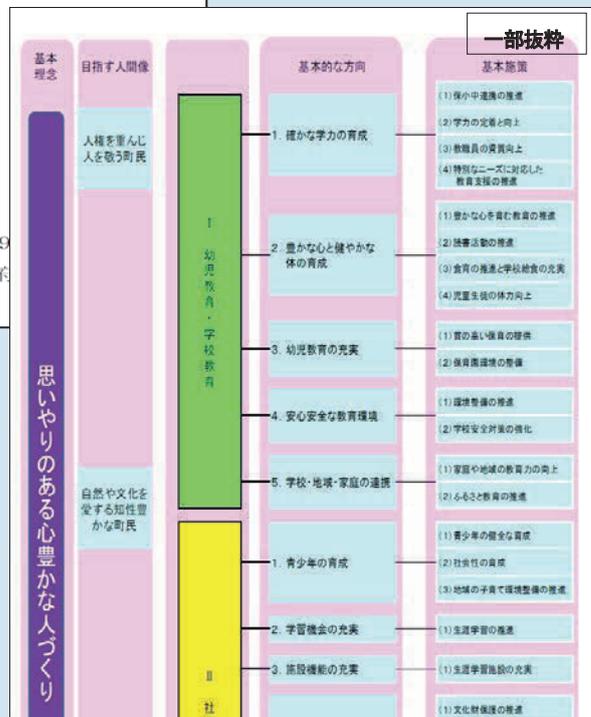
「幼児教育に係る実態調査」(文部科学省)

「幼児教育に係る実態調査」(文部科学省)において、「幼児教育に関する政策プログラム」の対象となる計画の対象が広がったため、令和元年度は、策定済みが増えています。

### 江府町教育大綱

【江府町教育振興基本計画】

平成29  
江府



## 【市町村における幼児教育を語る会】

幼稚園・認定こども園・保育所等の関係者、保護者、小学校等の教員、行政関係者、地域住民等が、幼児教育の充実に向けて意見交換をする機会を設定します。地域の課題を共有して課題解決の方法等を探り、共通実践につなげることができます。



### 「幼児教育研究会」

円滑な接続をめざして、市内全ての園長・校長が集い、それぞれの校区の保育・教育について意見交換を行います。



### 「就学前教育を語る会」

幼保小連携・接続をめざし、小学校校長会の運営のもと、毎年行います。参加園が年々増え、伝達シートをもとに引継ぎを行う合同情報交換会の持ち方やスタートカリキュラムの編成についても協議しています。

## 基本方針（１）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

### 目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

地域のニーズに応じた特色を生かした園づくりに努めるとともに、保育者等が相互に幼児教育について理解を深め、子どもの豊かな経験や学びにつながるよう、幼稚園・認定こども園・保育所等の連携推進に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 施設種を超えた保育者等の資質向上に関する支援及び研修会の開催
  - ・担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による研修支援
  - ・幼稚園・認定こども園・保育所等の幼児教育に係る相互理解の場の提供
- 行政情報の提供や好事例の紹介

##### 【市町村・設置者】

- 公私の区分に関わらず、幼稚園・認定こども園・保育所等の保育者等の相互理解の場を設けましょう。（研修会、講演会等）
- 幼稚園・認定こども園・保育所等の窓口を一本化しましょう。
- 行政情報の提供や好事例の紹介に努めましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 地域の幼稚園・認定こども園・保育所等と連携して、相互の保育参観や合同研修会等に参加し、他園のよい実践に学びましょう。
  - ・幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修
  - ・幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の合同研修会
  - ・幼児・児童の交流活動
- 自園の特徴やよさを生かした全体的な計画・指導計画等を作成・編成しましょう。
- 地域の実態に応じた子育て支援を進めましょう。

#### 《地域とともに》

子どもは、身近な人と一緒にいる中で、他の人への関心を広げたり、深めたりしながら、人と関わる力を育んでいきます。地域において同年齢・異年齢の子どもとの関係、保育者等との関係など、安心して様々な人と関わる状況をつくり出すことが大切です。



## 幼児教育・保育施設について

幼稚園  
3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための  
幼児期の教育を行う学校

**利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、  
園により午後や土曜日、夏休みなどの  
長期休業中の預かり保育などを実施。

**利用できる保護者** 制限なし。

保育所  
0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない  
保護者に代わって保育する施設

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

認定こども園  
0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、  
地域の子育て支援も行う施設

**0～2さい**  
**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

**3～5さい**  
**利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする  
場合は夕方までの保育を実施。  
園により延長保育も実施。

**利用できる保護者** 制限なし。

NEW

地域型保育

0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、  
0～2歳の子どもを保育する事業

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒業後の受け皿の役割を担う連携施設  
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

2つの  
ポイント

- 3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく  
教育・保育と一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、  
通い慣れた園を継続して利用できます。
- 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、  
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

4つの  
タイプ

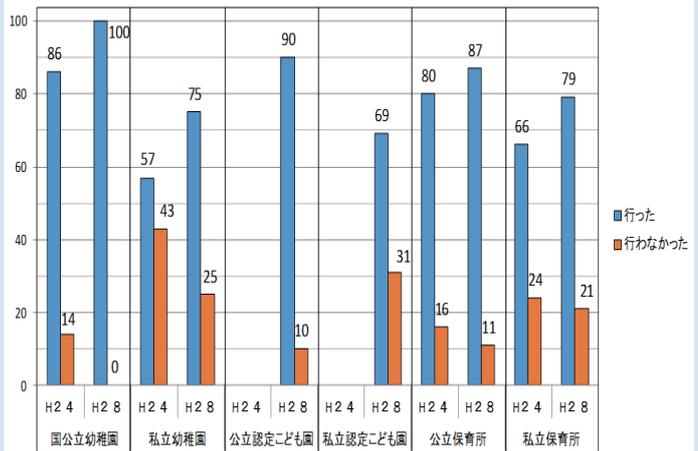
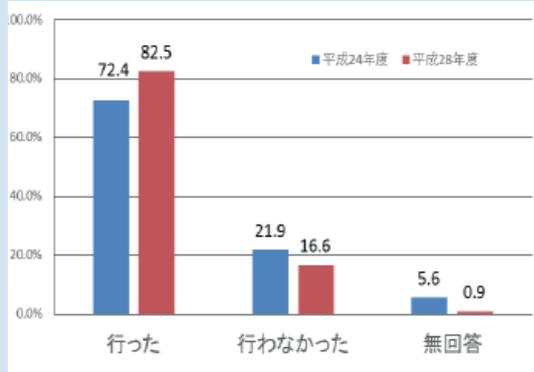
- 家庭的保育(保育ママ)**  
家庭的な雰囲気のもとで、  
少人数(定員5人以下)を  
対象にきめ細かな保育を行います。
- 小規模保育**  
少人数(定員6～19人)を対象に、  
家庭的保育に近い雰囲気のもと、  
きめ細かな保育を行います。
- 事業所内保育**  
会社の事業所の保育施設などで、  
従業員の子どもと地域の子どもを  
一緒に保育します。
- 居宅訪問型保育**  
障害・疾患などで個別のケアが  
必要な場合や、施設が無くなった地域で  
保育を維持する必要がある場合などに、  
保護者の自宅に1対1で保育を行います。

「子ども・子育て支援新制度リーフレット」(H27: 内閣府)



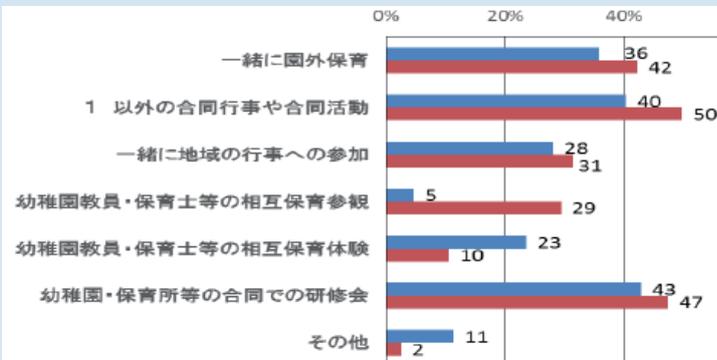
### 【他園との交流の状況】

#### 《交流の有無》



\* H24 調査: 「認定こども園」は「幼稚園」「保育所」のどちらかで回答

#### 《交流内容》



「鳥取県幼児教育調査」(H28)

約半数の園で、保育者等の相互保育参観や合同研修会が行われるなど、相互理解の取組が進んできています。

就学に向けて同じ小学校区の複数の園の5歳児同士の交流が行われるなど、他園との交流が進んでいます。



地域とともにある幼児教育の推進

## 基本方針（２）地域とともにある園づくりの推進

### 目標① 地域資源の活用

地域の自然に触れたり、地域の人々と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域との連携を図る取組を推進します。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 県内の地域資源に関する情報収集、情報提供
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援
- 地域の自然を活用した保育への支援（「とっとり自然保育認証制度」）
- ふるさとキャリア教育の推進（「鳥取県における『ふるさと教育』推進ビジョン」）
- 地域の文化や民話に触れる機会の設定

##### 【市町村・設置者】

- 地域人材活用の支援体制をつくりましょう。
- 地域資源に関する情報収集や情報提供に努めましょう。
- 地域の文化や民話に触れる機会の設定に努めましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 日ごろから身近な地域についての情報収集に努めましょう。
- 地域資源を積極的に活用しましょう。
  - ・ふるさとの山、川などの自然の中での体験活動の実施
  - ・地域に伝わる民話、わらべうた、各種行事など伝統文化と触れ合う体験活動の実施
  - ・地域体験マップや人材バンクなどの作成・活用
- 公園・図書館・児童館・スポーツ施設などを積極的に活用しましょう。
- 地域の福祉施設等との交流を進めましょう。
- 中学生・高校生の保育体験の受入れを進めましょう。
- 地域との積極的な交流や保育に関する情報の発信に努めましょう。



## 基本方針（２）地域とともにある園づくりの推進

### 目標② 子どもを支える地域づくり

全ての子どもたちが、安心・安全に過ごし、豊かに生活することができるよう地域と連携した取組を推進します。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 地域とともにある園・学校づくりの推進
- 地域社会との様々な関わりを通して、子どもたちが安心して活動できる居場所づくり・人づくりの推進

##### 【市町村・設置者】

- 多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支える体制づくりに努めましょう。
- 関係機関による地域の子どもの育むための協議会等を開催しましょう。

##### 【幼稚園・認定こども園・保育所、小学校等】

- 地域と連携して幼児教育を行えるように地域の取組について理解を進めましょう。
- 様々な関係者や組織と日常的なネットワークづくりに努め、地域における幼児教育の中心的役割を果たしましょう。

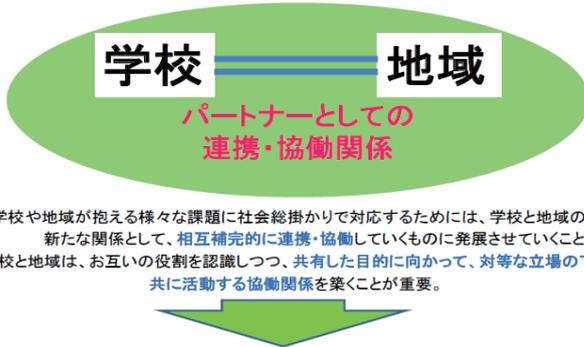
#### 《地域とともに》

様々な地域人材から協力を得るためには、保育者が日ごろから身近な地域社会の実情を把握しておくと同時に、地域から幼稚園・認定こども園・保育所等の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみをもって見守ってもらうことが大切です。

地域社会との双方向の積極的な交流や幼児教育に関する情報の発信など、地域とのネットワークづくりに努め、地域の力を得て、子どもの生活がより充実したものとなるよう取り組みましょう。



## これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿



今後、学校や地域が抱える様々な課題に社会総掛かりで対応するためには、学校と地域の関係を、新たな関係として、相互補完的に連携・協働していくものに発展させていくことが必要。学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、共有した目的に向かって、対等な立場の下で共に活動する協働関係を築くことが重要。

### 双方向性

教育課程内外を通じ、子供たちが積極的に地域で学ぶ、地域課題の解決に取り組む視点(学校と地域がともに魅力を高める視点)

### 対等性

学校依存ではなく、地域社会がより積極的・主体的に教育活動を展開する視点(地域社会が教育の当事者として役割・責任を果たす視点)

### 今なぜ、学校と地域の連携・協働が求められているのか ～学校と地域の連携・協働が必要な理由～

地域とともにある学校への転換

■ これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の人々と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」に転換していく必要。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

■ 地域が教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域全体で子供たちの学びを展開していく環境の整備が必要。  
■ 子供を軸に据え、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図り、住民自ら学習し、教育の当事者としての意識・行動を喚起していく「**子供も大人も学び合い育ち合う教育体制**」の構築が必要。

学校を核とした地域づくりの推進

■ 地域創生の観点からも、これからの子供たちには、**地域に愛着と誇りを持ち、地域課題を解決していく力**が求められている。  
■ 学校という場を核とした学校と地域の協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「**学校を核とした地域づくり**」を推進。

平成27年12月中教審書申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」より

## 施策

### 地域とともにある学校づくり



コミュニティ・スクールは「学校運営協議会」を設置している学校です。地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールの導入が推進されています。

問合わせ先: 鳥取県教育委員会小中学校課

### 日野町教育行政連絡会議 開催要項

#### (目的)

第1条 日野町における保小中一貫教育の推進に向けて、関係機関の連絡調整を図るために、「日野町教育行政連絡会議」(以下「連絡会議」という)を開催する。

#### (構成員)

第2条 連絡会議の構成員は、次にあげる者とする。

- (1) 保育所長
- (2) 小・中学校長
- (3) 学校給食センター所長
- (4) 図書館長・文化センター所長
- (5) 公民館長
- (6) 下榎集会所・隣保館長
- (7) 教育委員会教育長、課長、担当者
- (8) その他必要と認める者

#### (会議)

第3条 連絡会議は、毎月、月初め(第1水曜日の午前9時からを原則とする)に開催し、会場は町内各施設を持ち回りとする。

#### (事務局)

第4条 連絡会議の事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局に置き、指導主事が庶務を担当する。

#### 附 則

この要項は、平成23年1月1日から施行する。



### 【地域の関係機関による 子どもを育むための連絡協議会】

子どもの育ちを支える地域の関係者で構成された委員によって、町の教育振興基本計画の目標に沿って協議しています。

町内の保育所、学校の子どもたちの様子について情報共有するとともに、必要に応じて手立て等を協議することとしています。さらに、所長・校長会で協議する場合もあります。

## POINT

園や学校、子どもたち、家庭・地域社会が抱える課題の解決や子どもたちの健やかな成長に向けて、園・学校・家庭・地域が互いに連携し、地域の子どもたちを育成していきましょう。

## 第V章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用

鳥取県教育振興基本計画に基づき、幼児教育のさらなる充実をめざして、幼児教育の拠点機能の強化を図るため、平成29年度に鳥取県幼児教育センターを設置しました。各市町村、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の取組等にご活用ください。



### 1 主な業務内容

市町村、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の教職員等を対象に、4つの内容を柱に取組を推進しています。

#### (1) 市町村及び園・学校支援に関すること

- 市町村及び園、小学校等の課題等に応じた指導助言の実施
- 市町村等幼児教育・保育指導者研修の実施（年2回）



#### (2) 調査・研究に関すること

- 「鳥取県幼児教育振興プログラム」改訂・策定（H30・R元年度）・周知
- 幼保小の円滑な接続の課題に対応した効果的な取組「幼保小連携推進事業」等の実施

#### (3) 研修機会の提供に関すること

- 各種研修の実施
- 幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会
- 訪問指導の実施（計画訪問・要請訪問）
  - ・県による計画訪問の実施
  - ・市町村計画訪問への同行支援
  - ・幼稚園・認定こども園・保育所等の保育、研究等に係る訪問
- 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等における幼保小合同研修会等への講師派遣



#### (4) 情報提供・相談に関すること

- 幼児教育に関する情報提供
- 関係機関との連携による相談

### 2 主な支援

#### (1) 園訪問による支援

鳥取県幼児教育センターには、担当指導主事と幼児教育支援員、幼児教育アドバイザー、保育専門員が配置されています。訪問を通して、園の現状と課題の把握、園内研修支援、小学校との連携・接続の推進、情報提供など、各幼稚園・認定こども園・保育所等や地域の実態に応じた支援を行っています。

#### 《支援の内容》

- 園経営に係る支援（各園の課題解決等への支援）
  - 〈園長・所長等への助言〉
    - ・教育・保育方針

- ・ 全体的な計画、指導計画等
- ・ カリキュラム・マネジメント
- ・ 研究テーマ設定
- ・ 学校評価・園評価
- ・ 職員研修体制
- ・ 保護者支援

#### ○職員研修に係る支援

〈保育に関する指導助言（保育参観をもとにした研修を支援）〉

- ・ 乳幼児の活動と保育のねらい
- ・ 保育者の援助、環境の構成
- ・ 保育指導案

〈研修体制づくり（研修会事前相談・継続的な支援）〉

- ・ 研修方法
- ・ 研修の見通しや進め方

#### ○保護者研修に係る支援（保護者に向けた支援）

〈研修会講師〉

- ・ 基本的な生活習慣の形成
- ・ 乳幼児期の子育て
- ・ 就学前に大切にしたいこと
- ・ 保護者同士の仲間づくり



### (2) 幼保小連携・接続への支援

#### ○接続カリキュラム（アプローチ・スタート）の編成・改善について

- ・ 小学校等の教職員の保育体験や保育者の小学校での授業体験後の効果的な研修の進め方について

#### ○管理職による幼保小連絡協議会への支援

- ・ めざす子ども像の共有について
- ・ 育ちと学びをつなぐための幼保小の取組について

#### ○幼児と児童の交流活動への支援

- ・ 互惠性のある交流とするために
- ・ 交流計画の作成・改善について

#### ○幼保小合同研修会への支援

- ・ 研修会講師
- ・ 小学校等の教員の保育体験や保育者の小学校での授業体験後の研修



### (3) 研修会の開催

本県では、県幼児教育センターを拠点として、教育センター及び子育て王国課と連携・協力して、園種や設置者の違いに関わらず全ての乳幼児・児童に質の高い教育・保育を保障することをめざして、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の教職員等を対象とした研修を実施しています。

**\* 研修会の詳細は、第四章 2 「保育者の資質の向上」（P46）参照**

# 鳥取県幼児教育関係資料

## 鳥取県幼児教育振興プログラム(改訂版)(R元年10月改訂予定)

H25年3月



本県における幼児教育の充実に向けた方向性や具体的な取組等の指針を示しています。

めざす幼児の姿「遊びきる子ども」に向けて、推進の柱に基づき、基本方針と目標を設定しました。

### 推進の柱

- (1) 幼児教育・保育内容の充実
- (2) 教員・保育士等の資質の向上
- (3) 小学校教育との連携推進
- (4) 子育て・親育ち支援の充実
- (5) 地域で支える幼児教育の推進

## 鳥取県幼保小連携カリキュラム

H26年3月



「鳥取県幼児教育振興プログラム(改訂版)」に基づき、幼保小の「相互理解」と連携による「教育の充実」と一層の推進をめざし、幼児教育と小学校1年生入門期の教育内容や指導方法等の学びのつながりをまとめています。

### 内容

- 各年齢のめざす姿 (0歳～小学校1年生前半)
- 活動事例 ● スタートカリキュラム例

## 保護者版リーフレット

H26年9月



保護者向けのリーフレットです。園での遊びをとおして幼児が学んでいることや、子育てのポイントについて紹介しています。

## 幼保小連携・接続リーフレット

H31年3月



「幼稚園教育要領」等で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をまとめています。子どもの育ちを捉える手掛かりとして、幼保小の合同研修会等で御活用ください。

## 園内研修用資料

H28年3月

園や地域の特色を生かし「遊びきる子ども」の育成をめざした研究テーマに基づいた取組や、「遊び」を充実させるための取組例を紹介しています。



### 「鳥取県「遊びきる子ども」を育む取組事例集

#### 園内研修例や、遊びを充実させる取組例

- 園の特色ある取組 ● 実践事例
- DVD掲載事例 ● 円滑な接続に向けた取組



### 「園内研修用DVD」

#### 保育場面の映像を使った研修例

- 保育者の援助と環境の構成を考える研修
- 視点を絞って保育を振り返る研修
- 様々な側面から姿や育ちを捉える研修

## 鳥取県幼保小接続ハンドブック

H30年3月



幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校等の取組の参考となる実践例や、園と小学校の情報交換や研修例等を紹介しています。

### ◆鳥取県幼児教育センター連絡先◆

小中学校課幼児教育担当

電話 0857-26-7915

ファクシミリ 0857-26-8170

東部教育局

電話 0857-22-1603

ファクシミリ 0857-22-1607

中部教育局

電話 0858-23-3251

ファクシミリ 0858-23-5203

西部教育局

電話 0859-31-9773

ファクシミリ 0859-35-2096

## 資料編

## 改訂のポイント

# 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

平成29年に告示された「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」において、幼児期において育みたい資質・能力が育まれている5歳児後半の具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。「小学校学習指導要領」の総則においても、この幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導の工夫が求められています。これは、5歳児後半の姿であると同時に小学校の始まりの姿でもあります。この姿を幼保小が子どもの育ちを捉える手掛かりとして共有していくことが重要です。

## 健康な心と体

園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。



## 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。



## 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。



## 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。



## 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。



## 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。



## 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探求心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。



## 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。



## 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。



## 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。



「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」は、それぞれの時期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより見られる姿であり、**育ちの方向性を示すもの**です。これらの姿を念頭に、園においては、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり、必要な援助を行ったりすることが大切です。また、小学校においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが各教科の学習に円滑に接続されるような指導の工夫を行うことが大切です。

### 留意点

- \* 方向目標であり、到達目標ではない。
- \* 一つずつ取り出して指導したり、評価したりするものではない。
- \* 全ての子どもに同じように見られるものではない。



鳥取県における「ふるさとキャリア教育」のめざす人間像

1. ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
2. 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
3. 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
4. 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材

学 校

連携・協働

保護者・地域・社会

小・中学校…各市町村で独自の取組を実施  
特別支援学校小学校部・中学部…各学校で様々な取組を実施

高等学校・特別支援学校高等部…各学校で様々な取組を実施

◆幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）

【0歳から就学前】

- 地域の特色を生かした遊び
- 身近な自然や文化・伝統に親しむ遊び

ふるさと教育の視点

◆小学校及び特別支援学校小学部

- 【1、2年生】
- 生活科
  - 特別活動【学級活動(3)キャリア教育】
- 【3、4年生】
- 社会科【実践例】「学校のまわり」「水はどこから」
  - 特別の教科 道徳 ○総合的な学習の時間
  - 特別活動【学級活動(3)キャリア教育】

愛着をもつ  
自分の住む地域のすばらしさや魅力を知ることによって、地域への愛着をもつ

考える  
自分の住む地域社会や鳥取県について体験的に学ぶことで、ふるさと鳥取の魅力を意識し、自分のふるさとを考えたくなるようになる

【5、6年生】

- 社会科【実践例】「情報産業とわたしたちのくらし」「自然災害を防ぐ」「わたしたちのくらしと政治」
- 特別の教科 道徳
- 総合的な学習の時間
- 特別活動【学級活動(3)キャリア教育】

◆中学校及び特別支援学校中学部

- 社会科【実践例】「歴史の調べ方 まとめ・発表の仕方」「身近な地域の調査」「これからの食糧生産とわたしたち」
- 特別の教科 道徳
- 総合的な学習の時間
- 特別活動【学級活動(3)キャリア教育】
- 職場体験 ※2年生のみ

行動する  
地域社会や地元企業に対する理解を深める中で、自己の生き方を考えるとともに、ふるさと鳥取の課題解決のために自分自身ができることを考え行動する

全県で統一したビジョンにより推進

地域とともにある学校づくり

学校、保護者、地域住民等が、教育の当事者となることで、責任感を持ち、積極的に子供への教育に携わる。  
・学校運営や教育活動へ参画することで、子どもたちの学びや体験を充実させるとともに、大人の自己有用感や生きがいにも繋げる。  
・顔が見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営を推進する。

社会に開かれた教育課程

コミュニティ・スクール  
地域学校協働活動  
一体的推進

「キャリア・パスポート」(児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等)を軸に、「人(つながり・絆)」、「物(自然・文化・歴史)」、「仕事(金)」を系統的につなぐ

生き方を確立する  
ふるさとに誇りを持ち、これからの鳥取県の未来を考え、貢献しようとする心を養うとともに、社会における自らの役割や将来の生き方を確立する

- 地域の自然遊びへの支援
- 地域の文化・伝統に親しむ機会の提供

- 郷土学習・ふるさと学習・地域の自然を学ぶ学習・キャリア教育(地域での職場見学等)への協力
- 地域行事への児童の参加促進(伝統文化・芸能の継承(祭り等)、防災訓練等)
- 学校支援(花壇整備、登下校見守り、あいさつ運動、学習支援、読み聞かせ等)
- 児童のまちづくりへの参画機会の提供(花壇整備、防災マップ作成等)
- リーダーとなる子どもの育成支援(公民館主催のリーダー研修等)

- 郷土学習・ふるさと学習・地域の自然を学ぶ学習・キャリア教育(地域での職場体験等)への協力
- 学校支援(あいさつ運動、読み聞かせ等)

- 生徒のまちづくりへの参画機会の提供(地域課題解決学習、地域の特産品づくり、中学生議会への参加等)
- リーダーとなる子どもの育成支援(県子ども会育成連絡協議会主催のジュニアリーダー研修)

- 生徒のまちづくりへの参画機会の提供(地域探究、高校生サークル等による地域づくり、高校生議会への参加)
- 地域貢献活動の受入れ(清掃活動、地域イベント・高齢者施設でのボランティア活動等)

- キャリア教育(インターンシップによる就労体験、県内企業による企業合同説明会等)への支援

【県での取組】

- ◆社会教育関係者等の人材育成
  - 学校教育と社会教育の連携・協働等を推進するための人材の育成
- ◆青少年社会教育施設等での自然体験活動
  - 星空観察、キャンプ、登山、スキー、自然観察等
- ◆県全体での「とっとり県民の日」一斉取組
  - 地産地消給食、鳥取県クイズ、歴史小冊子配布

学校を核とした地域づくり

・地域住民、学生、保護者、PTA、NPO法人、民間企業、各種団体の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える。  
・地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える。

夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来ふるさと鳥取県に貢献する気概を持つ生徒に成長

→ 卒業(進学)の際に「とっとり学生登録」への登録

【目標】100%

キャリア教育の視点

※特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部)においては、幼児教育施設、小学校及び中学校に準じた取組を各学校で行うとともに、児童生徒の居住地及び学校周辺において「交流及び共同学習」を実施している。

## 「幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」名簿

【検討委員】

◎座長

	氏名	所属
幼稚園・ 認定こども園・ 保育所関係者	飛川みゆき	国公立幼稚園・こども園長会（北栄町立大谷こども園長）
	日野 彰則	私立幼稚園・認定こども園協会（認定こども園倉吉幼稚園長）
	大橋 和久	子ども家庭育み協会（倉吉東こども園長）
小学校関係者	岡本 雅子	小学校長会（北栄町立北条小学校長）
保護者	西澤 晋介	認定こども園鳥取第二幼稚園PTA副会長
家庭教育関係者	浅雄 淳子	「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ
学識経験者 ◎	塩野谷 齊	鳥取大学地域学部教授
	國本 真吾	鳥取短期大学幼児教育保育学科学科長・教授
市町村行政 関係者	砂流 誠吾	日野町教育委員会事務局教育課長
	重本まなみ	鳥取市健康こども部こども家庭課参事
アドバイザー	無藤 隆	白梅学園大学大学院特任教授

## 【協議の経過】

会議	開催日	内容
第1回	平成30年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を取り巻く現状と課題について</li> <li>・鳥取県のめざす幼児の姿について</li> <li>・アドバイザーによる講義</li> </ul>
第2回	平成30年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県幼児教育振興プログラム（案）について</li> <li>・アドバイザーによる指導助言</li> </ul>
第3回	平成31年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県幼児教育振興プログラム（案）及び参考資料について</li> <li>・保護者支援の現状と今後の取組について</li> <li>・鳥取県幼児教育振興プログラムのサブタイトル案について</li> </ul>
パブリック コメント実施	令和元年5月27日～ 令和元年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県幼児教育振興プログラム」（第2次改訂概要案）に関する意見募集</li> </ul>
第4回	令和元年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果について説明</li> <li>・鳥取県幼児教育振興プログラム（案）及び参考資料について</li> <li>・「鳥取県教育振興基本計画」とのつながりについて</li> <li>・鳥取県幼児教育振興プログラムのサブタイトルについて</li> </ul>
第5回	令和元年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂案）について</li> <li>・鳥取県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」について</li> <li>・表紙掲載写真について</li> <li>・アドバイザーによる指導助言・講義</li> </ul>

## 【事務局】

## 《鳥取県》

子育て・人財局子育て王国課  
 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課  
 福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課

## 《鳥取県教育委員会》

幼児教育センター（小中学校課内）  
 特別支援教育課  
 教育センター教育企画研修課  
 人権教育課  
 体育保健課

## 情報提供をいただいた幼稚園・保育所・認定こども園・学校等

- ・鳥取市立こじか園
- ・湯梨浜町立まつざきこども園
- ・鳥取大学附属幼稚園
- ・認定こども園鳥取第五幼稚園
- ・米子市認定こども園あけぼの幼稚園
- ・琴浦町立ことうらこども園
- ・米子市東みずほ幼稚園
- ・鳥取市立みたから保育園
- ・認定こども園鳥取第四幼稚園
- ・鳥取市立河原あゆっこ園
- ・北栄町立大谷こども園
- ・湯梨浜町立たじりこども園
- ・湯梨浜町立とうごうこども園
- ・北栄町立北条こども園
- ・境港市立なかはま保育園
- ・認定こども園鳥取第一幼稚園
- ・鳥取市愛真幼稚園
- ・三朝町立みささこども園
- ・倉吉市立西郷保育園、倉吉市ババール園、倉吉東こども園
- ・認定こども園鳥取第三幼稚園、鳥取市立千代保育園、鳥取市浜坂保育園・鳥取あすなる保育園
- ・鳥取市わかば台保育園、鳥取市立若葉台小学校
- ・日南町立にちなん保育園・山の上保育園（分園）・石見保育園（分園）、日南町立日南小学校
- ・日野町立ひのっこ保育所、日野町立根雨小学校
- ・鳥取県立鳥取聾学校、鳥取市かんろ保育園
- ・伯耆町立溝口保育所、伯耆町立溝口小学校
- ・鳥取市立浜村保育園、鳥取市立浜村小学校
- ・岩美町立みなみ保育所、岩美町立岩美南小学校
- ・倉吉市立小鴨保育園、倉吉市立小鴨小学校
- ・米子市立就将小学校、米子市立すみれ保育園、米子聖園マリア園、わかば園、仁慈保幼園、認定こども園みずほ幼稚園、鳥取大学医学部附属病院すぎのこ保育所
- ・鳥取市立福部未来学園
- ・米子市立啓成小学校
- ・北栄町立大誠こども園
- ・琴浦町立こがねこども園
- ・大山町立大山保育所
- ・若桜町立わかさこども園
- ・北栄町立由良こども園
- ・日吉津村立日吉津保育所
- ・認定こども園鳥取短期大学附属こども園
- ・境港市立あがりみち保育園
- ・智頭町立ちづ保育園
- ・鳥取市立福部未来学園幼稚園
- ・湯梨浜町立あさひこども園
- ・南部町立さくら保育園
- ・湯梨浜町立はわいこども園
- ・鳥取市わかば保育園
- ・八頭町立八東保育所
- ・江府町立子供の国保育園
- ・琴浦町赤碕こども園
- ・社会福祉法人鳥取福祉会保育部
- ・米子市立淀江小学校
- ・北栄町立北条中学校

鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）

遊びきる子ども

～遊びを通した育ちと学びを未来へつなぐ～

令和元年11月発行

発行：鳥取県教育委員会事務局小中学校課

鳥取県幼児教育センター

電話 (0857) 26-7915

ファクシミリ (0857) 26-8170

電子メール [shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp](mailto:shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp)



